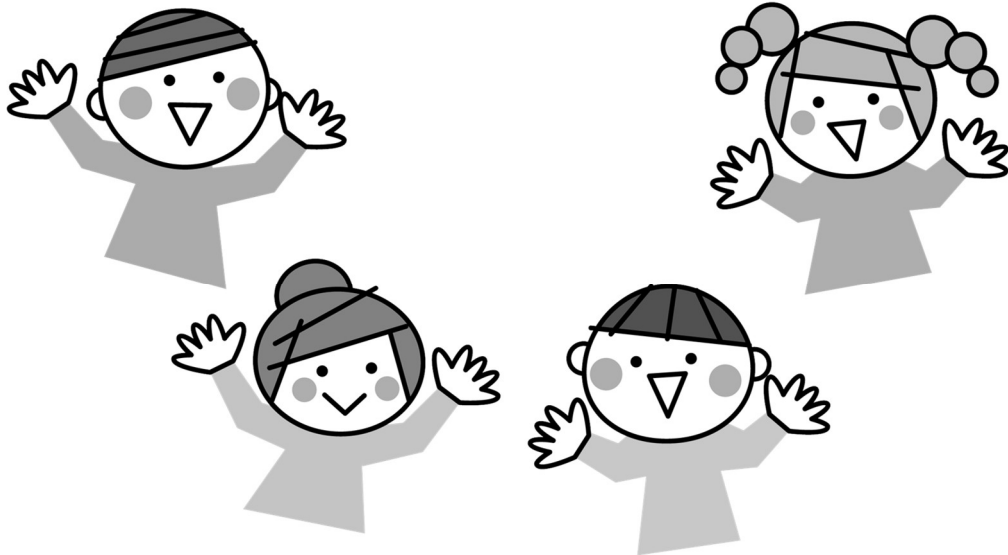


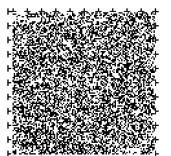


令和7年度～令和11年度



令和7年3月
白 岡 市

このマークは、
視覚に頼れない方などが
使う音声コード
(Uni-voiceコード) です。



はじめに

国では、令和5年4月にこどもまんなか社会の実現に向けて、こども家庭庁が発足しました。また、同日にこども基本法が施行され、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健康やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、様々な施策が展開されているところです。



本市におけるこども施策につきましては、平成27年3月に「白岡市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期白岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な事業を展開してまいりました。

このたび、「第2期白岡市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了を迎えることに伴い、令和5年度に「子育て支援についてのアンケート」及び「子どもの生活に関する実態調査、こども・若者の意識と生活に関する調査」を実施し、次期白岡市子ども・子育て支援事業計画を含む、「白岡市こども計画」を策定いたしました。

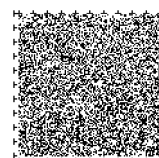
本計画では、「みんなでつくる こども・若者の未来」を目標像に、子育てを楽しみながら充実した暮らしを送れるまちの実現を目指しております。

今後は、「こども・若者の権利と意思を尊重し、幸せに成長することをまち全体で支援する」という本計画の基本理念の下、こども・若者・子育て支援に係る様々な事業に取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、アンケート調査やパブリックコメント等を通して貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に御審議を重ねていただきました白岡市児童福祉審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

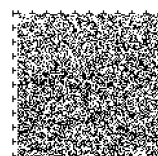
白岡市長

藤井 栄一郎



目 次

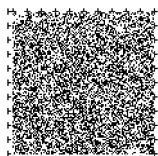
序論	7
第1章 計画の策定に当たって	9
1 策定の趣旨	9
2 計画の位置付け	9
3 計画の期間	10
4 計画の策定体制	10
第2章 こどもや子育てをめぐる現況	11
1 人口と世帯	11
2 こども・子育てをめぐる現況	14
3 将来人口	20
4 アンケート調査結果の概要	22
5 「第2期白岡市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	39
6 今後の課題	40
計画編	43
第1章 計画の基本的な考え方	45
1 計画の基本理念	45
2 計画の基本目標	46
3 施策体系	48
第2章 施策の展開	49
基本目標1 こども・若者が安心して成長できる環境づくり	49
基本目標2 子育て家庭や若者が住みよい環境づくり	61
基本目標3 こどもが個性豊かに育つ環境づくり	77
基本目標4 配慮を要するこどもを支援する環境づくり	86
第3章 子ども・子育て支援事業の推進	98
1 子ども・子育て支援事業とは	98
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	98
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	102
第4章 計画の推進に向けて	111
1 計画の周知	111
2 計画の推進体制	111
3 計画の推進にかかる成果指標	114



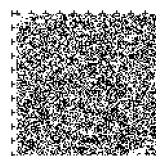
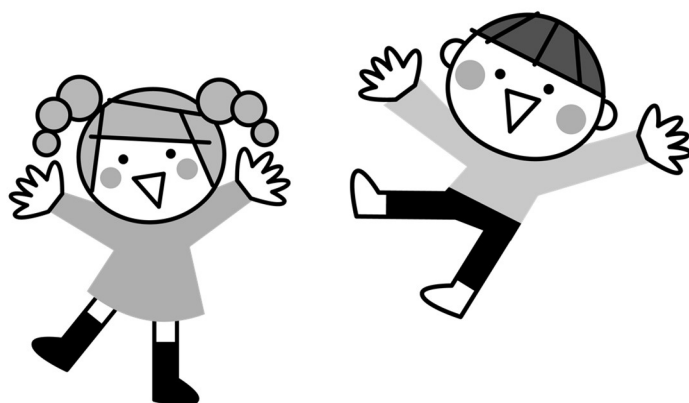
資料編	115
策定経過	117
白岡市児童福祉審議会条例	118
白岡市児童福祉審議会委員名簿	120
白岡市児童福祉審議会諮問	121
白岡市児童福祉審議会答申	122
用語説明	123

「こども」の表記について

こども基本法の理念を踏まえ、「こども」の表記を用いることを基本としますが、法令等に根拠がある用語や固有名詞等については、「子ども」や「子供」の表記を用いています。



序論



第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

- 「日本国憲法」及び「こどもの権利条約」の精神にのっとり、令和5年に、こども施策を総合的に推進する「こども基本法」が施行され、この法律に基づいて「こども大綱」が定められました。
- 「こども大綱」は、こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困の解消に向けた対策など、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項を一元化したものとなっています。
- 「こども基本法」では、「こども大綱」等を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされています。
- 本市の子育て支援施策については、令和2年に策定した「第2期白岡市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策推進計画）」に基づき、様々な取り組みを行ってきました。この計画が令和6年度をもって期間満了となることから、新たな計画を策定する必要があります。

2 計画の位置付け

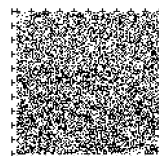
この計画は、次の法律等に基づく計画として位置付け、一体的な計画として策定します。

- こども基本法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」
- 子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法*第8条の規定に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条の規定に基づく「市町村計画」

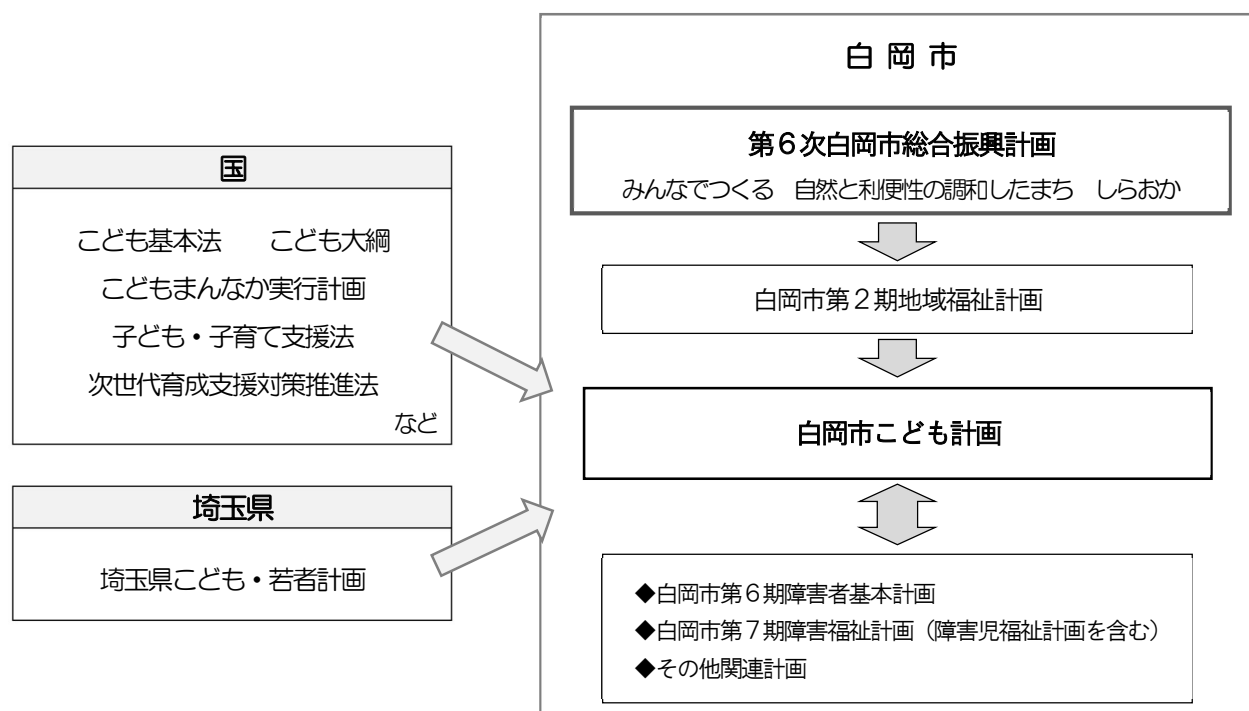
また、こども大綱（既存の「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」を一元化）を勘案して作成するものです。

さらに、市の最上位計画である「白岡市第6次総合振興計画」の個別分野計画として策定します。このほか、県や市の各種関連計画との整合・連携を図ります。

*次世代育成支援対策推進法（令和7年3月末までの時限立法）は令和6年5月に改正され、令和17年3月末まで10年間延長されることとなりました。



■ 計画の位置付け



3 計画の期間

○計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

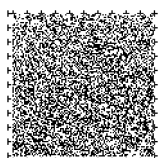
令和5 年度 (2023)	令和6 年度 (2024)	令和7 年度 (2025)	令和8 年度 (2026)	令和9 年度 (2027)	令和10 年度 (2028)	令和11 年度 (2029)	令和12 年度 (2030)	令和13 年度 (2031)
第2期 白岡市 子ども・子育て支援 事業計画		白岡市子ども計画					(次期計画)	

4 計画の策定体制

○「白岡市児童福祉審議会」において、計画についての協議をいただきました。

○広く市民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

○アンケートやヒアリング調査により、子どもや若者、子育て家庭の生活実態や意向を把握し、反映しました。



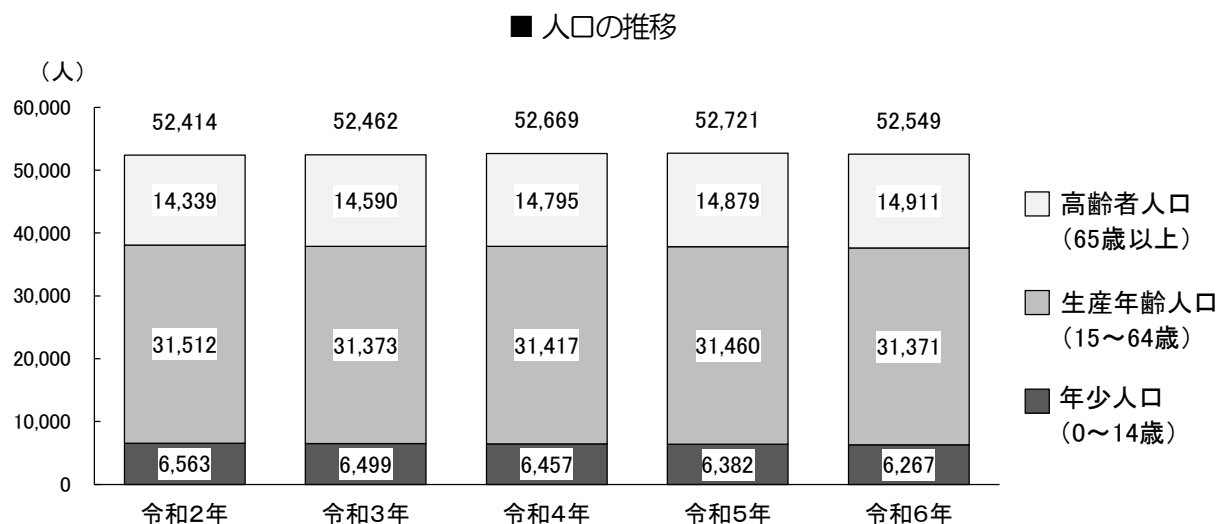
第2章 こどもや子育てをめぐる現況

1 人口と世帯

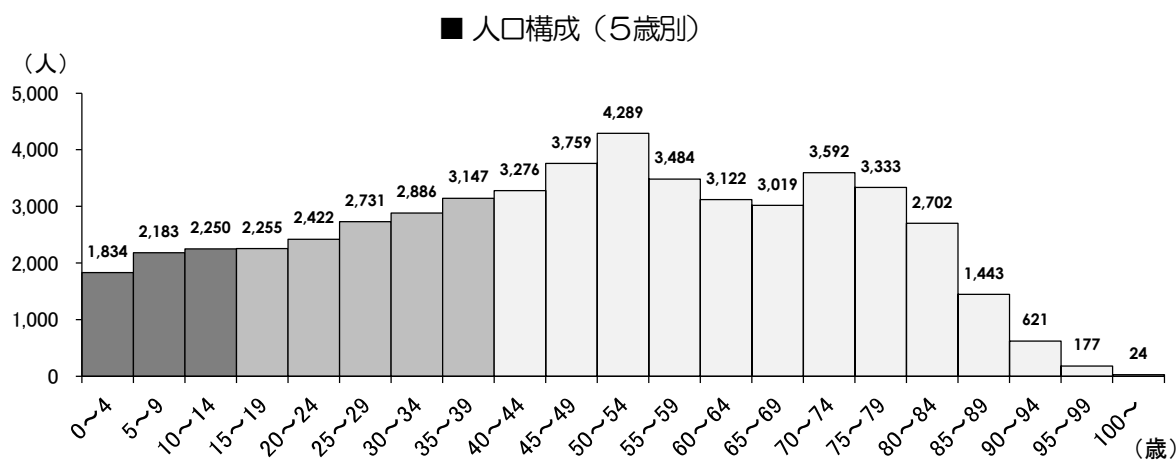
(1) 総人口

本市の総人口をみると、令和2年から令和5年にかけては増加傾向となっていますが、令和6年には減少となっています。令和6年の総人口は52,549人で、令和2年からみると、135人増加しています。

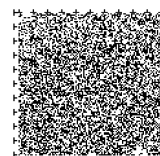
令和6年の人口を5歳別にみると、50～54歳が4,289人で最も多くなっています。40歳代以下の若い年代層の人口は年齢が下がるにしたがって減少しています。



資料：白岡市住民基本台帳（各年4月1日現在）



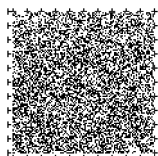
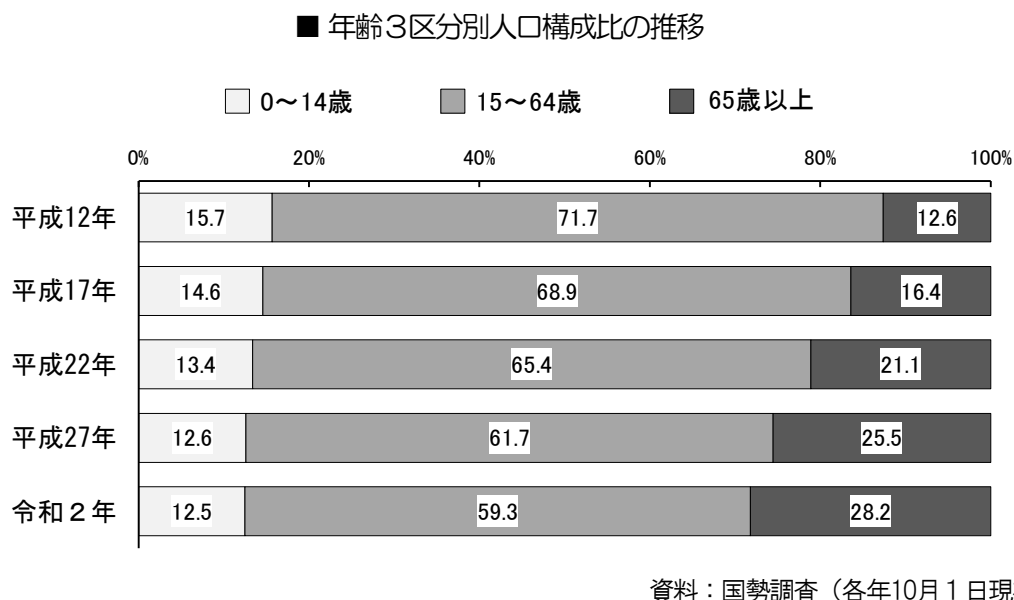
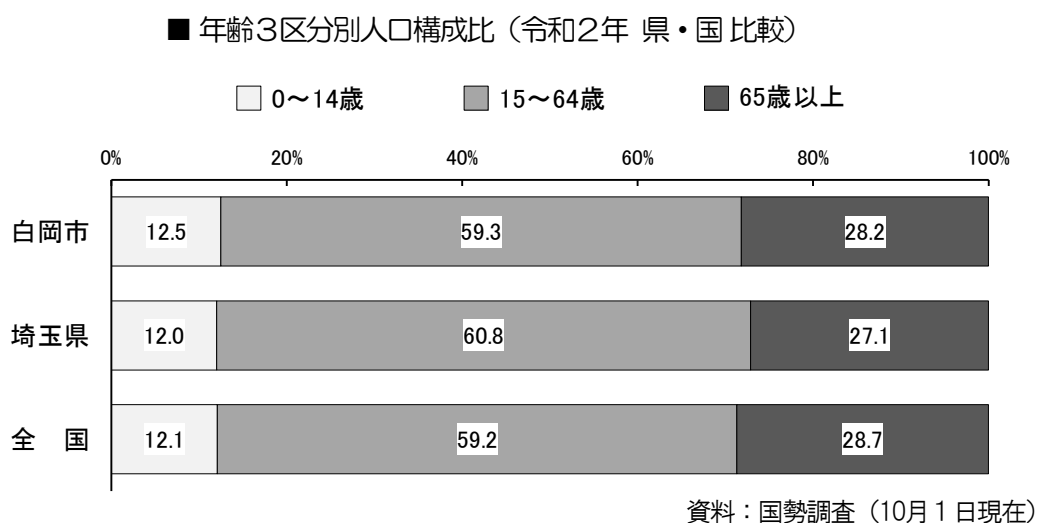
資料：白岡市住民基本台帳（令和6年4月1日現在）



(2) 人口構成比

令和2年の国勢調査において、本市の年齢3区分人口構成比を国や県と比較すると、0～14歳人口の割合は県や全国より高くなっています。15～64歳の割合は、県より低くなっていますが、全国よりわずかに高くなっています。

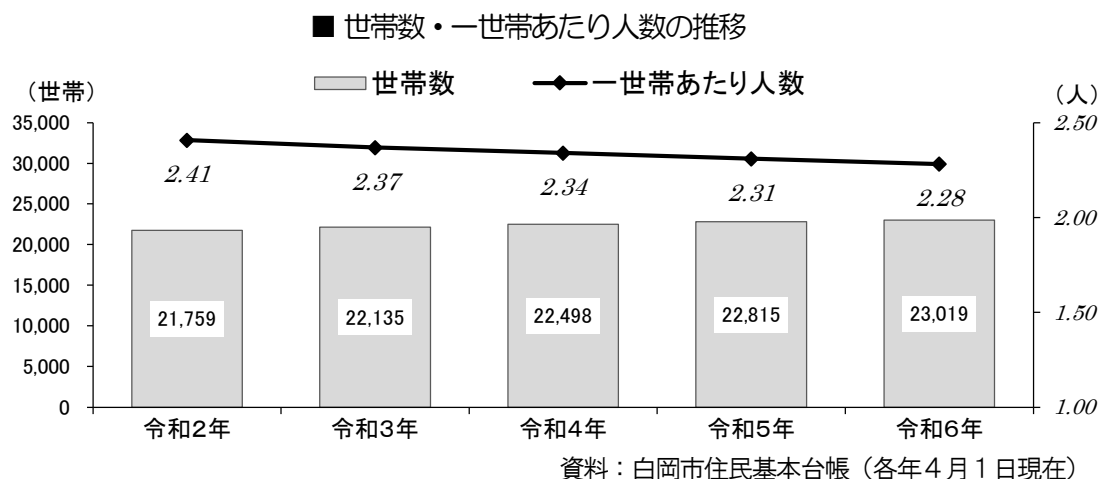
平成12年以降の、本市の年齢3区分人口構成比の推移をみると、0～14歳、15～64歳の割合は減少傾向が続いています。令和2年の割合を平成12年と比較すると、0～14歳は3.2ポイント、15～64歳は12.4ポイントの減少となっています。



(3) 世帯数・一世帯あたり人数の推移

世帯数は年々増加しており、令和6年は23,019世帯となっています。一方、一世帯あたりの人数は減少しており、令和6年には2.28人となっています。

これを令和2年の値と比較すると、世帯数は1,260世帯の増加、一世帯あたりの人数は0.13人の減少となっています。



(4) 一般世帯の構成

本市の令和2年における一般世帯の構成割合をみると、核家族世帯の割合が県に比べて8.3ポイント高くなっています。また、本市の平成27年の値と比較すると、核家族世帯の割合は1.2ポイント減少しており、ひとり親と子どもが0.6ポイント、ひとり暮らしが3.2ポイント増加しています。

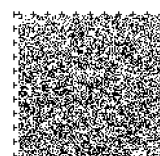
■ 一般世帯の構成割合

単位：％

		白岡市		埼玉県
		平成27年	令和2年	令和2年
核家族世帯		68.6	67.4	59.1
	夫婦のみ	22.8	23.2	20.8
	夫婦と子ども	37.1	34.9	29.1
	ひとり親と子ども	8.7	9.3	9.2
	男親と子ども	1.6	1.5	1.5
	女親と子ども	7.1	7.8	7.7
3世代世帯		6.4	4.5	3.4
ひとり暮らし		21.5	24.7	34.3
その他		3.5	3.4	3.2
合計（一般世帯）		100.0	100.0	100.0

※ 背景がグレーの項目は、割合が県の値より大きいもの

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

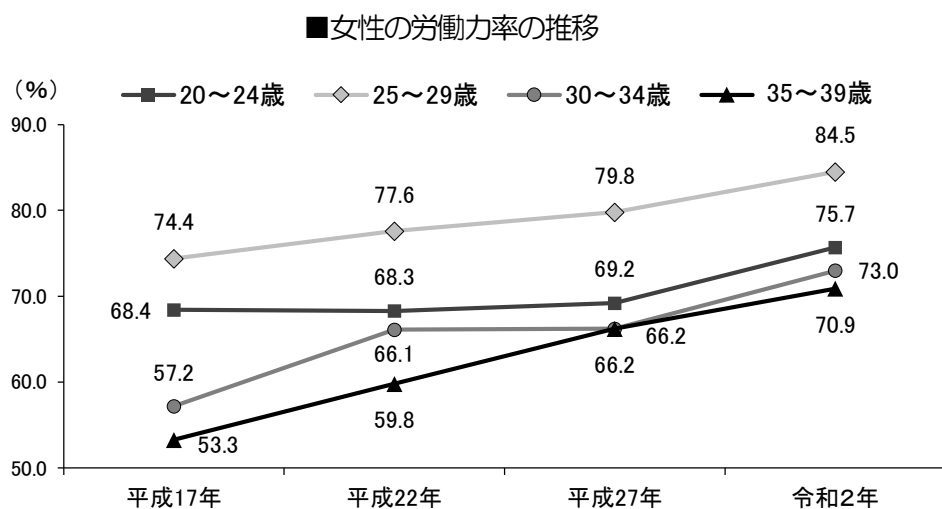


2 こども・子育てをめぐる現況

(1) 女性の労働力率の推移

本市の平成17年から令和2年にかけての、女性の労働力率の推移をみると、すべての年代で増加傾向となっています。

平成17年と令和2年を比較すると、25～29歳で10.1ポイント、30～34歳で15.8ポイント、35～39歳で17.6ポイント増加しました。



※労働力率 = 労働力人口/人口

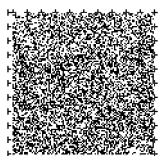
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■ [参考] 令和2年の女性の労働力率（県・国比較）

単位：%

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
白岡市	75.7	84.5	73.0	70.9
埼玉県	74.7	86.0	76.3	74.4
全国	74.2	86.6	79.1	78.1

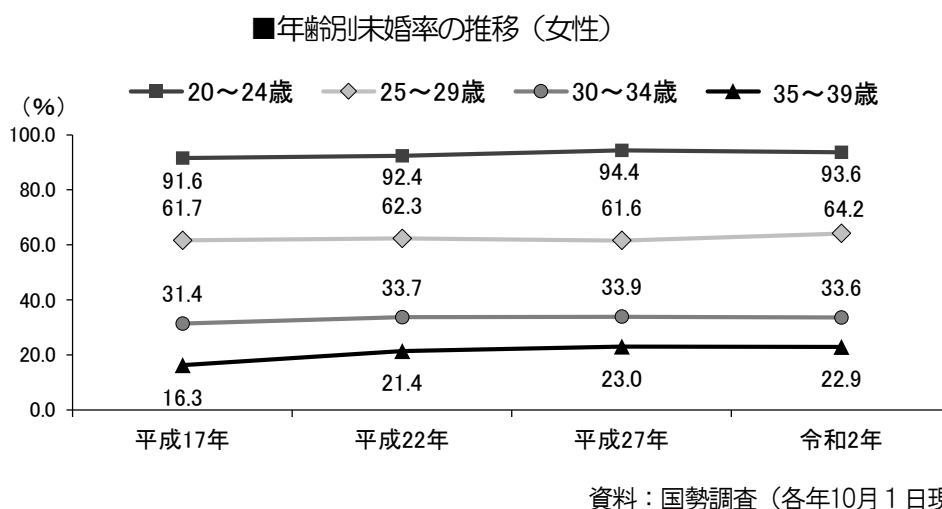
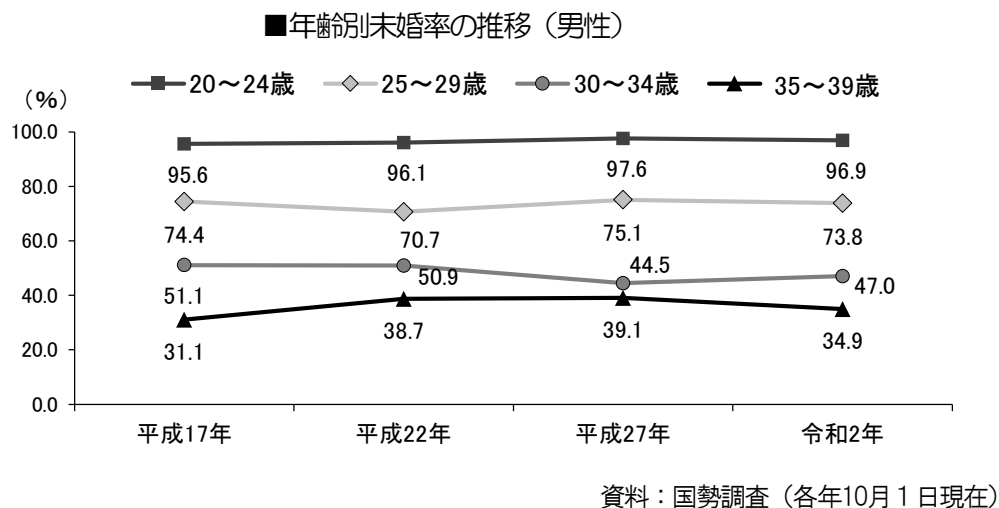
資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(2) 年齢別未婚率の推移

本市の20～39歳の男女別未婚率の推移をみると、概ね横ばい傾向となっています。

令和2年の30～34歳男性の未婚率は47.0%で、30～34歳女性の33.6%より13.4ポイント高くなっています。

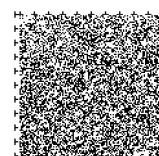


■ [参考] 令和2年の未婚率（県・国比較）

単位：％

		20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
白岡市	男性	96.9	73.8	47.0	34.9
	女性	93.6	64.2	33.6	22.9
埼玉県	男性	96.2	77.0	52.5	39.3
	女性	93.6	66.3	37.5	24.8
全国	男性	95.7	76.4	51.8	38.5
	女性	93.0	65.8	38.5	26.2

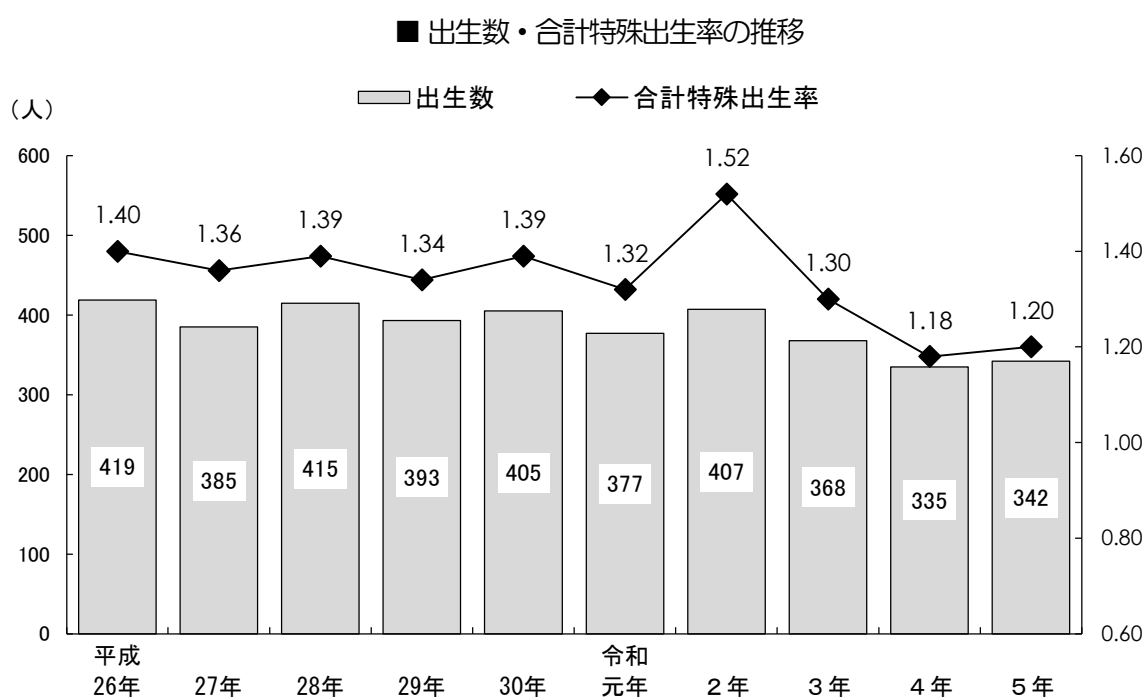
資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(3) 出生数・合計特殊出生率の推移

本市の平成26年以降の出生数は、年間400人前後で推移していましたが、令和3年、令和4年と減少しました。令和5年は増加に転じ、出生数は342人となっています。

合計特殊出生率をみると、令和2年は1.52と高くなりましたが、その後低下し、令和5年は1.20となっています。令和5年の値を県・全国と比較すると、全国とは同率、県よりはわずかに高くなっています。

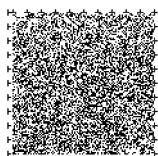


資料：埼玉県人口動態概況

■ 合計特殊出生率の推移（県・国比較）

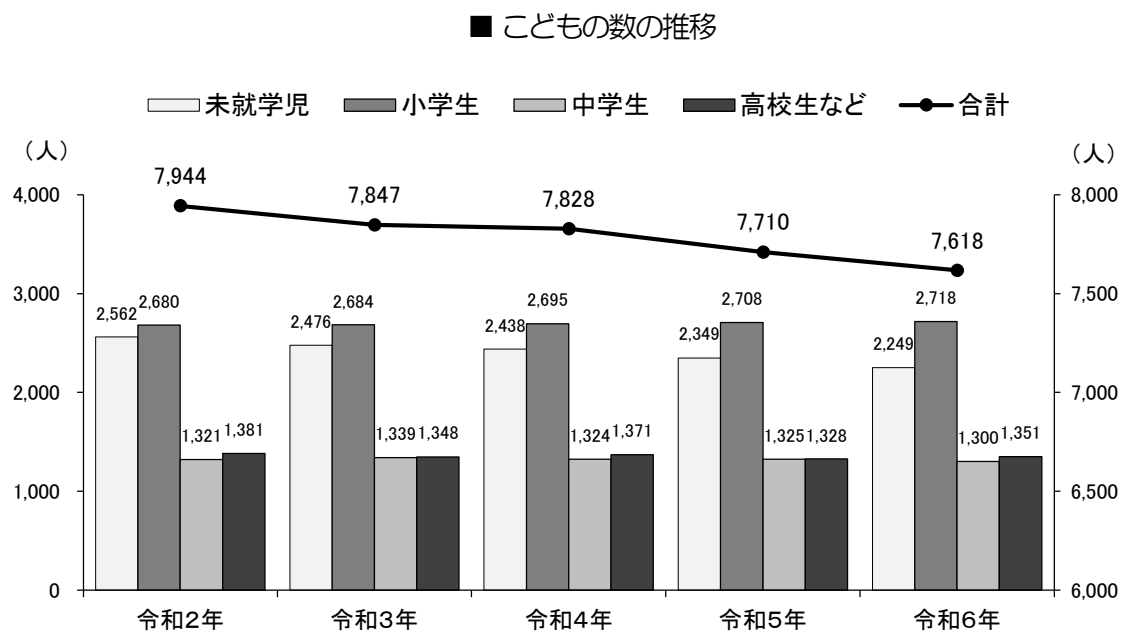
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
白岡市	1.32	1.52	1.30	1.18	1.20
埼玉県	1.27	1.27	1.22	1.17	1.14
全国	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

資料：埼玉県人口動態概況

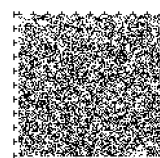


(4) 18歳未満のこどもの数の推移

本市の令和2年以降の18歳未満人口の推移をみると、減少傾向となっており、令和6年は7,618人となっています。内訳をみると、未就学児、中学生、高校生などは横ばいもしくは減少となっていますが、小学生の人口は増加となっています。



資料：白岡市住民基本台帳（各年4月1日現在）



(5) こどもがいる世帯数の推移

本市のこどもがいる世帯数をみると、6歳未満児がいる世帯数は令和2年では1,931世帯で、平成22年以降は横ばいで推移しています。

また、18歳未満児がいる世帯数は令和2年では4,719世帯で、平成22年の値と比較すると218世帯減少しています。

■ 6歳未満児がいる世帯数

単位：世帯

	一般世帯	6歳未満児がいる世帯					
			核家族世帯				その他
				夫婦と 子ども	男親と 子ども	女親と 子ども	
平成22年	17,851	1,923	1,671	1,627	2	42	252
平成27年	19,165	1,913	1,718	1,676	2	40	195
令和2年	20,484	1,931	1,790	1,722	4	64	141

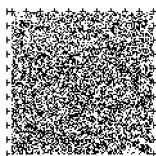
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■ 18歳未満児がいる世帯数

単位：世帯

	一般世帯	18歳未満児がいる世帯					
			核家族世帯			その他	
				夫婦と 子ども	男親と 子ども		女親と 子ども
平成22年	17,851	4,937	4,111	3,768	46	297	826
平成27年	19,165	4,785	4,098	3,790	40	268	687
令和2年	20,484	4,719	4,245	3,870	34	341	474

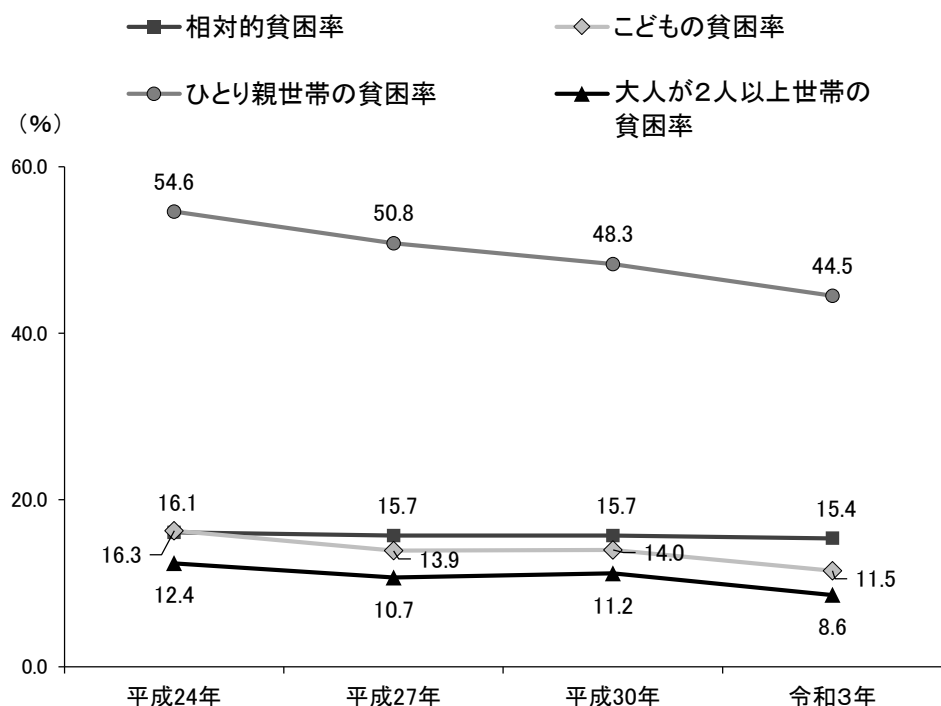
資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(6) 全国におけるこどもの貧困の状況

国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、全国における17歳以下のこどもの貧困率は11.5%となっています。また、ひとり親等の世帯では44.5%が貧困世帯となっています。

■ こどもの貧困率の推移（国）



資料：国民生活基礎調査

相対的貧困率：貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合。算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づきます。

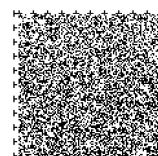
等価可処分所得：世帯の収入から税金や社会保険料等を除いた手取り収入（可処分所得）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。世帯の可処分所得はその世帯人員に影響されるので、世帯人員で調整しています。

貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の値

こどもの貧困率：こども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たないこどもの割合。

大人が2人以上世帯の貧困率：こどもがいる現役世帯のうち、大人が2人以上世帯の貧困率。

[厚生労働省 国民生活基礎調査 資料から作成]



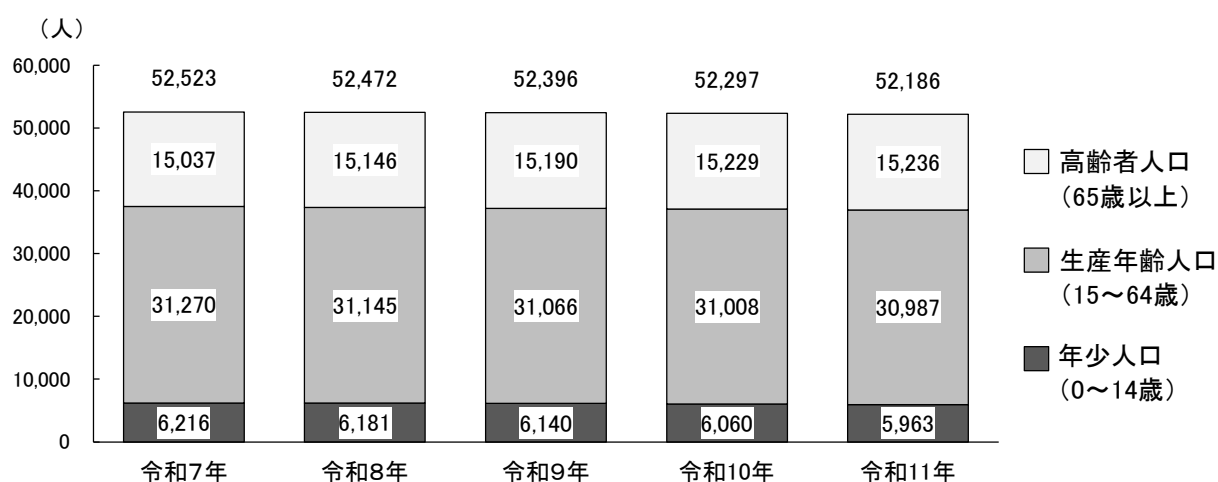
3 将来人口

本計画期間の将来人口は、令和11年の総人口が52,186人となり、年少人口（0～14歳）が5,963人、生産年齢人口（15～64歳）が30,987人、高齢者人口（65歳以上）が15,236人となると推計されています。

また、令和11年の0～5歳の人口は2,263人と推計され、令和6年の実績値と比較すると14人の増加、6～11歳の人口は2,353人と推計され、令和6年の実績値と比較すると365人減少するものとみられます。

さらに、0～39歳のこども・若者の人口については、令和6年の実績値と令和11年の推計値を比較すると、570人減少すると推計されています。

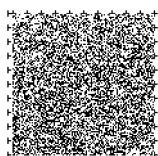
■ 計画期間における将来人口推計



資料：白岡市住民基本台帳人口（各年4月1日現在）及び人口動態統計より推計

将来人口の推計について

平成27年～令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）、各年の年間出生数等をもとに、将来人口を予測し、人口推計を行いました。



■ 0～11歳の児童数の推計

単位：人

	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	360	374	370	372	372	372
1歳	333	369	383	380	380	381
2歳	388	332	368	382	378	379
3歳	372	389	333	369	383	379
4歳	381	372	389	333	369	383
5歳	415	381	372	390	332	369
0～5歳 計	2,249	2,217	2,215	2,226	2,214	2,263
6歳	440	418	384	375	392	335
7歳	417	439	417	383	374	391
8歳	450	419	440	418	384	376
9歳	461	450	418	441	419	384
10歳	484	464	453	421	443	421
11歳	466	486	467	455	423	446
6～11歳 計	2,718	2,676	2,579	2,493	2,435	2,353
0～11歳 計	4,967	4,893	4,794	4,719	4,649	4,616

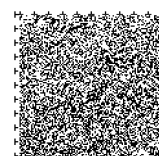
資料：白岡市住民基本台帳人口（各年4月1日現在）及び人口動態統計より推計

■ こども・若者の将来人口（5歳別）

単位：人

	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～4歳	1,834	1,836	1,843	1,836	1,882	1,894
5～9歳	2,183	2,107	2,031	2,007	1,901	1,855
10～14歳	2,250	2,273	2,307	2,297	2,277	2,214
15～19歳	2,255	2,228	2,222	2,198	2,238	2,267
20～24歳	2,422	2,407	2,353	2,314	2,264	2,282
25～29歳	2,731	2,697	2,675	2,651	2,640	2,561
30～34歳	2,886	2,886	2,925	2,983	3,006	3,046
35～39歳	3,147	3,150	3,140	3,092	3,051	3,019
0～39歳 計	19,708	19,584	19,496	19,378	19,259	19,138

資料：白岡市住民基本台帳人口（各年4月1日現在）及び人口動態統計より推計



4 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

子育て支援についてのアンケート調査は、国が示す調査項目を基本として、白岡市の子育て家庭の実態を把握するとともに、子ども・子育て支援事業に係る事業の利用状況や今後の利用意向などを把握するために実施しました。

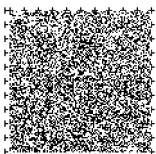
子どもの生活に関する実態調査及びこども・若者の意識と生活に関する調査は、白岡市の子どもの生活実態や、こども・若者の状況、今後の意向を把握するために実施しました。

■ 調査の対象

項目	対象
子育て支援についてのアンケート	
就学前児童保護者	就学前児童がいる世帯
小学生保護者	小学生がいる世帯
子どもの生活に関する実態調査 こども・若者の意識と生活に関する調査	
中学2年生	市内中学校に在籍する中学2年生
中学2年生保護者	市内中学校に在籍する中学2年生の保護者
こども・若者	15～39歳の市民

【回答率について】

- 回答は、質問ごとに各項目の回答者数を回答者総数で除し、百分率（％）で表示しました。算出された回答率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、質問によっては、1人の回答者が1つだけ回答する場合（単数回答）でも、回答率の合計が100%にならないものもあります。
- 1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよい場合（複数回答）では、回答率の合計は100%を上回ることもあります。

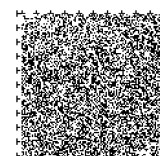


■ 調査方法と調査時期

項目	調査方法	調査時期
子育て支援についてのアンケート		
就学前児童保護者	郵送配布・郵送回収	令和6年1月17日 ～3月29日
小学生保護者		
子どもの生活に関する実態調査 こども・若者の意識と生活に関する調査		
中学2年生	学校を通じた配布 インターネットによる回答	令和6年3月8日 ～4月20日
中学2年生保護者	学校を通じた配布 郵送回収及びインターネットによる回答	令和6年3月8日 ～4月20日
こども・若者	郵送配布・郵送回収及びインターネットによる回答	令和6年3月11日 ～5月1日

■ 回収結果

項目	配布数	有効回収数	回収率
子育て支援についてのアンケート			
就学前児童保護者	1,000	624	62.4%
小学生保護者	1,000	620	62.0%
子どもの生活に関する実態調査 こども・若者の意識と生活に関する調査			
中学2年生	424	317	74.8%
中学2年生保護者	424	211	49.8%
こども・若者	1,000	351	35.1%

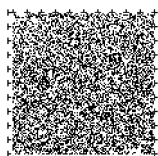
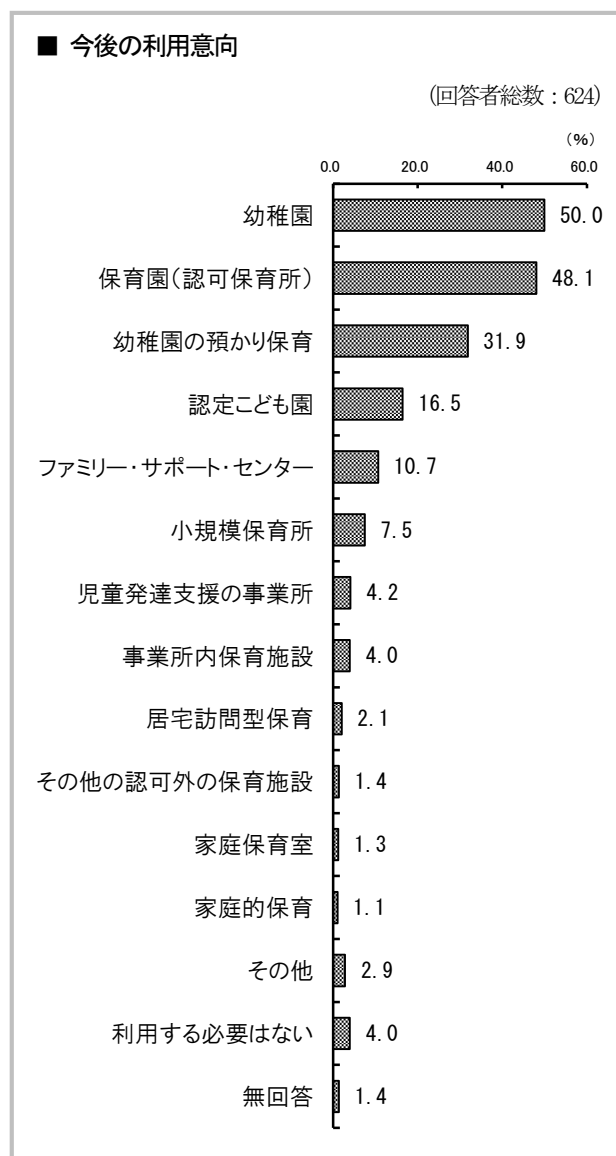
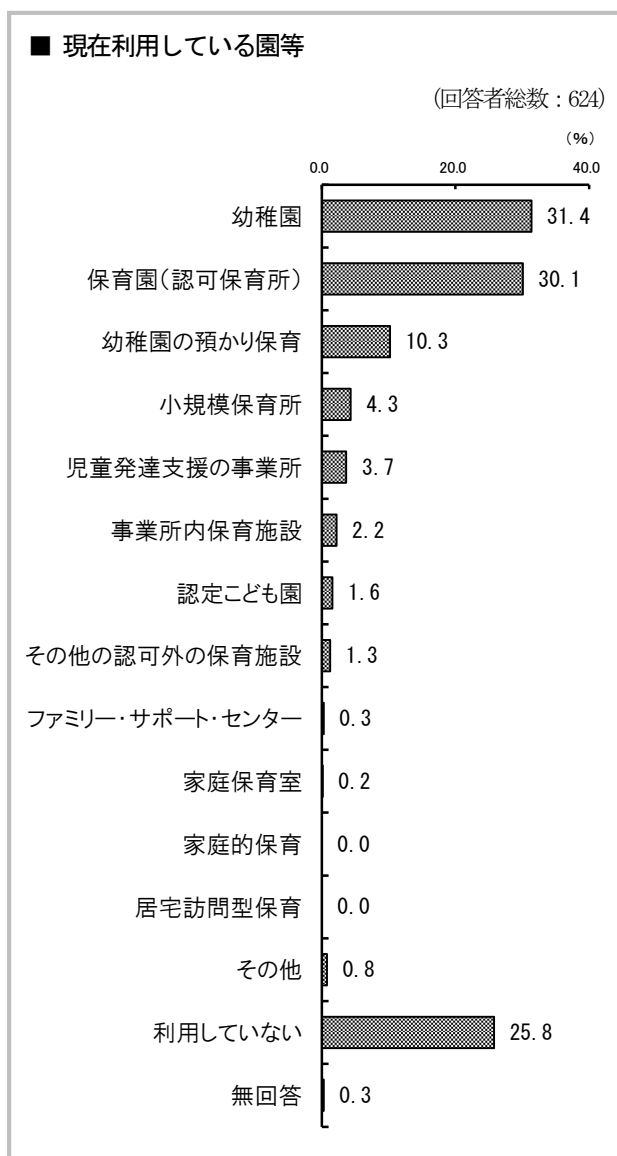


(2) 子育て支援についてのアンケート結果の概要

①就学前児童の保育園・幼稚園等の定期的な利用について

就学前児童の現在の保育園・幼稚園等の定期的な利用については、「幼稚園」が31.4%で最も多く、次に「保育園（認可保育所）」が30.1%、「幼稚園の預かり保育」が10.3%となっています。

今後の利用意向についても、「幼稚園」が50.0%で最も多く、次に「保育園（認可保育所）」が48.1%、「幼稚園の預かり保育」が31.9%で多くなっています。また、「認定こども園」や「ファミリー・サポート・センター」については、現在の利用の割合は少なくなっていますが、今後の利用意向では1割台で多くなっています。現在就労している、または今後就労を希望している母親が増加していることから、幼稚園や保育園への保育ニーズの高まりとともに、保護者の多様なニーズに合わせた柔軟な保育サービスも求められています。



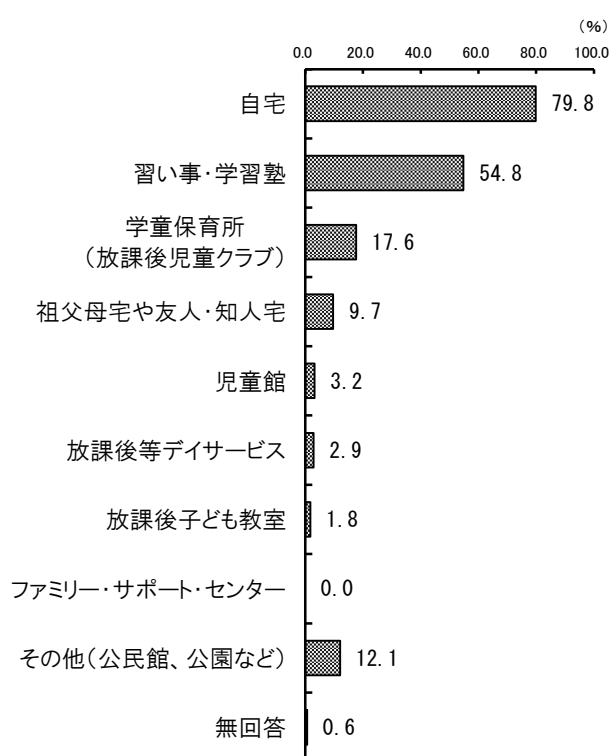
②小学生の放課後の過ごし方について

小学生の現在の平日の放課後の過ごし方については、「自宅」が79.8%で最も多く、次に「習い事・学習塾」が54.8%、「学童保育所（放課後児童クラブ）」が17.6%となっています。

5年生以下の来年度の平日の学童保育所の利用希望については、「あり」が25.7%となっています。利用したい学年については、「6年生まで」が53.5%で、利用を希望している人の約半数となっています。現在の学童保育所は低学年児童の利用が多くを占めていますが、高学年までの利用希望も多いことから、こうしたニーズへの対応が求められています。

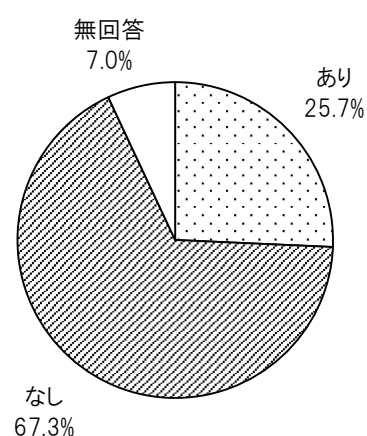
■ 小学生の現在の放課後の過ごし方

(回答者総数：620)



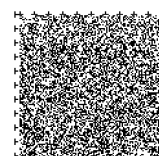
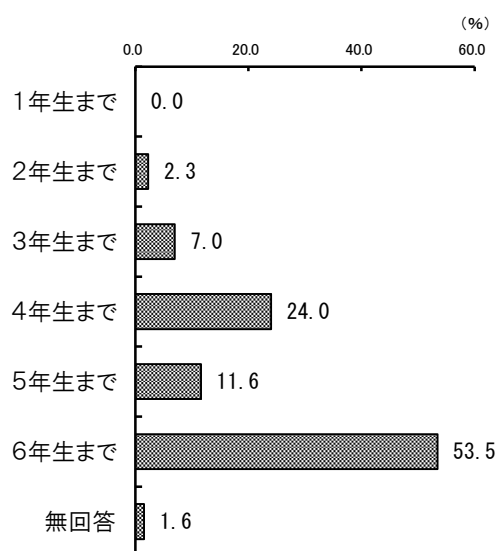
■ 平日の学童保育所の来年度の利用希望の有無

(回答者総数：502)



■ 利用したい学年(平日)

(回答者総数：129)



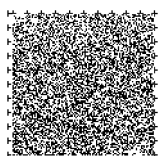
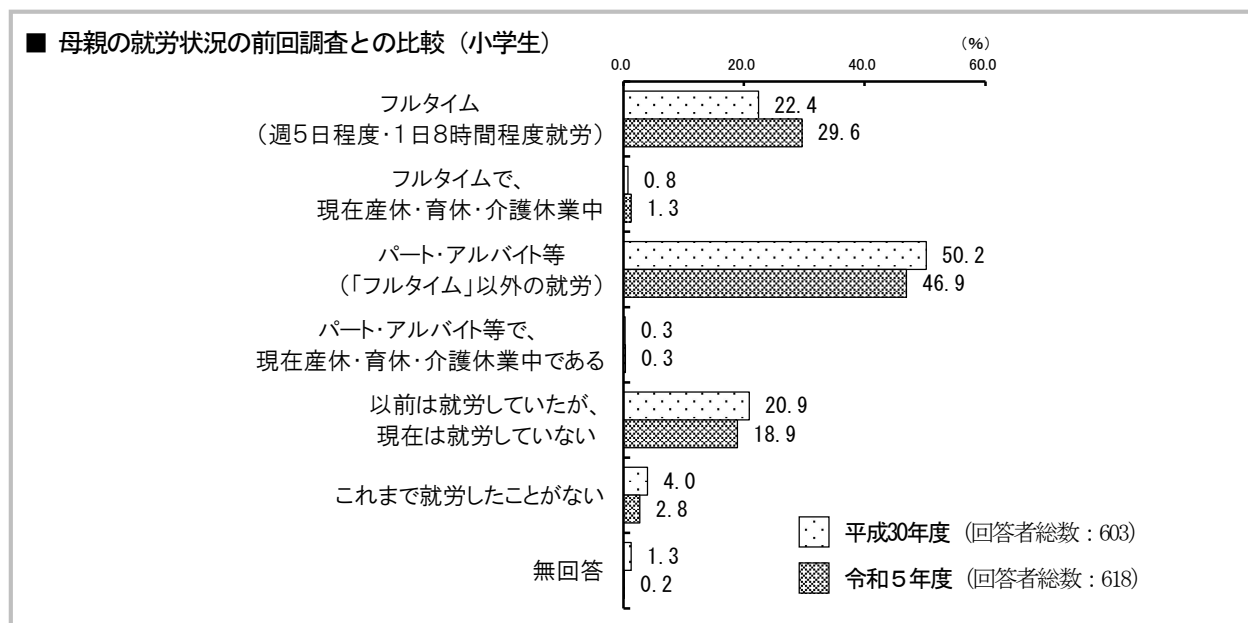
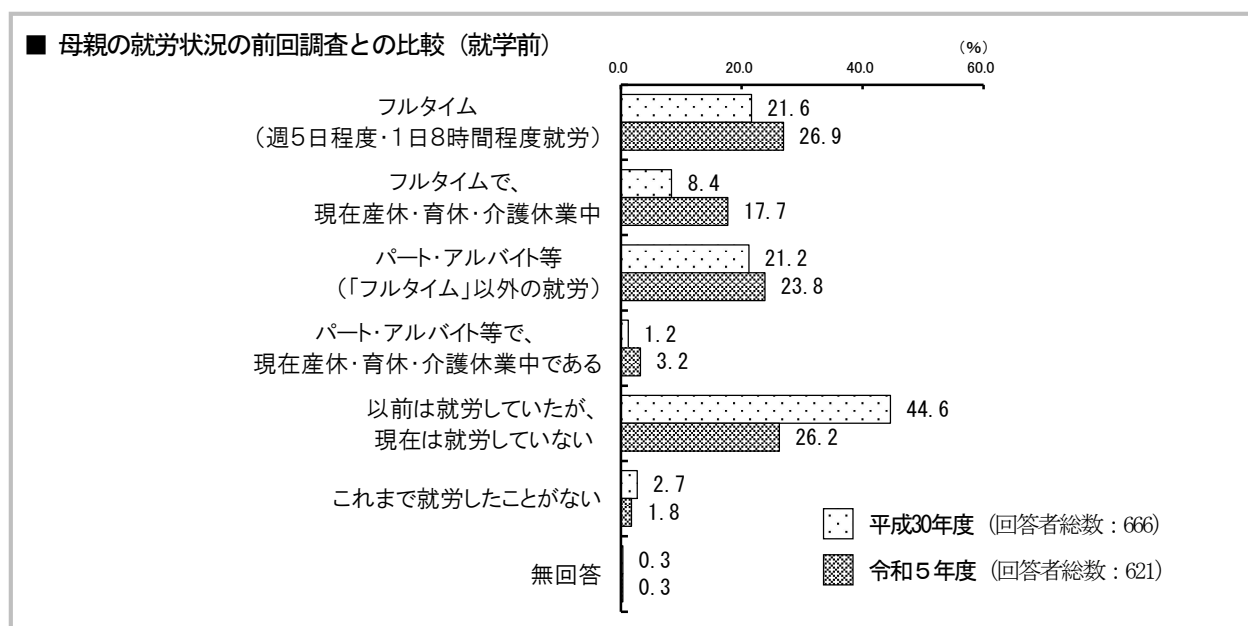
③子育て中の親の就労状況等について

【母親の就労状況】

就学前児童の母親の現在の就労状況については、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度就労）」が26.9%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）」が23.8%となっています。

これを前回調査（平成30年度）と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が20ポイント近く減少し、反対に「フルタイム」や「フルタイムで、現在産休・育休・介護休業中」、「パート・アルバイト等」、「パート・アルバイト等で、現在産休・育休・介護休業中である」の割合が増えており、働いている母親が増えていることがわかります。

小学生の母親の就労状況については、「パート・アルバイト等」の割合が減少しましたが、「フルタイム」の割合が増加しています。



【 就学前児童の母親の今後の就労について 】

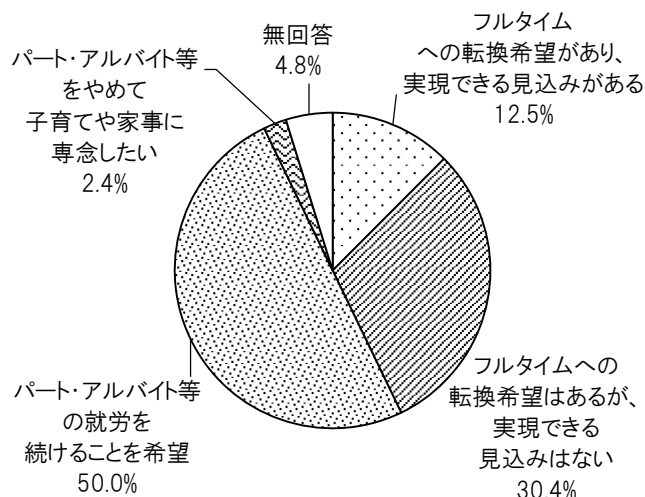
現在、パート・アルバイト等で就労している就学前児童の母親では、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」という割合が12.5%となっています。さらに、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」は30.4%あり、フルタイムへの転換希望のある人が4割を超えています。

また、現在就労していない就学前児童の母親の今後の就労意向については、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」という割合が31.6%となっています。

さらに、「1年より先、一番下の子どもが〔 〕歳になったところに就労したい」は43.1%あり、一番下の子どもが「3～4歳」もしくは「7～8歳」になった頃に就労したいという回答が多くなっています。

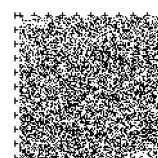
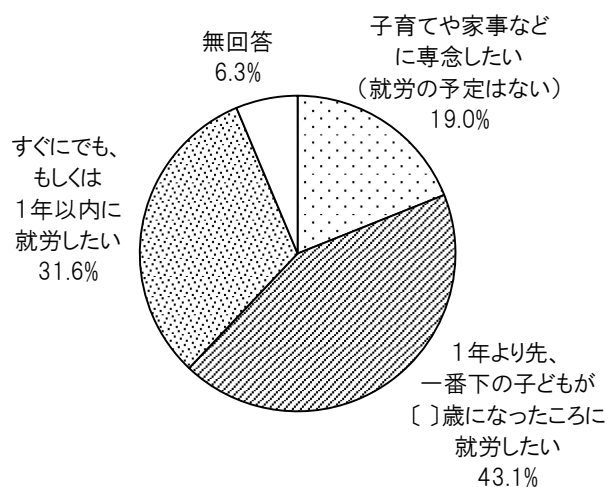
■ 母親の就労形態の転換希望（就学前）

（回答者総数：168）



■ 母親の今後の就労意向（就学前）

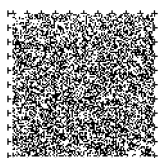
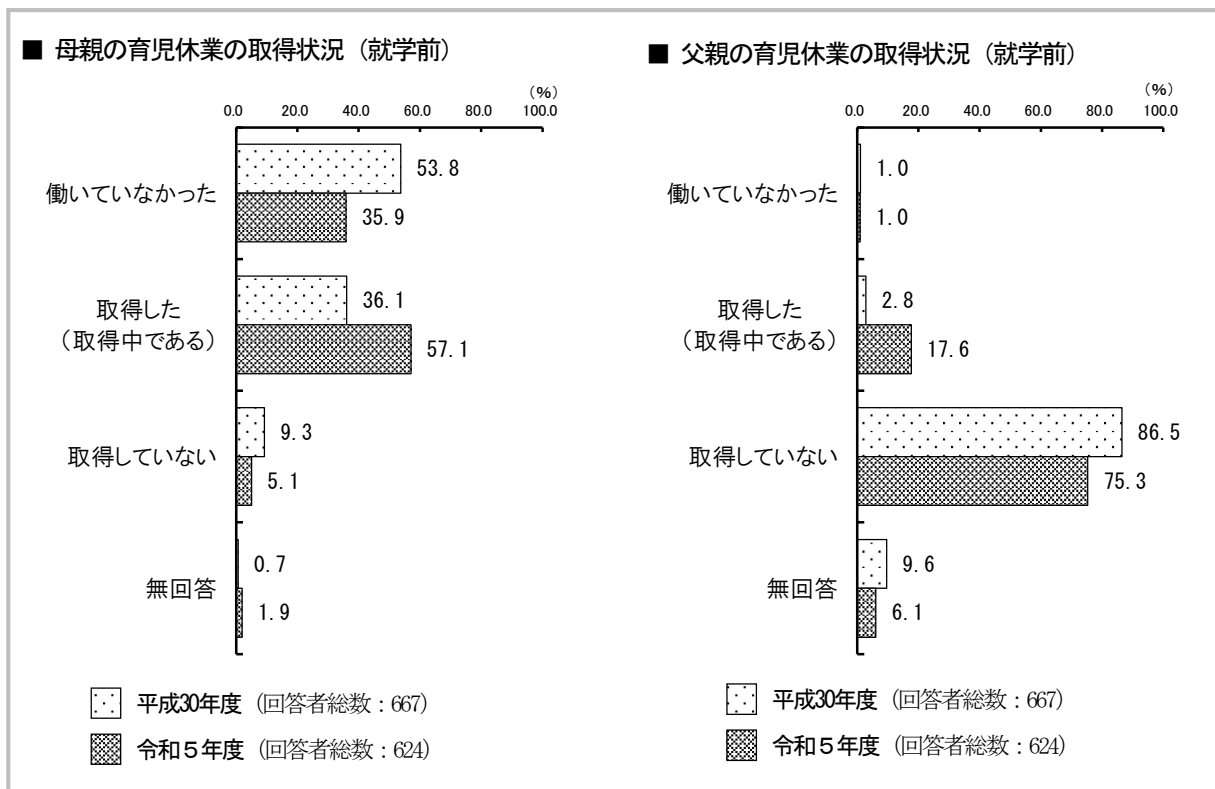
（回答者総数：174）



【 育児休業の取得状況について 】

母親の育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」が57.1%となっており、前回調査の36.1%と比較すると、約20ポイント増加しています。「働いていなかった」という割合は減少しており、育児休業を取得して就労を継続する母親が増えていることがうかがえます。

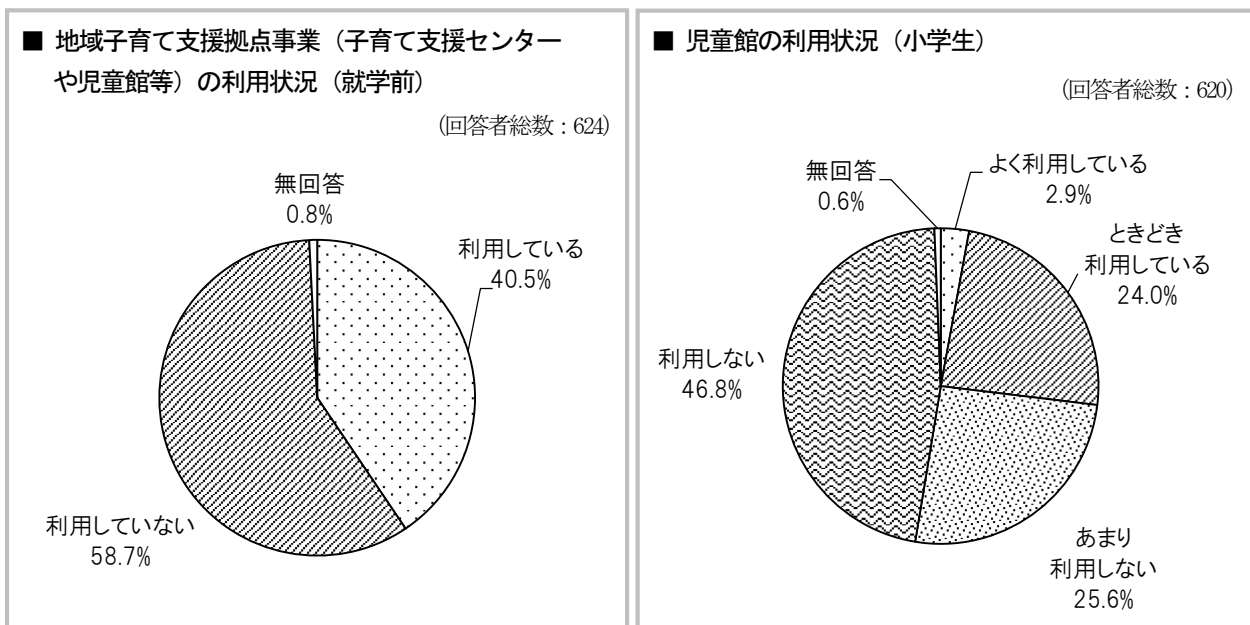
また、父親の育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」が17.6%となっています。取得した割合は多くないものの、前回調査よりも約15ポイント増加しており、育児休業を取得する父親が増えています。



④子育て支援センターや児童館等の利用について

就学前児童の地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターや児童館等）の利用状況については、「利用している」が40.5%となっています。

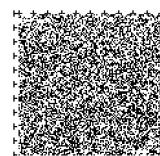
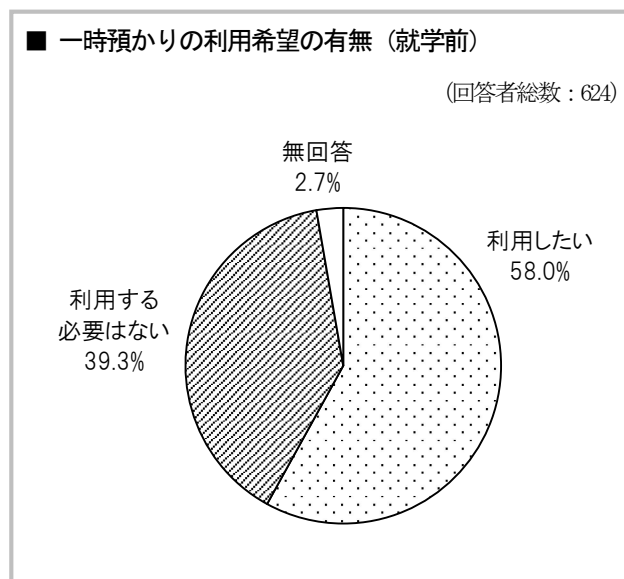
また、小学生の児童館の利用状況については、「よく利用している」が2.9%、「ときどき利用している」が24.0%で、全体の4分の1程度の利用となっています。



⑤一時預かり等の利用について

就学前児童の一時預かりの利用希望については、「利用したい」が58.0%で、約6割の利用希望があります。

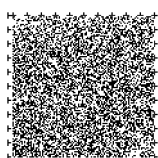
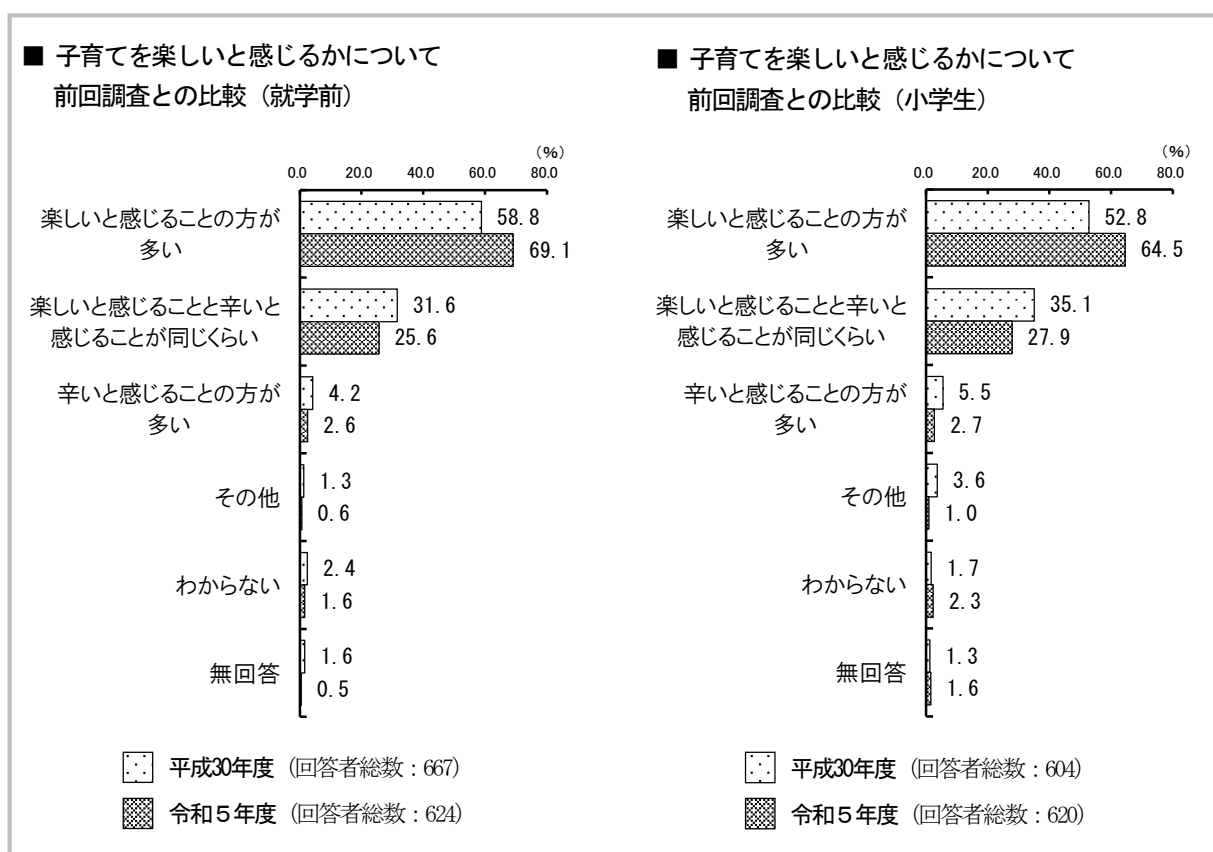
利用目的については、「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が最も多くなっています。



⑥子育て全般について

【子育てを楽しんでいるか】

子育てを楽しんでいるかについては、就学前児童では「楽しいと感じることの方が多い」が69.1%、小学生では64.5%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童、小学生ともに10ポイント前後増加しており、子育てを楽しんでいる割合が増えています。



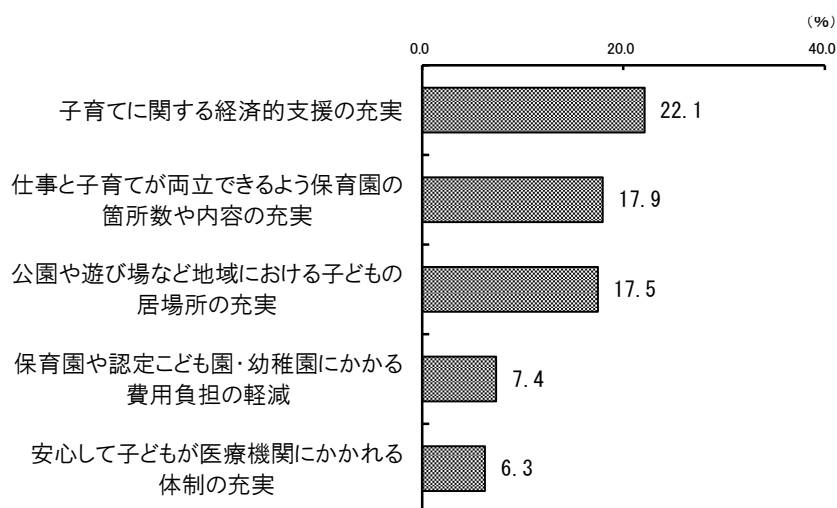
【最も充実を望む子育て支援策】

充実を望む子育て支援策で1番目に望むものについては、就学前児童、小学生ともに「子育てに関する経済的支援の充実」が最も多くなっています。次に多いのは、就学前児童では「仕事と子育てが両立できるよう保育園の箇所数や内容の充実」で、小学生では「公園や遊び場など地域における子どもの居場所の充実」となっています。「公園や遊び場など地域における子どもの居場所の充実」は、就学前児童でも要望の高い子育て支援策としてあげられています。

そのほか、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実」も、就学前児童、小学生ともに上位5項目の中に入っており、共通して要望の高い項目となっています。自由意見欄には、混雑などで小児科の受診ができない（予約ができない）などの声もあったことから、医療体制の充実が望まれます。

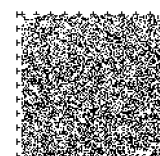
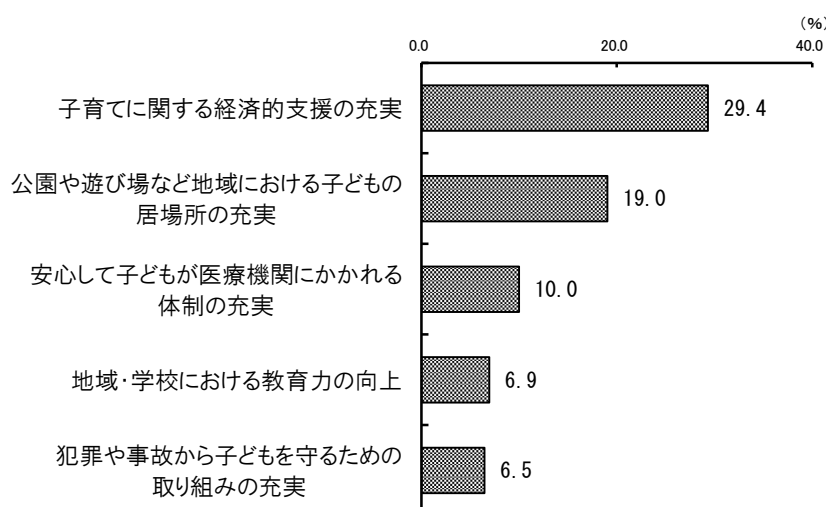
■ 1番目に充実を望む子育て支援策 上位5項目（就学前）

（回答者総数：624）



■ 1番目に充実を望む子育て支援策 上位5項目（小学生）

（回答者総数：620）



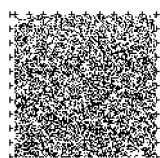
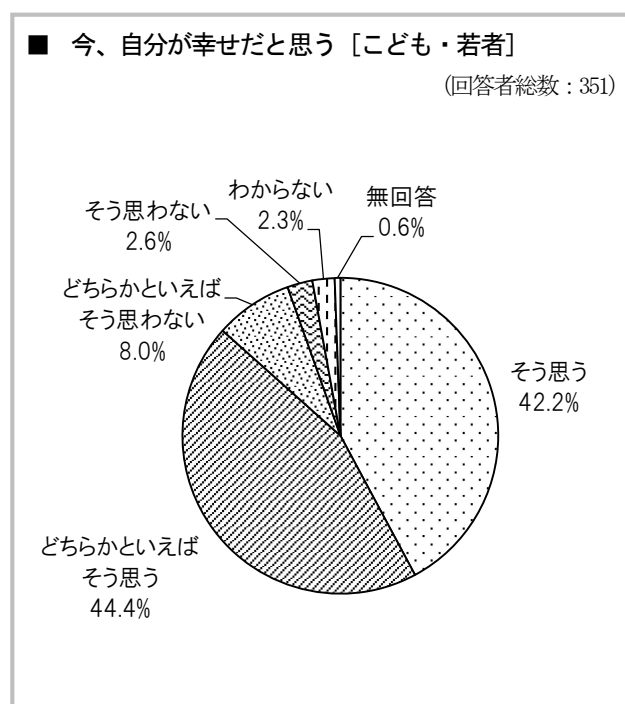
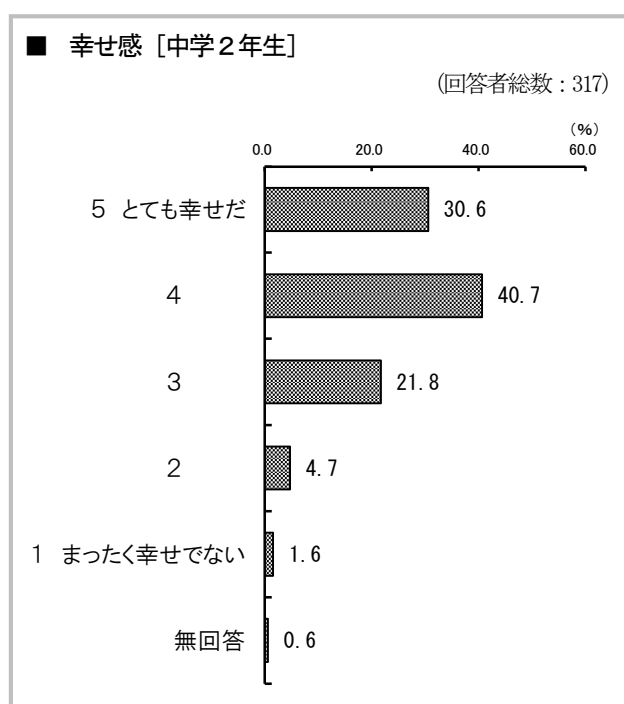
(3) 子どもの生活に関する実態調査・こども・若者の意識と生活に関する調査 結果の概要

①こどもや若者の自己認識について

中学2年生に、今の生活をどのくらい幸せだと感じるかについて5段階で評価してもらったところ、「5 とても幸せだ」が30.6%、「4」が40.7%、「3」が21.8%、「2」が4.7%、「1 まったく幸せでない」が1.6%となっています。4以上の評価で約7割を占めています。

こども・若者では、『あなたは、今、自分が幸せだと思う』という項目について、「そう思う」は42.2%、「どちらかといえばそう思う」は44.4%となっています。これらを合わせると約9割となり、幸せと感じる割合が多くなっています。

中学2年生調査、こども・若者調査ともに「幸福感」を感じている割合が多くなっています。

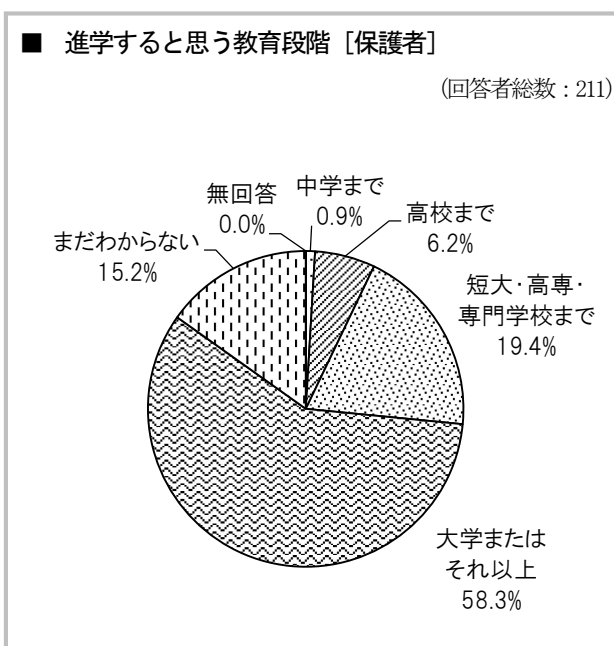
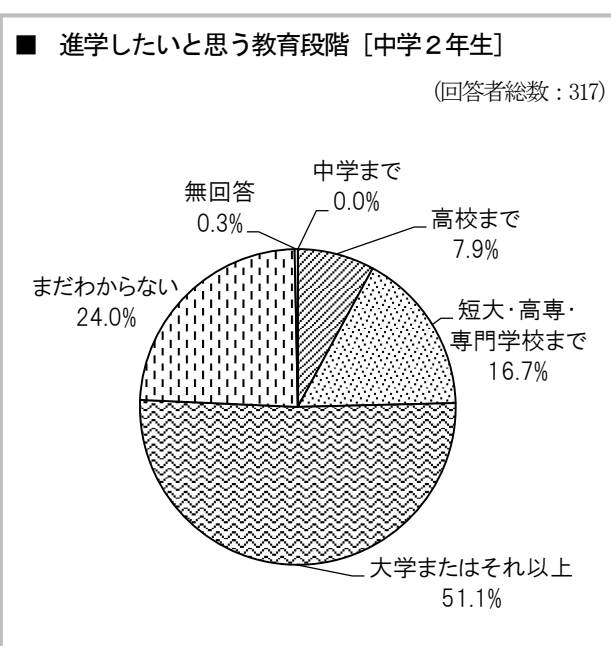


②希望する教育段階について

中学2年生が将来進学したいと思う教育段階については、「大学またはそれ以上」が51.1%で約半数を占めています。

保護者からみた子どもの将来の教育段階についても、「大学またはそれ以上」が58.3%となっています。子ども、保護者双方で「大学またはそれ以上」と考えている割合が多くなっています。

中学2年生の結果を、県の調査と比較してみると、「高校まで」の割合が少なく、「大学またはそれ以上」が約11ポイント多くなっています。大学志望者が多い傾向がみられます。

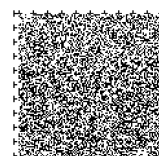


■ 中学2年生の進学希望の県調査との比較

単位：%

項目	白岡市 (回答者総数：317)	埼玉県 (回答者総数：855)
中学まで	0.0	0.1
高校まで	7.9	16.7
短大・高専・専門学校まで	16.7	19.7
大学またはそれ以上	51.1	40.2
まだわからない	24.0	21.9
無回答	0.3	1.5

注) 埼玉県のデータは、「令和5年度 埼玉県子供の生活に関する実態調査」中学2年生の集計結果から作成

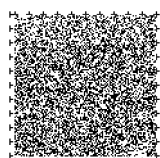
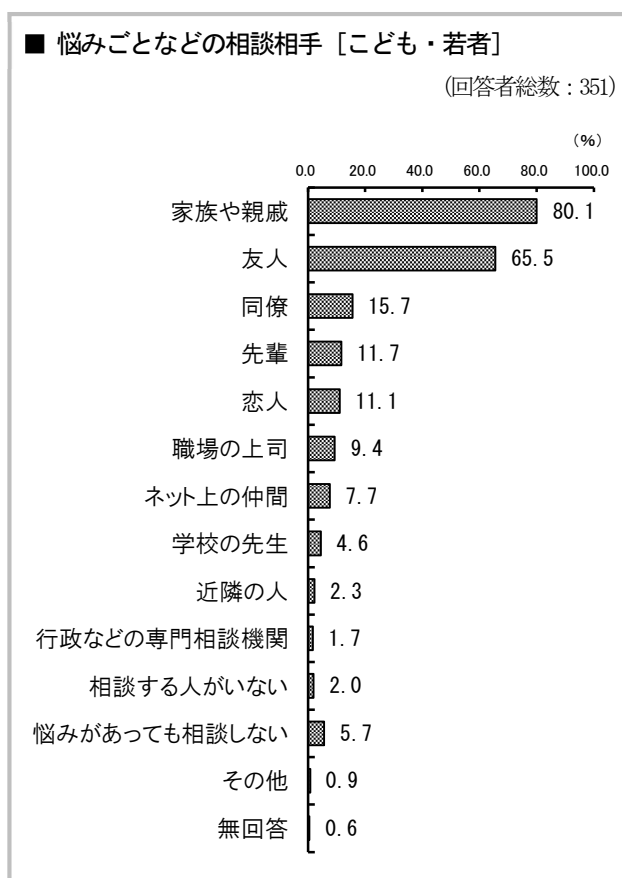
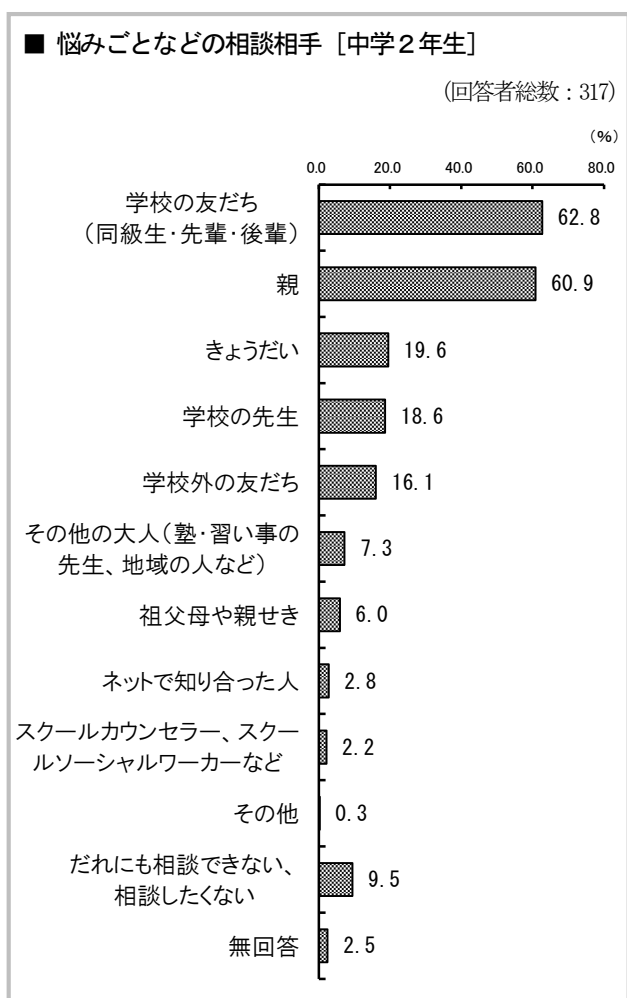


③悩みごとの相談相手について

中学2年生で、困っていることや悩んでいることがあるときの相談相手は、「学校の友だち（同級生・先輩・後輩）」が62.8%で最も多く、次に「親」が60.9%となっています。また、「だれにも相談できない、相談したくない」は9.5%となっています。

こども・若者調査で、悩みごとなどの相談相手については、「家族や親戚」が80.1%で最も多く、次に「友人」が65.5%となっています。また、「相談する人がいない」は2.0%、「悩みがあっても相談しない」は5.7%となっています。

何らかの相談相手がいる割合が多くなっていますが、相談したくない・相談する人がいないという割合は約1割あります。

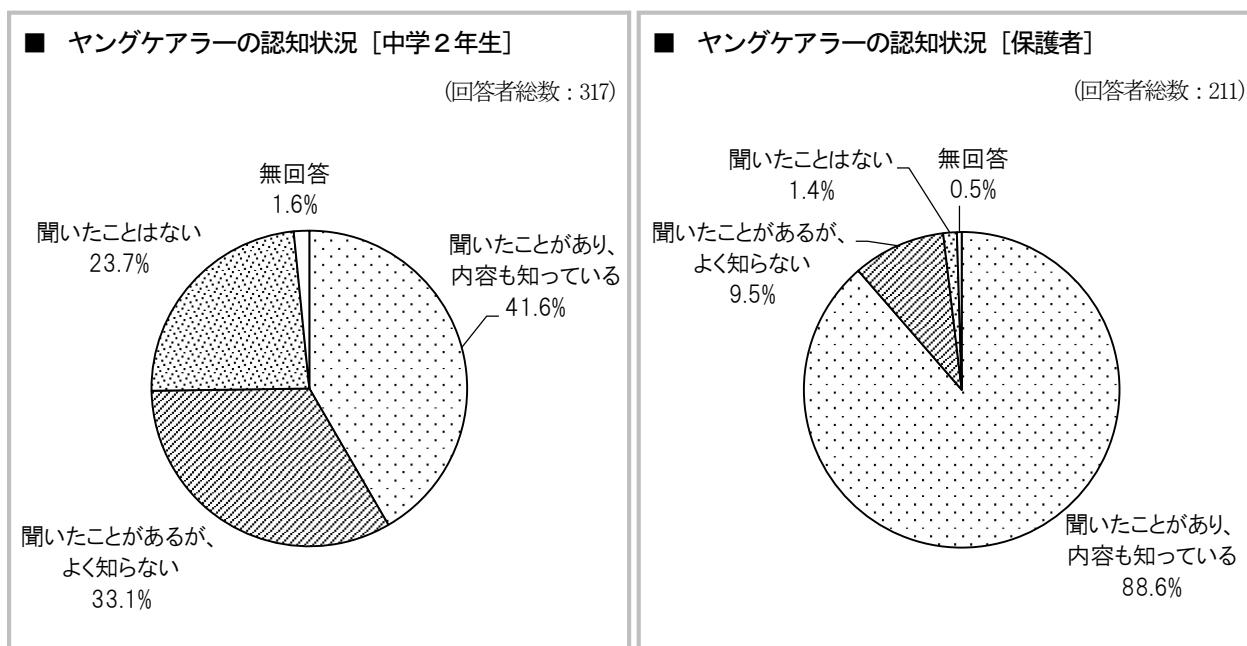


④ヤングケアラーについて

ヤングケアラーという言葉について、中学2年生では、「聞いたことがあります、内容も知っている」が41.6%、「聞いたことがあるが、よく知らない」が33.1%、「聞いたことはない」が23.7%となっています。

保護者では、「聞いたことがあります、内容も知っている」が88.6%で多くを占めています。

令和4年度に実施した「ヤングケアラーに関する実態調査」の中学2年生の回答と比較すると、「聞いたことがあります、内容も知っている」では4.6ポイント増加しており、ヤングケアラーの認知が少しずつ進んでいることがうかがえます。

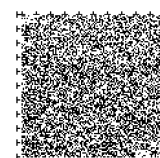


■ 中学2年生のヤングケアラーの認知状況の経年比較

単位：％

項目	令和5年度調査 (回答者総数：317)	令和4年度調査 (回答者総数：384)
聞いたことがあります、内容も知っている	41.6	37.0
聞いたことがあるが、よく知らない	33.1	25.0
聞いたことはない	23.7	38.0
無回答	1.6	0.0

注) 令和4年度調査は、「ヤングケアラーに関する実態調査」中学2年生の集計結果



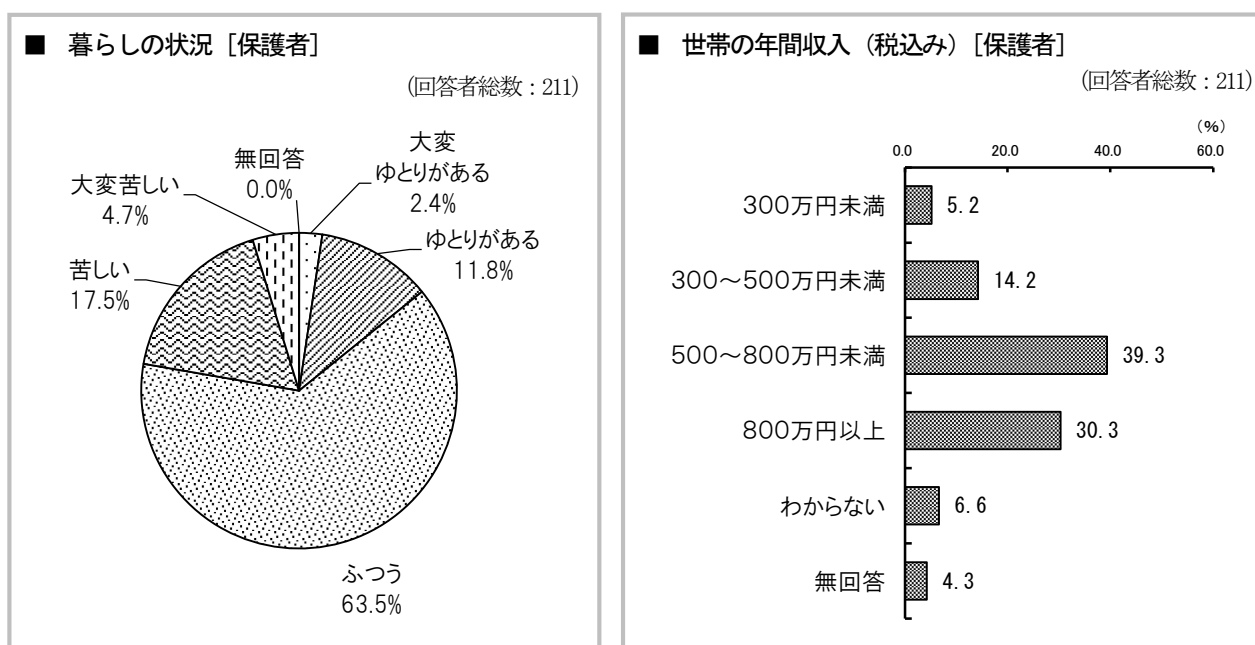
⑤暮らしや経済的状況について

保護者調査では、現在の暮らしの状況について、「ふつう」という回答が63.5%で多くなっています。一方、「苦しい」は17.5%、「大変苦しい」は4.7%で、暮らしが苦しいとした割合は約2割となっています。

世帯の年間収入については、「300万円未満」が5.2%、「300～500万円未満」は14.2%となっています。また、「500～800万円未満」は39.3%で多く、「800万円以上」は30.3%となっています。

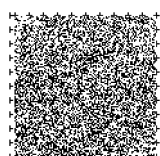
過去1年間の家庭の経済的な状況についてたずねた結果では、「家族が必要とする食料が買えなかったことがある」が9.0%、「家族が必要とする衣服が買えなかったことがある」が9.9%、「電気料金が未払いになったことがある」が0.9%、「ガス料金が未払いになったことがある」が0.5%、「水道料金が未払いになったことがある」が1.4%となっています。

公共料金未払いなどの家庭は少ないものの、暮らしが苦しいと感じている家庭は少なくないことから、今後も安心して教育や子育てができるような施策が求められています。



■ 過去1年間の家庭の経済的状況 [保護者] (回答者総数：211)

項目	割合 (%)
家族が必要とする食料が買えなかったことがある (「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の合計)	9.0
家族が必要とする衣服が買えなかったことがある (「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の合計)	9.9
電気料金が未払いになったことがある	0.9
ガス料金が未払いになったことがある	0.5
水道料金が未払いになったことがある	1.4



⑥結婚や子育てについて

こども・若者調査で、20年後の自分の姿は『結婚している』ということについて、「そう思う」が50.1%、「どちらかといえばそう思う」が22.8%で、合わせると約7割となっています。

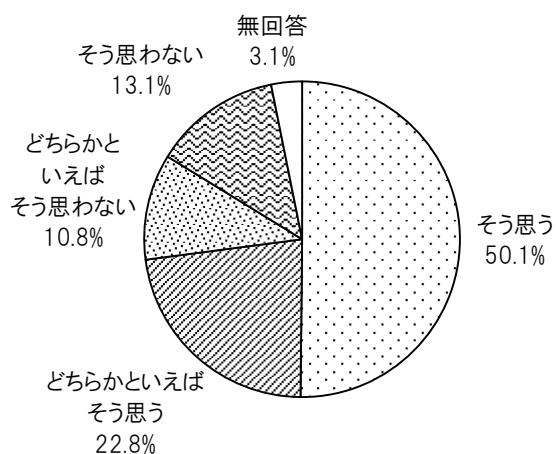
『こどもを育てている』ということについては、「そう思う」が33.3%、「どちらかといえばそう思う」が28.2%で、合わせると約6割となっています。

日本の社会が、結婚、妊娠、こども、子育てに温かい社会に向かっていると思うかについては、「そう思う」が4.0%、「どちらかというと思う」が23.6%で、合わせると約3割となっています。

結婚や子育てについて将来の希望を持っている人は多いものの、社会に対して厳しく感じている人が多くなっています。

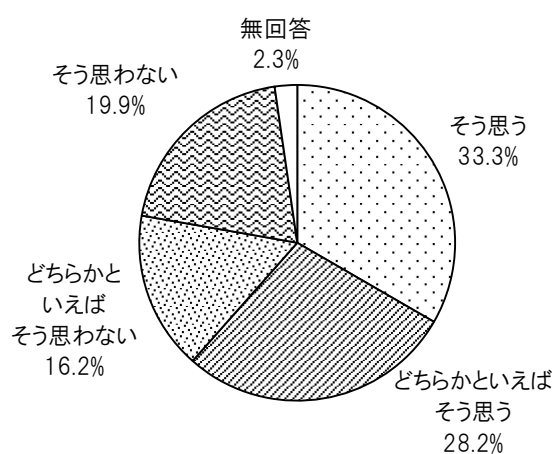
■ 20年後の姿 – 結婚している [こども・若者]

(回答者総数：351)



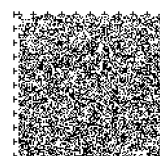
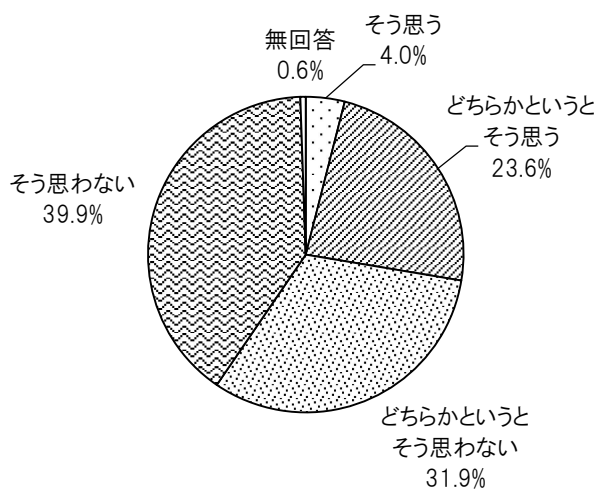
■ 20年後の姿 – こどもを育てている [こども・若者]

(回答者総数：351)



■ 結婚や子育てに温かい社会に向かっている [こども・若者]

(回答者総数：351)



⑦こども・若者施策について

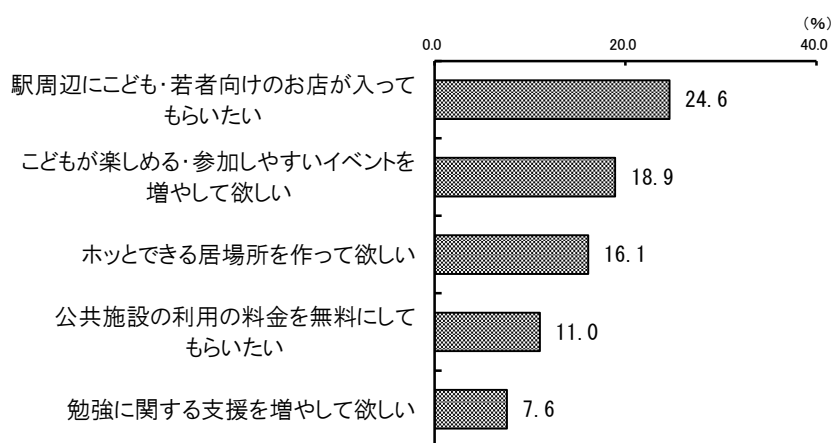
中学2年生がどのようなこども・若者の施策を望んでいるかについては、「駅周辺にこども・若者向けのお店が入ってもらいたい」が24.6%で最も多く、次に「こどもが楽しめる・参加しやすいイベントを増やして欲しい」が18.9%、「ホッとできる居場所を作って欲しい」が16.1%となっています。

こども・若者調査で白岡市の若者支援で期待することについては、「出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が61.0%で最も多く、次に「安定して働きがいのある雇用の場づくりをしてほしい」が41.0%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が37.9%となっています。

こどもや若者が身近で楽しめるような居場所づくりが求められているとともに、若者では、安心して働ける環境づくりが望まれています。

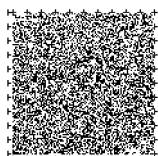
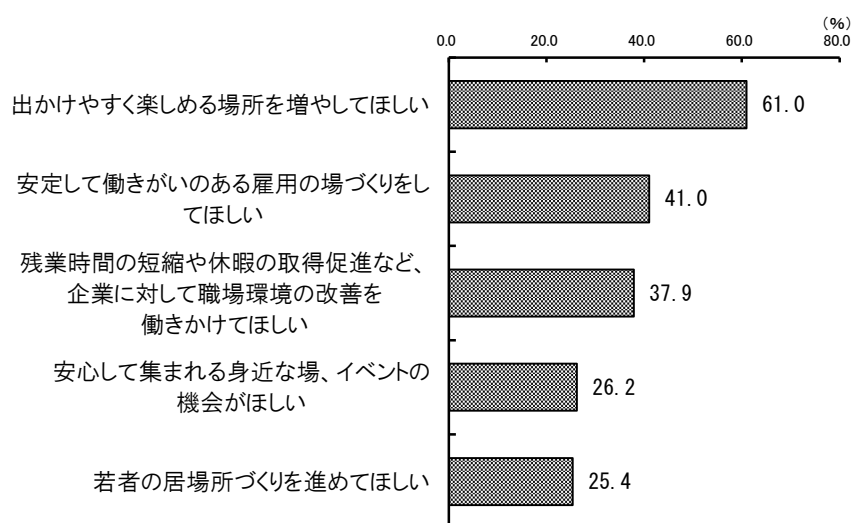
■ こども・若者施策への希望 1番目に希望するもの 上位5項目 [中学2年生]

(回答者総数：317)



■ 白岡市の若者支援で期待すること 上位5項目 [こども・若者]

(回答者総数：351)



5 「第2期白岡市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

「第2期白岡市子ども・子育て支援事業計画」では、様々な施策や事業を位置づけて取り組んできました。

■ 施策・事業の総合評価

(事業数)

評価	①計画以上進んでいる	②計画どおり進んでいる	③計画より遅れている	合計
令和2年度	9	191	51	251
令和3年度	5	212	31	248
令和4年度	6	230	12	248
令和5年度	4	236	6	246

全体として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があった、令和2～3年度以外は、ほぼ計画どおり取組が進んでいます。

近年の主な施策や取組は次のようになります。

令和5年に子育て世帯への包括的な支援体制の充実を目指し「こども家庭センター」を設置するとともに、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、1か月児健診の助成など母子保健の充実を進めました。また、新生児聴覚検査の助成や理学療法士による運動発達相談など障がい児への支援充実を図りました。

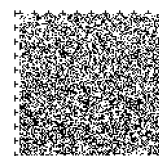
教育分野では、令和4年度から全小中学校区に学校運営協議会を設置するなど開かれた学校づくりを進めました。

「第2期白岡市子ども・子育て支援事業計画」では、保育施設に関する整備について180人の新たな枠を確保することとし、計画に基づき、令和3年度と令和6年度に定員90人の民間認可保育所を開設しました。

また、放課後児童対策については、令和3年度、令和4年度、令和5年度に学童保育所の新設・増築を行い100人の新たな枠を確保しました。

しかしながら、令和6年10月時点において、保育所、学童保育所共に待機児童の解消には至っておらず、子育て世代の流入増が、計画策定時の想定を超えたことが原因と考えられます。

子育て世帯への経済的支援については、ひとり親家庭等医療費の充実や出産・子育て応援給付金の開始などを図りました。



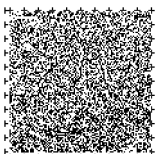
6 今後の課題

(1) こども・若者が安心して成長できる環境づくりに向けて

- こども基本法やこどもの権利条約、こども大綱は、こどもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が考慮されることなどが重要とされています。
- 中学生や若者アンケートでは、今の生活に幸せを感じていない人が1割近くいることがわかりました。また、悩みごとの相談相手について「誰にも相談できない・相談したくない」が約1割いることがわかりました。
- すべてのこどもが幸せを実感できるように、こころの健康づくりも含め、幅広い視点からの支援が必要となっています。特に、こどもや母親の健康づくりは子育て支援の第一歩として重要であり、今後も事業や取組の充実が求められます。
- 市の施策や取組で期待するものとしては、中学生アンケートからは参加できるイベントや、ホッとできる居場所などが上位に挙げられています。
- 今後も、こどもや若者の意見を聞きながら、居場所やイベント、体験の場などの充実、妊娠から出産、育児に至る切れ目のない支援の充実を図ることが大切となっています。

(2) 子育て家庭や若者が住みよい環境づくりに向けて

- 人口減少に伴う年少人口の減少は続くものと考えられますが、共働き家庭の増加により、保育ニーズについては、横ばいもしくは微増の傾向にあるものと考えられます。就学前教育・保育施設の整備、放課後児童クラブの整備等、継続して待機児童対策を実施する必要があります。
- 子育て世代のライフスタイルの多様化により、新たな乳児等通園支援事業や一時保育のレスパイト利用等、保育ニーズの多様化が予想されることから、保育体制整備の充実を図る必要があります。
- 子育て支援についてのアンケートでは、母親の就労状況は「フルタイム」や「パート・アルバイト」などが増加傾向にあります。また、子育て全般について「楽しいと感じるほうが多い」とした回答が増加しており、市に充実を望む施策としては、「子育てに関する経済的支援の充実」をあげる家庭が最も多くなっています。
- 若者へのアンケートでは、20年後の姿として「やりがいのある仕事についている」や「結婚している」が「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると約7割となっています。

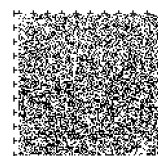


(3) こどもが個性豊かに育つ環境づくりに向けて

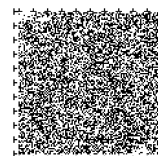
- こどもが健やかに健全に育っていくためには、社会全体でしっかりとした教育環境を整備することが大切です。
- 市では、開かれた学校づくりのため、全小中学校区に学校運営協議会を設置しています。今後も、家庭教育や就学前教育、学校教育が連携し、地域の「教育力」を高めていく取組が大切です。
- 中学生アンケートでは、将来の進学として「大学またはそれ以上」の割合が高くなっています。
- 今後も、学力の保障はもとより、多様な体験の場の提供など、こども一人一人の発達・成長に配慮した教育の推進が求められています。

(4) 配慮を要するこどもを支援する環境づくりに向けて

- 虐待や障がい、または貧困の状況にあるといった「困難な状況」にあるこどもに、その発達や将来の自立、社会参加を支援し、困難を強いられないような社会環境の整備が望まれています。
- 中学生保護者へのアンケートでは、暮らしが苦しいと感じている家庭は少なくない状況がわかりました。
- 中学生アンケートでは、ヤングケアラーについてその言葉や存在の認知度も上昇しています。ヤングケアラーの状態にあることを本人が自覚し、声をあげられる環境整備や適切な支援が求められています。
- 今後も、すべての家庭が安心して教育や子育てができるように、引きこもりやニート、不登校等の状況にあるこども・若者に対する支援や取組が求められています。



計画編



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

こども・若者の健やかな成長を、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが重要であると捉えるとともに、質の高い教育・保育の安定的な提供や、地域におけるこども・若者、子育て家庭への支援の充実を図っていきます。

また、本市の子育て支援の基本的な方針である「子育てに関する不安を解消し、安心してこどもを産み、育てられる環境づくりを推進することにより、子育てを楽しみながら充実した暮らしを送れるまちの実現」を目指します。

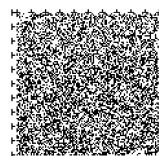
これまで、こども・子育て支援において本市が目指してきた基本理念と目標像を発展的に継承して、以下のとおり基本理念として掲げ、こども・若者、子育て家庭のための支援と環境づくりを展開します。

基本理念

こども・若者の権利と意思を尊重し、
幸せに成長することをまち全体で支援する

目標像

みんなでつくる こども・若者の未来



2 計画の基本目標

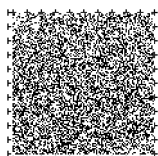
本計画の基本理念と目標像の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 こども・若者が安心して成長できる環境づくり

- こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障する意識を高めます。
- みんなが一体となって、多様な体験をしながら、こども・若者が育つことができるような地域づくりを推進します。
- こどもが健やかに、いきいきと成長していけるよう、こどもの放課後や週末などの「居場所」づくりや多様な体験活動を進めます。
- 母子に対して切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、「食育」の推進や小児医療の充実に努めます。
- こども・若者のこころの健康づくりを進めるとともに、悩みごとに対する相談体制を進めます。

基本目標2 子育て家庭や若者が住みよい環境づくり

- 子育てや子育て支援サービスに関する相談や情報提供の充実に努めるとともに、子育て家庭が「身近な」場所で支援を受けられるよう、多様なサービスの充実を図ります。
- 子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。
- 男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現や子育てと仕事の「両立」を推進し、働きながら子育てできる地域づくりを進めます。
- 結婚や仕事のやりがいなど、若者の希望をかなえる地域づくりを目指します。
- 放課後に適切な遊び及び生活の場を提供することで、こどもの健全な育成を目指します。
- 子育て家庭が安心して外出できる環境の整備や、こどもを守るための防災対策や防犯対策の充実を図ります。

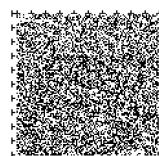


基本目標3 こどもが個性豊かに育つ環境づくり

- 「こどもを地域社会全体で育てる」という観点から、家庭や地域の「教育力」を総合的に高めることを目指します。
- 就学前教育の充実やこどもの「生きる力」の育成に向けた学校教育の充実を進めます。
- こどもの頃から人権意識の醸成や乳幼児とのふれあいを推進し、次代の親の育成を進めます。

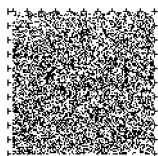
基本目標4 配慮を要するこどもを支援する環境づくり

- 障がい児施策やひとり親家庭への支援の充実を図ります。
- 児童虐待防止対策の強化・充実や犯罪・いじめ・児童虐待等の被害に遭ったこどもへの支援の推進にも力を入れていきます。
- 子育て家庭が貧困に苦しむことなく、また貧困の連鎖を断ち切れるよう、支援します。
- ヤングケアラー、不登校等、様々な境遇に置かれているこども・若者への支援を進めます。



3 施策体系

目標像 みんなでつくる こども・若者の未来



第2章 施策の展開

基本目標1 こども・若者が安心して成長できる環境づくり

基本施策1 こども・若者の権利が尊重される社会環境づくり

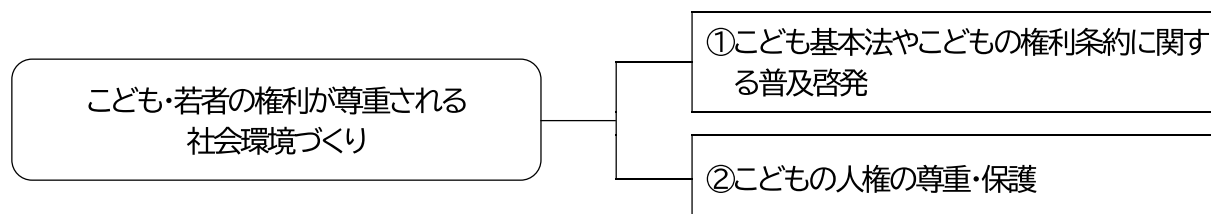
◇目指す地域の姿◇

こどもや若者の権利が周知・尊重され、こどもや若者が自由に意見を発表できる地域になっています。

◇施策の方向◇

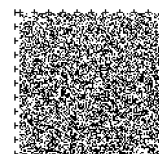
○こども基本法やこどもの権利条約については、まだまだ地域の中に浸透しているとはいえません。家庭や地域、学校でこどもや若者の権利に関する意識の啓発を図ります。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発	○市ホームページや広報紙でこども基本法やこどもの権利条約に関する啓発を行います。 ○家庭や地域、学校で、こども基本法、こどもの権利条約及び人権に関する啓発を推進します。	子育て支援課 生涯学習課 教育指導課
②こどもの人権の尊重・保護	○人権擁護委員と連携して、こどもの人権の尊重・保護を図ります。	地域振興課



基本施策2 こども・若者の「居場所」づくりの推進

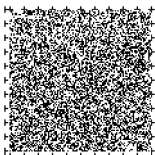
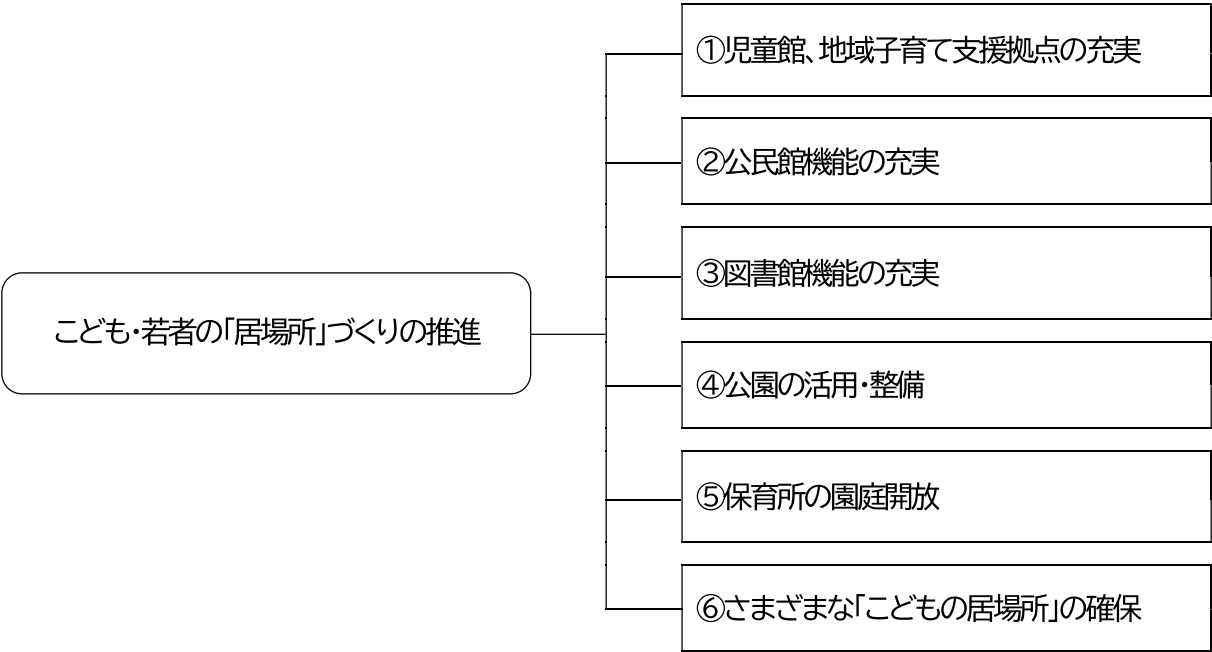
◇目指す地域の姿◇

こどもが地域の中で、安心して過ごせる場がたくさんある地域になります。

◇施策の方向◇

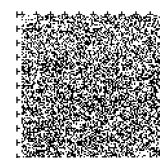
○生活様式が多様化する中、こどもの居場所は家庭や学校だけでなく、地域の中で数多くあることが大切になっています。こどもや若者の意見や要望、生活実態を反映した多様な居場所づくりを進めます。

◇施策体系◇

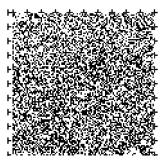


◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①児童館、地域子育て支援拠点の充実	○地域や年齢が異なる子ども同士の交流を促進し、仲間づくりの輪を広げます。 ○中学生や高校生がボランティアとして参加できるような仕組みづくりを推進します。 ○子育て情報の収集・提供に努めるとともに、相談機能の充実を図り、子育て中の家庭への支援に努めます。	子育て支援課 こども保育課
②公民館機能の充実	○「夏休み子ども講座」の開催などを通して小中学生の参加を促すとともに、異学年交流を促進するような講座運営に努めます。 ○親子のふれあいや家族間交流の場を提供するため、親子で参加できる講座を開催します。 ○地域の多様な主体との協働によって、世代間交流を促進します。	生涯学習課
③図書館機能の充実	○「夏休み子ども講座」の開催などを通じて小中学生の参加を促すとともに、異学年交流を促進するような講座運営に努めます。 ○親子のふれあいや家族間交流の場を提供するため、親子で参加できる講座を開催します。 ○児童書を購入するなど、蔵書・資料の充実に努めます。 ○「おはなし会」「ちいさい子のおはなし会」といった読み聞かせなどをボランティアグループと実施するとともに、ボランティアの育成・発展に努めます。 ○『子育て・親育て』のための場所として、親子への読書案内や読み聞かせを実施するとともに、ブックスタートを行います。 ○障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるよう、効果的な読書バリアフリーを推進します。	生涯学習課



施策	事業内容	関係課
④公園の活用・整備	○総合運動公園や都市公園の利用促進を図るとともに、樹木の剪定、害虫の駆除、遊具の補修等を通じて公園の整備・充実を推進します。 ○誰もが安全・安心に利用できるよう、公園施設の維持管理や巡回を実施し、環境の維持に努めます。 ○子育て支援の場として公園の利用を促進するため、公園内での運動会の開催など、公園の利用条件の拡充を図ります。	生涯学習課 こども保育課 街づくり課
⑤保育所の園庭開放	○保育所での園庭開放を行い、地域の親子の交流や子育てに関する情報交換の場の提供に努めます。	こども保育課
⑥さまざまな「こどもの居場所」の確保	○遊び場や「居場所」の確保のため、地域の既存の施設及びこども食堂などの利用や地域の子育て団体の育成に努めます。	子育て支援課

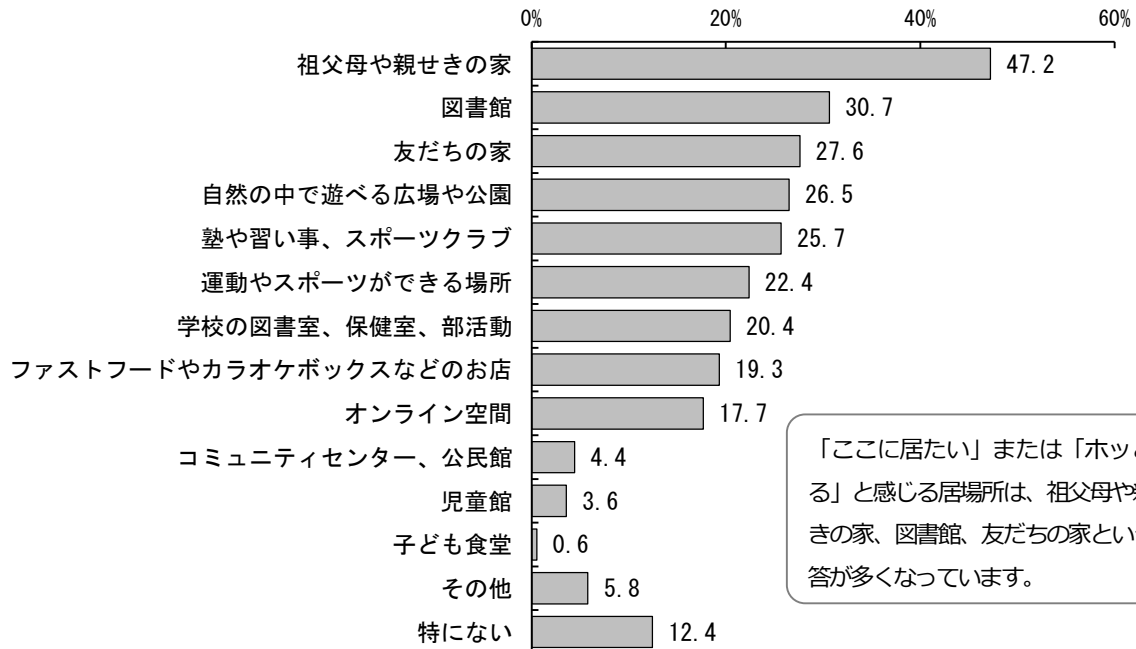


令和6年度 白岡市中学3年生 アンケート結果概要

調査対象者：市内中学校に在籍する中学3年生（回答者総数＝326人）

調査方法：WEB調査（学校を通じて依頼、タブレットを使用して回答） 調査期間：令和6年9月5日～25日

〔家や学校以外の居場所について〕



「ここに居たい」または「ホッとする」と感じる居場所は、祖父母や親せきの家、図書館、友だちの家という回答が多くなっています。

〔市内の施設などの利用にあたっての意見と市の回答〕

「市役所にある机と椅子があるところは、勉強などで自由に使ってもいいですか？」

来庁した方々の待ち合いや資料の閲覧などを行うところですので、勉強の目的ではご遠慮ください。隣の生涯学習センター「こもれびの森」をご利用ください。

生涯学習センター「こもれびの森」
「中学生専用の勉強スペースがほしい。」
「会話ができる勉強スペースがほしい。」
「机を増やしてほしい。」

幅広い年代・目的で利用いただいている施設であり、スペースに限りがあるため、特定の年齢層に限定したスペースや自由に会話ができる勉強スペースの設置は難しい状況です。また、席の増設についても難しいことから、より多くのかたにご利用いただけるよう、利用のルールを検討していきます。

勤労者体育センター
「エアコンを設置してほしい。」

令和7年度に設置工事を行い、令和8年度から稼働予定です。

総合運動公園
「草刈りをしてほしい。」

景観や安全のために除草を行っていますが、時期や回数について検討して、実施していきます。

B&G海洋センター
「音楽を流してほしい。」
「明るくしてほしい。」

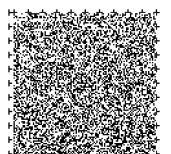
有線音楽放送を利用して音楽を流しています。音楽を利用する教室開催時には一時的に音楽を止めています。照明については、LED化工事を進めています。

「新白岡駅周辺を発展させてください。」

新白岡駅東口に、市民のみなさんが集える、広場の整備を進めています。イベントなどに活用する予定です。

コミュニティセンター
「自動販売機の種類を増やしてほしい。」
「軽食を販売してほしい。」
「飲食スペースを増やしてほしい。」

自動販売機の次の契約の時に、飲料以外の販売機についても検討していきます。数年前に談話室のリニューアルをしてから、ここに集まる小学生が増加、お菓子を食べながらゲームで盛り上がり、おしゃべりに花が咲いています。満席になることも多いです。スペースには限りがありますので、こどもの利用時間枠を検討したいと思います。



基本施策3 体験学習が充実した地域づくり

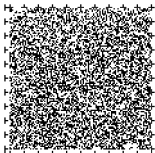
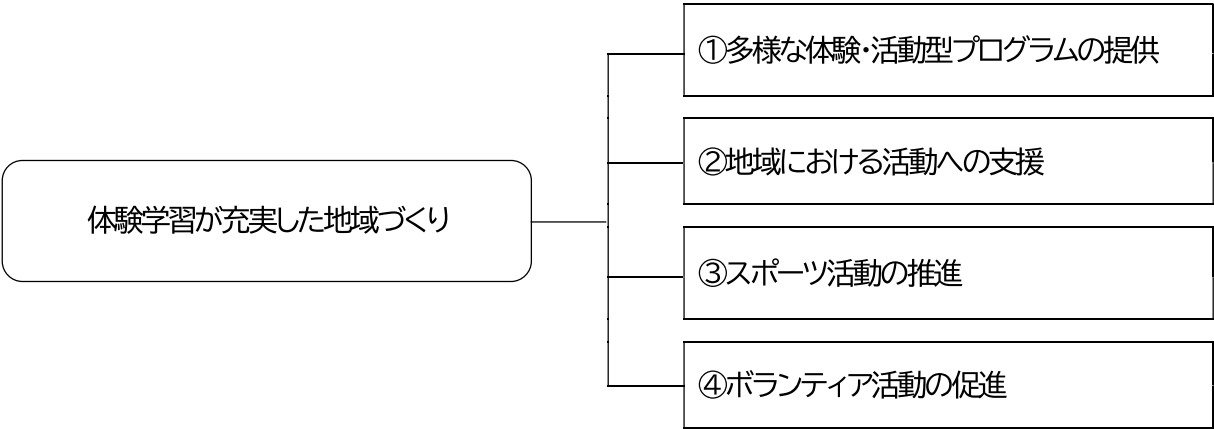
◇目指す地域の姿◇

白岡の自然や文化、資源を活用した多様で楽しい体験ができる地域になっています。

◇施策の方向◇

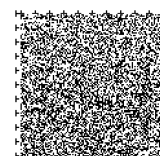
○こどもや若者が心豊かに育ち、地域に愛着を持ちながら成長できる環境づくりが大切です。楽しく有意義な体験が出来るよう、地域資源を生かした多様な体験機会を用意します。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①多様な体験・活動型プログラムの提供	○さまざまな体験活動を通じて、異年齢・世代間交流や自然とふれあう機会などの提供に努めます。 ○各種体験・活動型プログラムなどの参加者のニーズを捉えるとともに、それに対応した事業の提供を図ります。 ○地域の「教育力」を高めるために、ペアーズリーダー（ボランティア精神を踏まえた有志指導者）」や「ペアーズサークル（市内で生涯学習活動をしている団体）」といったペアーズバンクの登録者を拡充し、活用に努めます。 ○こどもたちに優れた文化芸術体験機会の提供を進めます。 ○児童館におけるこどもの年齢や発達段階、興味関心に応じた事業の提供を図ります。	生涯学習課 子育て支援課
	○柴山沼などを活用し、カヌーやSUP等の体験活動を通じて、自然とふれあう機会の提供を図ります。	街づくり課
②地域における活動への支援	○「子ども会育成連絡協議会」、「スポーツ少年団」への補助を継続し、地域におけるこどもたちの活動を支援します。	生涯学習課
③スポーツ活動の推進	○こどもから高齢者まで誰でも参加できるスポーツ教室を通じて多世代交流を促進するとともに、こどもの健やかな成長を支援します。 ○こどもから大人まで参加できる「総合型地域スポーツクラブ」へ広報活動などの支援を継続します。 ○学校施設の適切な維持管理に努めるとともに、小中学校の校庭・体育館をスポーツ団体に開放し、スポーツ活動を推進します。	生涯学習課
④ボランティア活動の促進	○地域の子育て力を高めるため、家庭や地域・学校と連携したボランティア活動の推進に取り組みます。 ○学校における「生きる力」を育む教育や道徳教育、特別活動等において、ボランティア活動など社会奉仕の精神を養うことに努めます。	子育て支援課 教育指導課



基本施策 4 こどもと親の健康づくりの推進

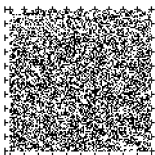
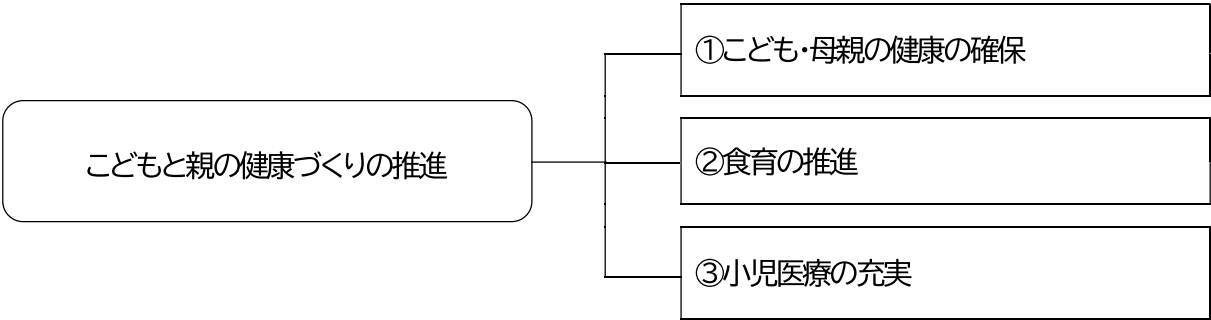
◇目指す地域の姿◇

こどもと親が、多くの人に見守られながら、健康に暮らせる地域になっています。

◇施策の方向◇

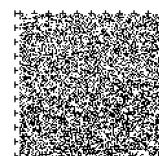
○安心してこどもを産み育てられる環境づくりが大切になっています。
各種健診などの保健事業や運動、食育、小児医療体制の整備など、
妊娠から出産、育児に至る切れ目のない支援の充実に努めます。

◇施策体系◇

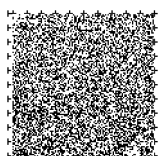


◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①こども・母親の健康の確保	○予期せぬ妊娠を含めた性に関する相談支援や相談窓口の情報提供を進めます。 ○不育症検査、不妊検査を受けている方に対して、適切な医療を受けることができるよう費用の軽減などの支援に努めます。 ○母子健康手帳交付時における資料の配布などによって、妊娠中の健康管理や母子保健事業などの啓発を図るとともに、交付時にアンケートを実施し、適宜保健師などの専門職が対応できるよう努めます。 ○「母親学級（両親学級）」などの学習機会を充実させることで妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図るとともに、各種相談の実施により出産・子育てに臨む親の不安解消や支援に努めます。 ○入院を必要とする未熟児に対して、養育医療制度を活用し、適切な医療を受けることができるように費用の軽減などの支援に努めます。 ○乳児全戸訪問事業、乳幼児及び妊婦健康診査や妊婦などへの保健指導、各種定期予防接種等を通じて異常の早期発見、早期治療、育児支援等を図り、こどもと母親の健康の確保に努めます。 ○新生児聴覚検査や1か月児健診、産婦健康診査の助成、産後に心身の不調のある母に対する産後ケア事業など取組の充実を図ります。 ○母子保健に関する業務のデジタル化の推進し、情報にアクセスしやすい体制作りを図ります。	子育て支援課
	○薬物、喫煙、アルコール、小児生活習慣病等の防止のため、食育などの教育課程の一環として、各学校で指導を行います。 ○こどもの体力向上を目指すべく、体力向上推進委員会を開催し、各学校で指導を行います。	教育指導課



施策	事業内容	関係課
②食育の推進	○乳幼児健康診査及び乳幼児栄養相談時に、各家庭に寄り添った指導の充実、乳幼児の食事に関する啓発資料及び食育計画に基づき作成した白岡オリジナル健康レシピbookの配布を実施します。 ○定期的なクッキングイベントの開催、乳幼児期の食生活に関する講話の実施、おやつの試食などによって、「食育」などに対する知識の普及を図ります。 ○健康増進計画の一環として、食生活改善推進員協議会、母子愛育会などの各団体同士で協働し、食生活に関する健康づくり活動を支援します。 ○各学校の給食の時間や家庭科及び保健などの時間を通じて、「食育」に関する指導を行います。 ○各学校の家庭科や校外行事、総合的な学習などの時間を通じて、食事づくりの体験を実施するなど、学校における「食育」の継続・充実を図ります。 ○地産地消の推進や地域の食文化の継承など、多様な関係者が連携・協働した食育活動の推進を図ります。	子育て支援課 健康増進課 こども保育課 教育指導課 教育総務課 生涯学習課 商工観光課 農政課
③小児医療の充実	○白岡市休日診療事業の一環として、関係機関との連携体制を取りながら、第1次（初期）救急医療の維持・推進について検討します。 ○利根保健医療圏における輪番制により、第2次救急医療の24時間対応体制の維持・推進に努めます。	健康増進課
	○埼玉県救急電話相談について、乳幼児健診などで周知し推進に努めます。	子育て支援課



基本施策5 こども・若者のこころの健康づくり(こども・若者の自殺対策)

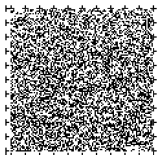
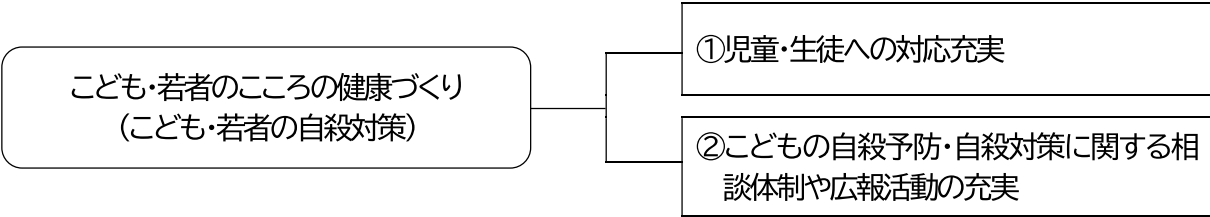
◇目指す地域の姿◇

こども・若者のこころの健康が保たれ、困ったときにはいつでもだれでも安心して相談できる地域になっています。

◇施策の方向◇

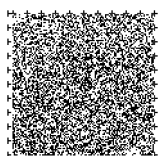
○近年、こども・若者のこころの健康は大切なテーマとなっています。
自他の命を大切にする教育やS O S の出し方に関する教育、様々な悩みや困難を身近な人に相談できる体制づくり、こころの健康についての啓発活動の充実に努めます。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①児童・生徒への対応充実	○自他の命を大切にする教育やＳＯＳの出し方に関する教育の推進、様々な悩みや困難を身近な人に相談できる体制づくりの充実に努めます。	教育指導課
	○民生委員・児童委員や学校と連携・協力し、福祉課題を抱える児童・生徒への見守りや、相談支援を行います。	福祉課
②こどもの自殺予防・自殺対策に関する相談体制や広報活動の充実	○自殺予防週間や自殺対策強化月間、心の相談先の周知に努めます。 ○「こころのおまもり」の配布などこころの健康に関する啓発活動の充実に努めるとともに、ゲートキーパーの周知を図ります。	健康増進課
	○福祉の総合相談窓口の周知や、電話・メールを活用した相談体制の整備を図ります。	福祉課



基本目標 2 子育て家庭や若者が住みよい環境づくり

基本施策 1 地域子育て支援の充実

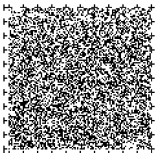
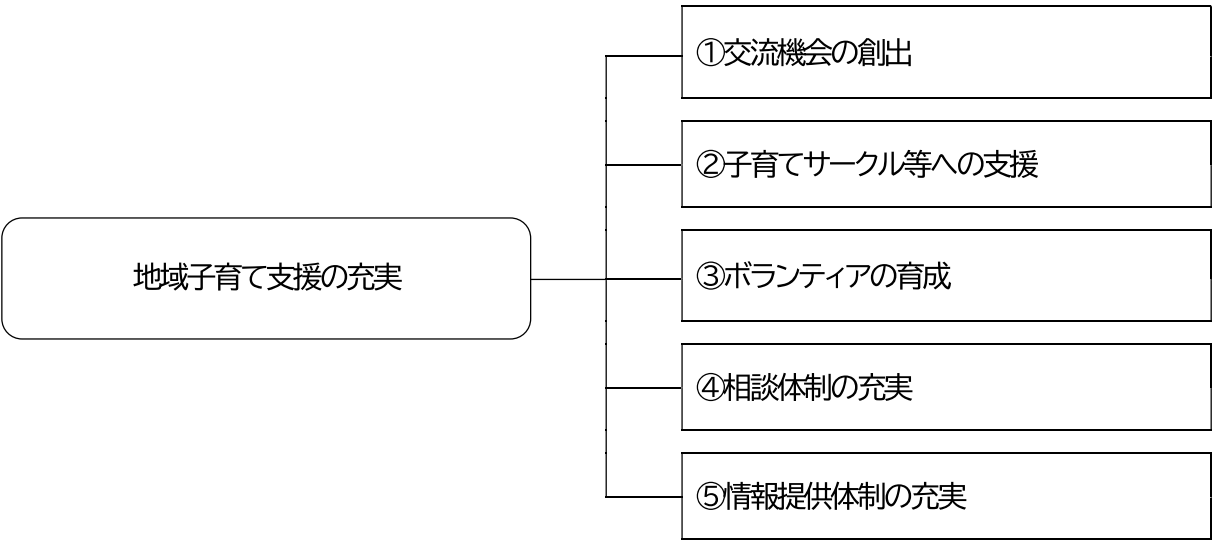
◇目指す地域の姿◇

みんなで育児や子育て家庭を支え、見守る地域になっています。

◇施策の方向◇

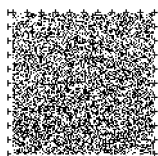
○育児や子育て家庭を地域みんなで支えていくことが大切になっていきます。こども家庭センターを中心とした相談体制の充実や情報提供体制の拡充、子育て支援センター、児童館、図書館での交流活動など、多様な機会と内容の支援を充実します。

◇施策体系◇

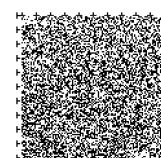


◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①交流機会の創出	○地域子育て支援拠点などにおける親子教室や育児講座を通じて、手遊びやふれあい遊び、制作等を実施し、親子がともに育つ場作りを充実します。	子育て支援課
	○児童館における各事業の中で親子、異年齢、異世代間の交流を図りながら、一人で来館しても他の来館者との仲間づくりの輪を広げられるように努めます。	
	○図書館で各種おはなし会、親子への読書案内などを実施し、絵本を通した親子のふれあいや、親同士のコミュニケーションの場を提供するよう努めます。 ○「ウィークエンドいきいき体験教室」などで、親子や他の家庭との交流等の促進を図ります。	生涯学習課
	○主任児童委員による、こどもや子育て家庭を対象としたカフェイベントを通じ、持続可能な地域社会の形成を目指します。	福祉課
②子育てサークル等への支援	○子育てサークルに対し、活動場所の提供や交流会の開催などの支援を行います。 ○親子教室などによる仲間づくりのための事業や、母子愛育会活動への支援を継続するとともに、地域の新たな課題や活動方法についても検討します。	子育て支援課
③ボランティアの育成	○地域の子育て力を高めるため、ボランティア活動の促進に取り組むとともに、今後もボランティアの積極的な受け入れに努めます。	子育て支援課
	○毎月のおはなし会のミーティングや定期的な図書館ボランティア連絡会の開催により、地域と密着した図書館を目指します。	生涯学習課
④相談体制の充実	○こども家庭センターを中心に電話や面談での相談体制の充実を図ります。 ○未就学児のいる家庭で、子育てのことについて近くに相談する人がいない方などを対象に、子育て支援センターの職員が自宅に訪問し、相談に応じる「訪問型子育て支援」を継続し、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課



施策	事業内容	関係課
	○広報紙、ポスター、地域子育て支援拠点だより、保健事業等予定表等において、相談事業の周知活動に努めるとともに、相談体制の確立を図ります。	子育て支援課 健康増進課
⑤情報提供体制の充実	○広報紙やパンフレットなどを積極的に活用し、生涯学習情報、福祉情報、健康づくりに関する情報の提供など、子育て中の親と子に様々な情報を提供します。 ○こども家庭センターを中心に情報提供体制の拡充などを図ります。 ○市ホームページの翻訳機能により、日本語を母国語としないこどもや保護者、家庭のために、保育園、幼稚園などに関する情報を発信するとともに、コンテンツの拡充等について必要に応じて検討します。	子育て支援課 こども保育課 健康増進課 福祉課 生涯学習課 企画政策課



基本施策2 多様な保育サービスの充実

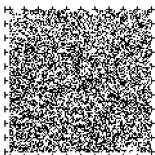
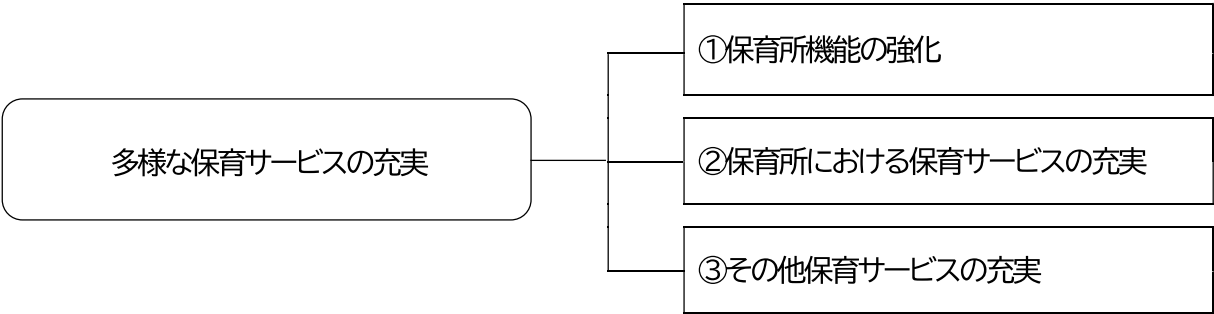
◇目指す地域の姿◇

待機児童がいない、誰でも必要な保育サービスを利用できる地域になっています。

◇施策の方向◇

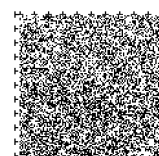
○保育サービスの充実は、子育て支援の基本として大切なことです。
認可保育所等の整備を進めて、待機児童の解消に努めるとともに、
乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の実施等、保護者の
多様なニーズに対応します。

◇施策体系◇

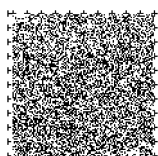


◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①保育所機能の強化	○待機児童解消を目的とした、認可保育所等の整備による定員増、低年齢児童を中心とする受け入れ枠の拡大・推進を図ります。 ○保護者が安心して児童を預けられるよう、保育所機能の充実に努めます。 ○人材、設備等を整備し、障がい児の受け入れが可能な体制を推進します。	こども保育課
②保育所における保育サービスの充実	○現行の通常保育や延長保育、一時保育の実施を継続するとともに、需要に応じて延長保育時間の更なる延長や休日・夜間保育の実施について検討します。 ○必要に応じて、保育所で障がい児保育を実施します。 ○保育所内外における安全点検や、外部からの不審者などの侵入防止に向けた訓練など、事故や事件、けがの防止に努めます。 ○年間を通して行う定期的な防災・避難訓練や、紙芝居などを通してこどもたちへの啓発活動などを通して、知識の普及を図ります。 ○有事の際に備えた、保険証番号や血液型などを記録した個々人の防災カードの作成の推進と、活用体制の確立を図ります。 ○入所児童が安心して成長することができる環境づくりのため、不審者対策など、職員向け防犯マニュアルに基づき、安全な保育を実施すると共に、有事の際にこどもたち自身の対応力を伸ばすような訓練を実施します。 また、施設面では、防犯カメラの設置などを推進し、保育所等のセキュリティの向上を図ります。 ○定期的に研修や会議を実施し、職員の資質の向上を図ります。 ○保育所の保育サービスに対する利用者のニーズ調査を実施します。	こども保育課



施策	事業内容	関係課
③その他保育サービスの充実	○ファミリー・サポート・センターについては、随時入会説明会を行うなどして、継続的な協力会員の増員に努めます。 ○病児や病後児の一時保育を行う「緊急サポートセンター事業」を継続し、推進します。	子育て支援課
	○保護者の勤務等の都合により、日中に病気のこどもの保育ができない場合に保護者に代わって保育を行う、病児保育を行います。 ○親の就業状況にかかわらず保育が利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の実施に向けた検討を行います。	こども保育課



基本施策3 子育て家庭に対する経済的支援の充実

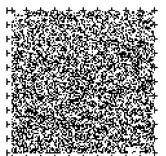
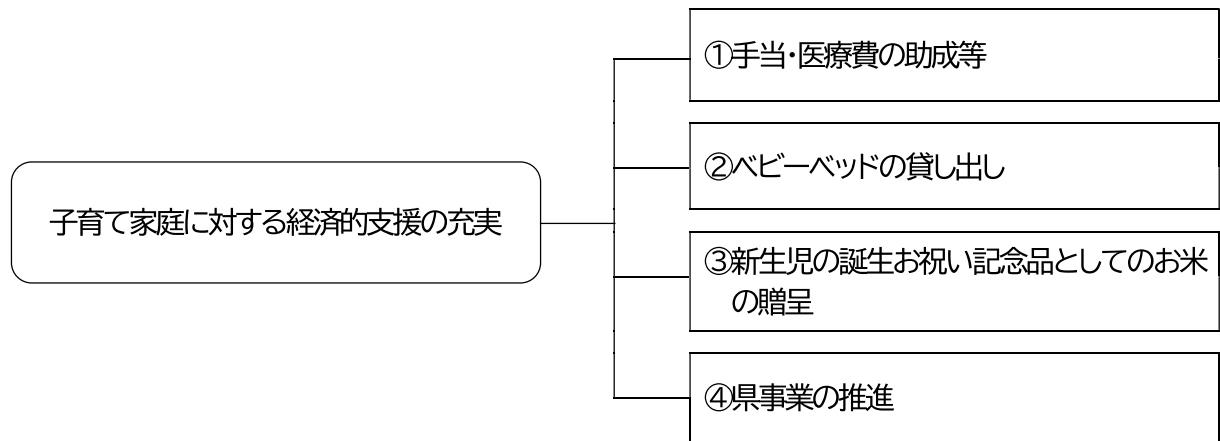
◇目指す地域の姿◇

必要な人への経済的支援が充実し、子育て世帯の笑顔が見える地域になっています。

◇施策の方向◇

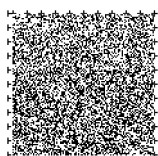
○妊娠や出産、育児にかかわる経済的な負担を軽減することが重要となっています。「こども医療費」、「ひとり親家庭等医療費」、「児童手当」、「出産・子育て応援給付金」などの適切な給付を推進します。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①手当・医療費の助成等	○「児童手当」及び「こども医療費」「ひとり親家庭等医療費」について、対象者への支給を継続します。 ○所得制限の撤廃や支給期間の延長など、児童手当の拡充について普及と啓発に努めます。	こども保育課
	○妊娠期から出産・子育ての切れ目のない支援の一環として、白岡市出産・子育て応援給付金の普及と啓発に努めます。	子育て支援課
②ベビーベッドの貸し出し	○乳児の健やかな成長を支援するべく、申請者に対して適切なベビーベッドの貸し出しを行い、育児をする家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
③新生児の誕生お祝い記念品としてのお米の贈呈	○新生児誕生のお祝い記念品として白岡市産の米を支給することにより、農産物の地産地消を促進し、次世代を担う新生児の誕生を祝うとともに、育児をする家庭の経済的負担の軽減を図ります。	農政課
④県事業の推進	○埼玉県が実施している「パパ・ママ応援ショップ」子育て家庭優待事業をより利用しやすくするため、希望者に対して適宜優待カードの配布、スマートフォンアプリの周知、協賛店舗の拡大・充実を図ります。	子育て支援課



基本施策 4 働きながら子育てできる地域づくりの充実

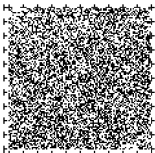
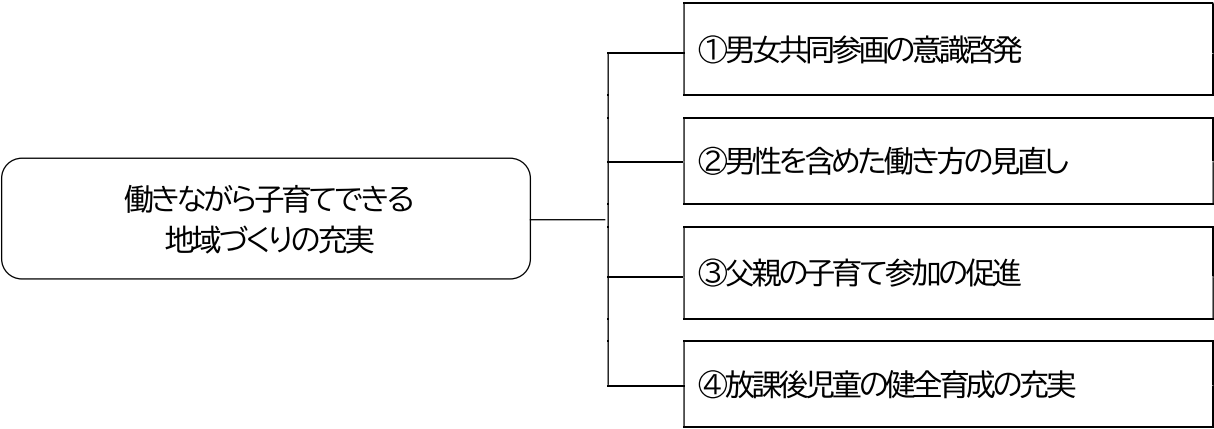
◇目指す地域の姿◇

みんながワーク・ライフ・バランスを保って暮らす地域になっています。

◇施策の方向◇

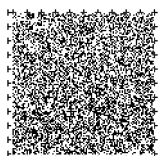
○育児と就労、家事、介護、地域生活等をバランスよく行うことができる地域づくりが大切になっています。男性を含めた働き方の見直しや父親の子育て参加の促進、放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実・拡大を進めるなど「ワーク・ライフ・バランス」の整った暮らしが実現する環境づくりを推進します。

◇施策体系◇

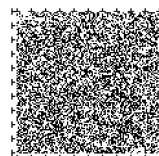


◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①男女共同参画の意識啓発	○男女の平等や相互の協力についての理解促進を図るため、男女共同参画の考え方や、男性の家事・育児参加についての啓発を推進します。	地域振興課
②男性を含めた働き方の見直し	○「ワーク・ライフ・バランス」の考え方や安心して育児と就労、家事、介護、地域生活ができる環境づくりについての啓発をパンフレットの配布などを通じて行います。 ○商工団体と連携し、女性の経営参画の推進や子育て支援に関し啓発に努めます。	子育て支援課 地域振興課 商工観光課
③父親の子育て参加の促進	○市内の事業所などに対し、商工会や工業団地振興会などを介して、育児休業制度などの制度を十分に理解して利用するよう啓発に努めます。 ○労働者や事業主の意識改革を促進するため、各種制度に関するパンフレットの配布や親子クラブの実施などを行い、父親の子育て参加の場の提供を行います。 ○父親とこどもが楽しんで参加できるような事業の開催、両親学級などで父親向けの話やDVDの視聴を通じた、子育てに参加する父親の意識を高め、父親の育児参加を促進します。	子育て支援課 商工観光課
④放課後児童の健全育成の充実	○施設の整備や余裕教室の利用、弾力化定員等について勘案しながら、放課後児童クラブ（学童保育所）の定員の拡大を図ります。 ○放課後児童支援員について、有資格者を配置するべく、放課後児童支援員認定資格研修への参加を推進します。 ○保護者との調整を行いながら、必要に応じて障がいのある児童の受け入れを図ります。	こども保育課
	○放課後などに小学校の余裕教室などを活用し、こどもが安心して活動できる場を提供することを目的に、放課後子ども教室を実施するとともに、未実施の小学校については、開設を検討します。	生涯学習課



施策	事業内容	関係課
	○地域の人材の参画・協力を得ながら、学習活動や様々な体験・交流活動の更なる機会の提供など放課後子ども教室の充実を図ります。	生涯学習課



基本施策5 若者の希望をかなえる地域づくり

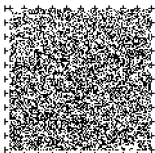
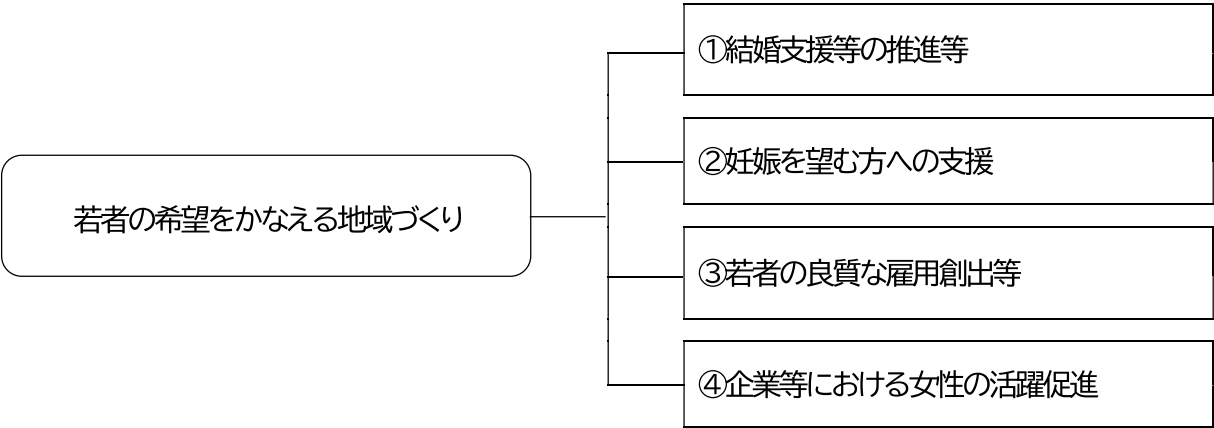
◇目指す地域の姿◇

やりがいのある仕事につき、結婚し、安心して子どもを産み育てることができる、若者の希望が実現できる地域になっています。

◇施策の方向◇

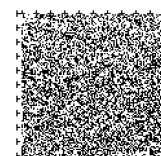
○結婚や仕事などに関する若者の希望の実現は、活力ある地域づくりに向けて非常に大切になっています。結婚支援事業の充実や不育症検査・不妊検査助成、企業等における女性の参画拡大、企業の働き方改革等を推進します。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①結婚支援等の推進等	○白岡市、久喜市、幸手市、杉戸町、宮代町、茨城県五霞町の「3市3町における広域連携による結婚支援に関する協定」を活用し、事業の企画や運営、情報収集など結婚支援に関する事業の推進を図ります。 ○S A I T A M A 出会いサポートセンター運営協議会（恋たま）への参加を継続します。	企画政策課
②妊娠を望む方への支援	○不育症検査、不妊検査助成事業の普及・啓発に努めます。	子育て支援課
③若者の良質な雇用創出等	○地域の雇用機会の確保を図るため、市内中小企業の円滑な事業承継の支援を図ります。 ○若者にとって働きやすい職場を増やすため、市内中小企業の働き方改革等を促進します。	商工観光課
④企業等における女性の活躍促進	○勤労者等に対して、女性の参画や職業と家庭の両立に関する法・制度の周知や活用促進を図ります。	地域振興課



基本施策6 子育て家庭の安全な生活の確保

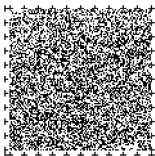
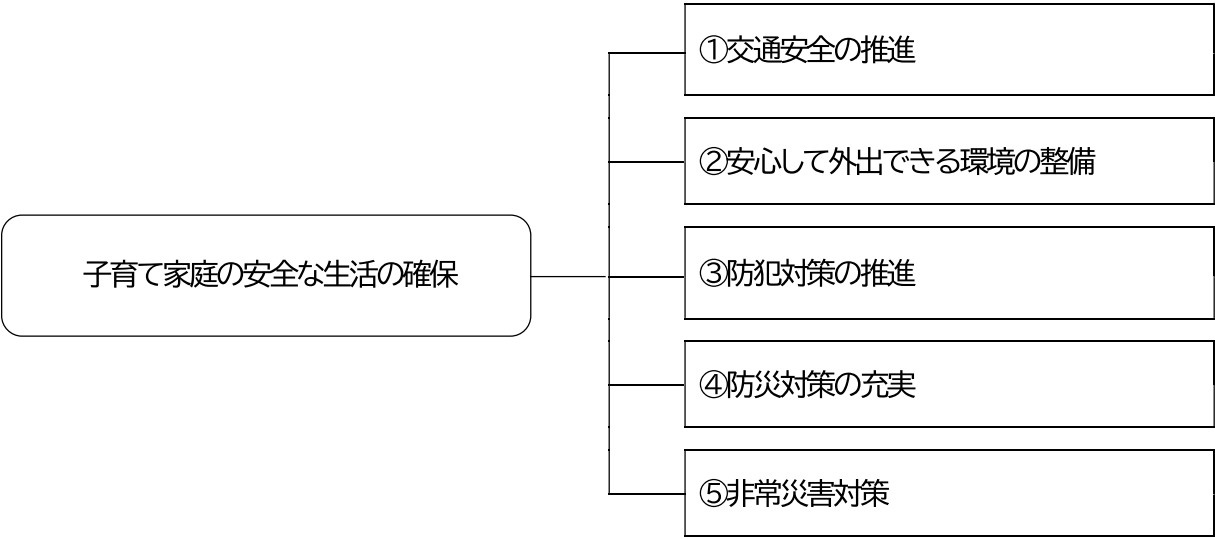
◇目指す地域の姿◇

交通安全や防犯など身近な安全対策や、いざという時の防災体制が十分整った安心できる地域になっています。

◇施策の方向◇

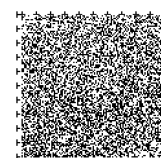
○近年では、若者が犯罪に巻き込まれることが多くなっています。また、震災や風水害が多発するなど、安全で安心できる地域づくりが大切になっています。交通安全や防犯に対する啓発や防災体制、緊急時の避難体制などの充実を図ります。

◇施策体系◇

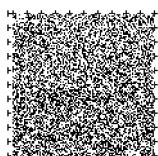


◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①交通安全の推進	○学校における交通安全教育などを通して、交通事故の防止を図ります。 ○交通安全啓発活動など、交通安全対策を推進します。 ○各行政区と調整の上、危険箇所における交通安全施設の整備・充実や通学路の整備を図ります。 ○通学路等において歩道や防護柵の整備、ハンプ等の物理的デバイスの設置を図るとともに、学校や警察等と連携し「通学路交通安全プログラム」に基づく定期的な点検を行います。 ○市内の生活環境保持のため、放置自転車対策を推進します。	教育指導課 安心安全課 道路課
②安心して外出できる環境の整備	○誰もが安心して外出できるよう公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、JR東日本に対して駅のバリアフリー化に関する要望活動などを行います。 ○広報紙を活用し、「赤ちゃんの駅」のPRや情報提供を行います。	地域振興課 子育て支援課
③防犯対策の推進	○こどもを取り巻く有害環境対策のため、学校における情報モラル教育の推進を図るとともに、保護者に対しては広報物を活用した啓発等を実施します。 ○警察や「地域防犯推進委員」と連携し、地域の安全確保に努めます。 ○危険を感じた際の避難場所としての「子ども110番の家」制度を今後も継続し、こどもを犯罪から守ります。 ○スクールガードリーダーを配置し、児童・生徒の登下校の見守りを実施します。 ○自主防犯組織を支援するとともに、防犯ボランティアとの連携・協力を推進します。 ○こども、保護者等への防犯教育を実施します。	教育指導課 安心安全課 こども保育課 福祉課



施策	事業内容	関係課
	○防犯灯などの防犯施設の整備・充実を図るとともに、道路・公園に死角をつくらないなど、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。 ○青少年の非行防止キャンペーンなどの啓発活動を行います。	教育指導課 安心安全課 こども保育課 福祉課
④防災対策の充実	○災害や火災などからこどもを守るため、市で実施する防災訓練や各保育所、幼稚園、学校で実施する防災訓練・避難訓練などの一層の充実を図ります。 ○防災情報や人命に関わる情報を円滑に伝えるべく、防災行政無線や白岡市安心安全メールサービスの普及・啓発など、情報伝達体制の充実に努めます。 ○保育施設、教育施設の整備・点検を推進します。	教育指導課 教育総務課 安心安全課 子育て支援課 こども保育課
⑤非常災害対策	○震災時や水害時などに、こどもの最善の利益を考慮しつつ、保育所等の利用者負担減免や避難先における保育の提供、被災したこどもの居場所づくりなどの支援体制の整備を進めます。 ○被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の整備を図ります。 ○災害時に、こどもに関係する施設等の業務を円滑に維持していくためのBCP(業務継続計画)や施設等の安全計画の普及と理解促進に努めます。	安心安全課 子育て支援課 こども保育課 福祉課



基本目標3 こどもが個性豊かに育つ環境づくり

基本施策1 家庭・地域の教育力の向上

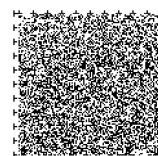
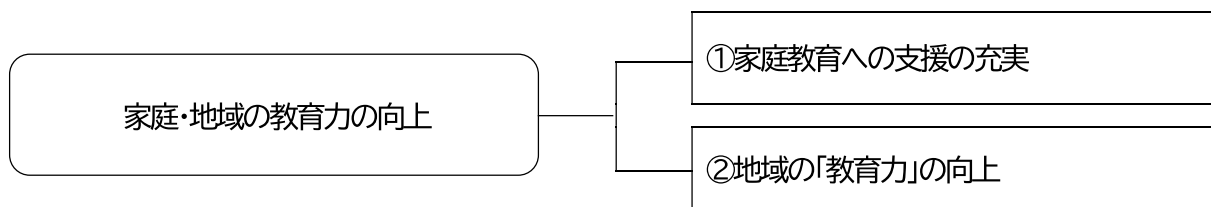
◇目指す地域の姿◇

家庭と地域が一体となって、子育てを推進する地域になっています。

◇施策の方向◇

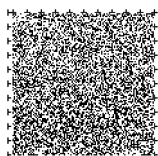
○こどもの教育は家庭や地域が基礎となっており、これらに対する支援は大切になっています。家庭教育を支援するため、地域子育て支援拠点の「育児講座」や母子保健事業の充実を図るとともに、子ども会活動やPTA活動、学校応援団活動などの地域の「教育力」の向上を目指す活動を支援します。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①家庭教育への支援の充実	○家庭の「教育力」の向上を図るため、小中学生のこどもに親を対象とした「家庭教育学級」を、ボランティアやNPOと連携しながら定期的に開催します。 また、父親の参加などを促進することで、より一層の知識の普及に努めます。 ○地域子育て支援拠点で実施している「育児講座」を継続し、乳幼児の救急に関する知識の啓発や「親子体操」などを実施します。 ○親が学ぶ講座や、親子で楽しんで学べる講座、リフレッシュ講座等、多様なテーマで講座を実施します。 ○各教室で妊娠・出産・育児についての講話を行い、育児に関する知識の普及、事故防止についての啓発を実施します。	生涯学習課 子育て支援課
②地域の「教育力」の向上	○「ウィークエンドいきいき体験活動事業」の一環として、自然環境の活用や、人と自然との関わり、農業などを学びつつ、異年齢・世代間の交流の場としてプログラムの提供に努めます。 ○ペアーズバンクに登録している地域の人材、団体に「ウィークエンドいきいき体験活動事業」や公民館の講座などの講師として活躍してもらいます。 ○家庭・地域・学校・行政が同じ目標を持って協働するために考案された「白岡アクションプラン」の趣旨に基づき、家庭・地域・学校・行政が有機的に連携して子育てができるよう、市が関係機関との調整を図り、推進団体の育成・支援に努めます。	生涯学習課
	○「環境学習会」を開催し、課外授業を通じた体験・見学などを行い、環境やエネルギーの問題、リサイクルについて学ぶ機会を提供します。 ○「緑のカーテン」事業の一環として、家庭に苗等の提供及び緑のカーテン活用講座の実施などを行い、地球温暖化に対する市民の意識啓発を図ります。	環境課



基本施策 2 就学前教育の充実

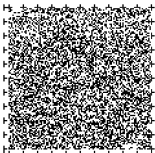
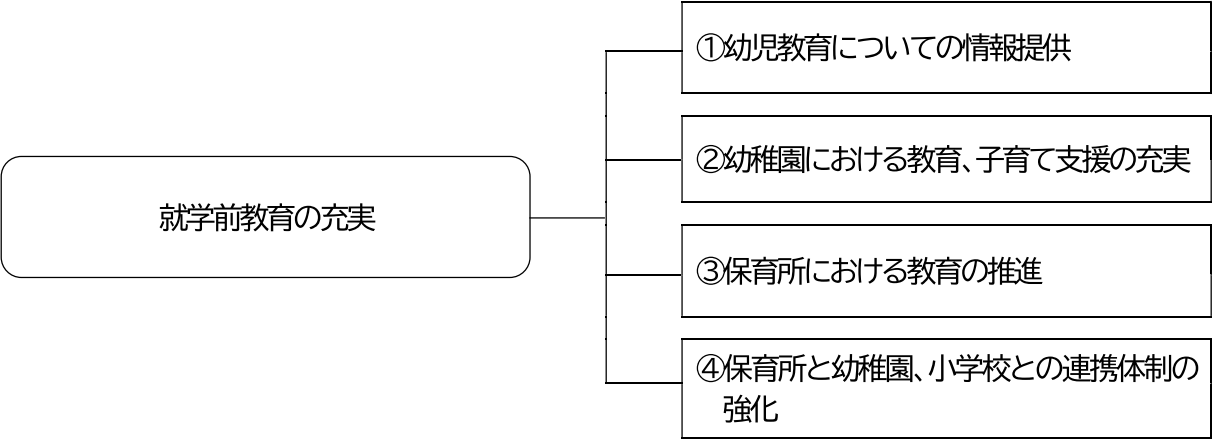
◇目指す地域の姿◇

幼稚園や保育所などで就学前の多様な教育を受けることができる地域になっています。

◇施策の方向◇

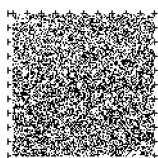
○幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なものです。幼稚園や保育所等に関する情報提供や私立幼稚園への支援、保育所の教育の推進、保育所と幼稚園、小学校との連携体制の強化などを推進します。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①幼児教育についての情報提供	○広報紙やチラシ、市ホームページ、パンフレット、子育て支援ガイドブック等を通じて、市内幼稚園の情報など幼児教育・就学前教育に関連する情報提供を行います。	子育て支援課
②幼稚園における教育、子育て支援の充実	○幼児教育の振興や施設の整備などを市内の私立幼稚園を対象に行います。 ○幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課 こども保育課
③保育所における教育の推進	○保育所における教育について、研究・検討を行い、さらに内容の充実に努めます。 ○職員の研修を充実させ、その資質の向上に努めます。	こども保育課
④保育所と幼稚園、小学校との連携体制の強化	○全体会議や各学校での会議を実施することで、新入学児童についての保育士と教員の話し合いの場を提供し、連携強化を図ります。 ○こどもの育ちを支える資料（保育所児童要録）を学校に継続的に送付します。 ○就学に向けて、園ごとに小学校への見学を行い、小学生との交流などを図ります。	教育指導課 こども保育課



基本施策 3 学校教育の充実

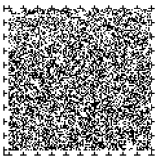
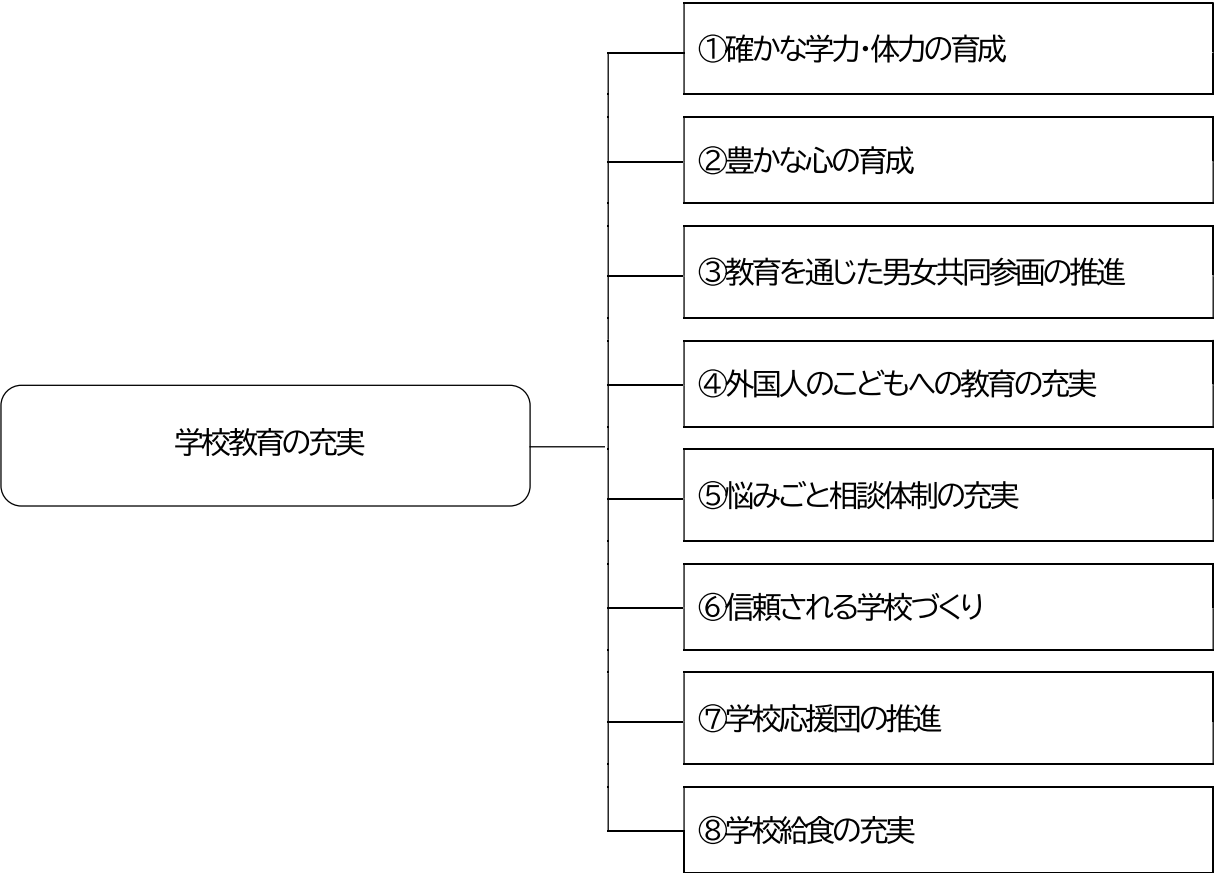
◇目指す地域の姿◇

学校と地域が連携し、すべてのこどもたちが豊かで明るく育つ地域になっています。

◇施策の方向◇

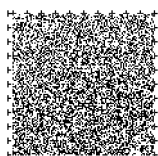
○学校は確かな学力・体力、豊かな心を育む場として重要であるとともに、相談機能の強化や地域と連携した取組が大切になっています。道徳教育や男女共同参画に関する教育、外国人のこどもへの教育の充実など充実に努めるとともに、教育支援センターを中心とした相談機能の強化、地域との連携強化などを推進します。

◇施策体系◇

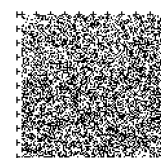


◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①確かな学力・体力の育成	○教育指導補助員、教科指導の充実のための加配教員を適宜学校に配置することで、少人数指導を実施するとともに、個に応じた学習の充実に努めます。 ○各小・中学校において、あいさつ運動などを行い、優しさと思いやりのある豊かな心の醸成を目指します。 ○児童・生徒の部活動などを通し、健やかな身体の育成や自発性・自主性の向上を推進します。 ○学校における外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育を推進します。	教育指導課
②豊かな心の育成	○学校教育全体を通して道徳教育の充実を図るとともに、体験活動での人々との関わり合いを通して、「心の教育」の充実に努めます。	教育指導課
③教育を通じた男女共同参画の推進	○発達段階に応じた、男女の平等や男女の相互理解と協力の重要性等についての指導を推進します。	教育指導課
④外国人のこどもへの教育の充実	○日本語指導の職員を配置するなど、外国人のこども等に対する日本語教育環境を強化します。	教育指導課
⑤悩みごと相談体制の充実	○不登校やいじめなど様々な課題を抱えるこどもに対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した学校におけるチームでの教育相談体制の充実を図ります。 ○不登校児童・生徒などの支援を行う教育支援センターにおいて、児童の悩みごとの相談体制や、学校への復帰や社会的自立に向けたサポートの充実を図ります。 ○小学校に相談室を配置し、電話や面談による相談を受け付けます。 ○教育委員会に設置されている教育相談室で、保護者からの教育相談、就学相談、先生方の教育相談などに対応します。 ○教育相談室や教育支援センターなどが連携し、不登校などの相談に対応します。	教育指導課



施策	事業内容	関係課
⑥信頼される学校づくり	○学校運営協議会や学校公開、PTA行事を実施し、開かれた学校づくりに努めます。 ○授業公開期間、広報紙や市ホームページを積極的に活用するなど、保護者や地域住民に学校を知ってもらうとともに、地域住民との協働による活動や、市の行事への積極的な参加を促し、地域・学校・家庭の連携を強化します。 ○各学校において、定期的に施設整備の点検を行い、安全・安心や防犯の一層の充実を図ります。	教育指導課
⑦学校応援団の推進	○学校応援団づくりを推進し、各学校応援団の交流や、日々の教育活動の強化、児童・生徒の見守りを行い、地域の教育力の積極的な活用を図ります。	教育指導課
⑧学校給食の充実	○白岡市産農産物を取扱っている企業や市内農家と連携し、学校給食における地場産物等の使用を促進し、学校給食の充実・食育の推進を図ります。 ○給食の時間や家庭科及び保健などの時間を通じて、「食育」に関する指導を行います。	教育指導課 教育総務課



基本施策 4 次代の親の育成

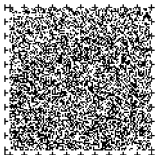
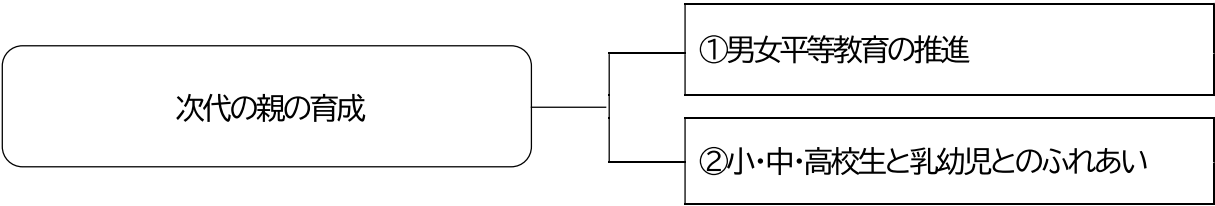
◇目指す地域の姿◇

若者が「親」になる意欲と自覚を持ち、知識を学び、「親」として成長し続けることができる地域になっています。

◇施策の方向◇

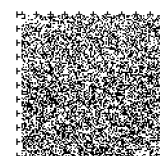
○こども・若者が成長し家庭を持ち、親となり自立した生活を送れるように支援していくことが大切です。人権教育や道徳、男女平等教育、小・中・高校生と乳幼児とのふれあい事業などにより、「親」になる意識と意欲、自覚、知識を得る支援を進めます。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①男女平等教育の推進	○学校の全教育活動を通して、人権教育や道徳、男女平等教育などを行い、生徒の意識の醸成を図ります。 ○学校生活の中で、必要以上に男女を区別することなく、平等になるように配慮を行います。 ○小学校に支援相談員、中学校にさわやか相談員を配置し、男女の問題に関する悩みごとを抱える保護者や児童・生徒のための教育相談体制の充実を図ります。 ○学校教育などにおいても、児童・生徒が性別にとらわれないように学校生活を送れる環境の整備や、男女がお互いの性を理解・尊重できるような知識普及、意識の醸成を図ります。	教育指導課
②小・中・高校生と乳幼児とのふれあい	○定期的に、小・中・高校生と乳幼児が交流するような行事の企画や、卒園児の行事への招待を行い、異年齢交流を図ります。 ○異年齢のふれあいを実現するべく、教科の授業や中学生社会体験チャレンジ事業などで保育所や幼稚園への訪問を実施します。 ○高校生の夏休みボランティアの保育所による受け入れを継続します。児童館における日常的な異年齢交流を、児童館まつり、小中学生を対象とした事業などを通して促進します。	教育指導課 子育て支援課 こども保育課



基本目標4 配慮を要するこどもを支援する環境づくり

基本施策1 障がい児と家庭への支援の充実

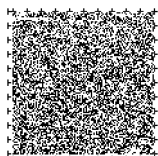
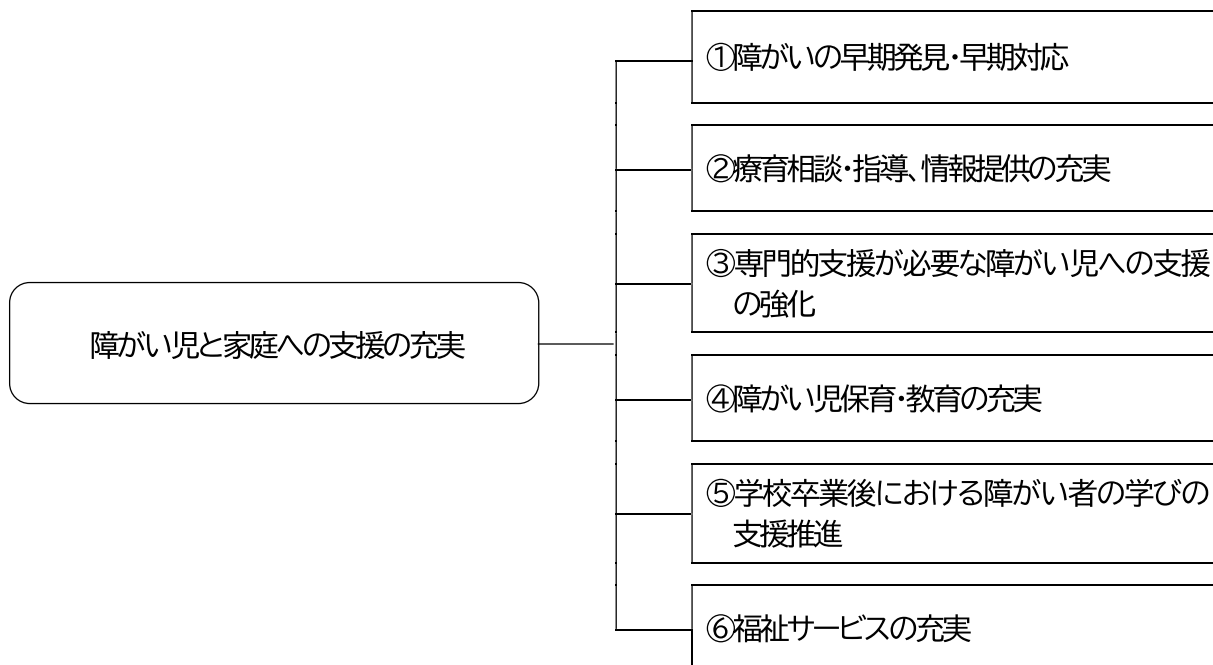
◇目指す地域の姿◇

障がいのあるこどもや若者が、その人らしく、生きがいをもって暮らしていける地域となっています。

◇施策の方向◇

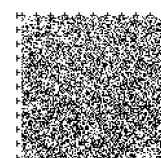
○障がいのあるこどもや若者の生活を支援するため、保健、医療、福祉、教育などが連携し、切れ目のない継続的な支援体制を整備することが大切です。障がいの早期発見・早期対応から多様な相談体制、専門的な支援、保育や教育、学校卒業後の支援、各種の生活支援などが連携した支援体制の整備を進めます。

◇施策体系◇

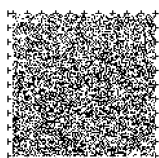


◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①障がいの早期発見・早期対応	○母子保健などの施策として乳幼児健診などを行い、発育・発達について経過観察が必要な乳幼児の早期発見に努めます。また、支援事業への連携体制の拡充や、継続的支援・親の支援の充実を図ります。	子育て支援課
②療育相談・指導、情報提供の充実	○療育支援が必要な障がい児などに対する相談・指導体制の充実を図ります。特に就学相談に関しては、就学年齢に限らず年間を通じて受け付けるよう体制を整えます。 ○医療・保健・福祉・教育の連携強化を図るとともに、必要時においては、児童の支援事業への参加や適切な医療受診をできるように体制を拡充します。 ○関係各課と連携を取り、情報提供や相談対応を充実させ、障がいのある児童・生徒の適正な就学、教育を推進します。	教育指導課 子育て支援課 福祉課
③専門的支援が必要な障がい児への支援の強化	○医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携を図る場の設置、充実に努めます。 ○専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制を実施する体制の確保を進めるとともに、児童発達支援センターの機能強化や重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備に努めます。 ○市内に障害者就労支援センターを設置し、就労を希望する障がい児・者に身近で寄り添った就労支援体制の整備を図ります。	福祉課
④障がい児保育・教育の充実	○保育所、幼稚園における障がい児の受け入れを継続し、障がい児保育・教育を推進します。 ○児童・生徒の適切な就学を実現するべく、就学支援委員会にて適正に判断を行うとともに、巡回相談や希望相談を通して、学校や保護者の支援を行います。 ○障がいの有無にかかわらず、学校における交流学习や体験学習などを通じて、こども同士の交流を促進します。	教育指導課 こども保育課



施策	事業内容	関係課
⑤学校卒業後における障がい者の学びの支援推進	○学校卒業後における障がい者の学びを支援するため、文化・スポーツ活動等への参加について支援、周知します。	福祉課 生涯学習課
⑥福祉サービスの充実	○障がい児の生活支援と保護者の負担軽減のため、各種補助金や、補装具交付などの福祉サービスの充実を図ります。また、重症心身障害児などの家族に対するレスパイトケア事業補助金交付事業の周知・推進を図ります。 ○障がいのある方の日常生活上の支援のため、埼玉県内に営業所を持つタクシーなどに対する福祉タクシー利用料等の助成、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、公共料金の割引等の支援を行います。 ○重度心身障害者医療費支給事業を実施し、適宜事業の案内や医療費の一部負担金の支給などを行います。	福祉課 こども保育課



基本施策2 ひとり親家庭への支援の充実

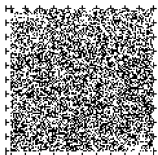
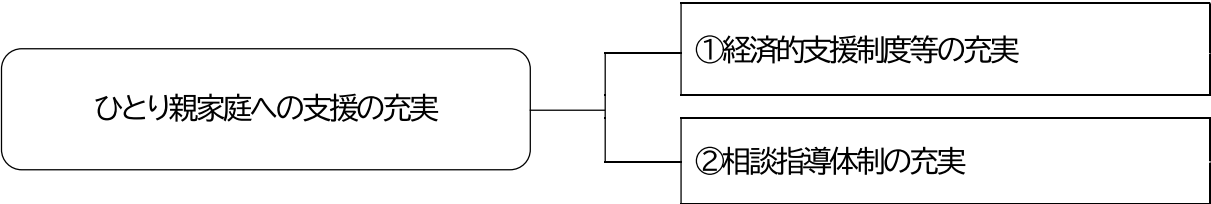
◇目指す地域の姿◇

ひとり親家庭が安心して暮らしている地域になっています。

◇施策の方向◇

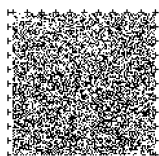
○ひとり親家庭は育児の負担が大きく、生活全般に様々な困難があることから、安心した暮らしのための支援が大切になっています。「児童扶養手当」や「ひとり親家庭等医療費支給」などの経済的支援を適切に実施するとともに、ひとり親家庭への相談体制の整備を行います。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①経済的支援制度等の充実	○ひとり親家庭などへ「児童扶養手当」、「ひとり親家庭等医療費支給」を支給します。 ○ひとり親家庭の経済的自立促進を図るため、就業に必要な資格取得の給付金として、「自立支援教育訓練給付金」、「高等職業訓練促進給付金」の支給、制度の周知を図ります。 ○就学援助制度や県営住宅、学童保育料の免除等の支援制度について、広報紙やパンフレットの配布、市ホームページなどを通して、制度の概要と申請方法の周知活動に努めます。	こども保育課 教育指導課 建築課
②相談指導体制の充実	○相談窓口の設置や支援体制に関する情報収集を行い、ひとり親家庭の悩みや不安の解消に努めます。 ○「女性の相談室」において、母子家庭や今後ひとり親になる可能性のある家庭の生活などの不安や悩み相談に対応します。	こども保育課 福祉課 地域振興課



基本施策3 児童虐待を防止する体制づくりの推進

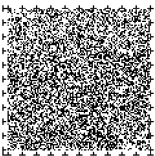
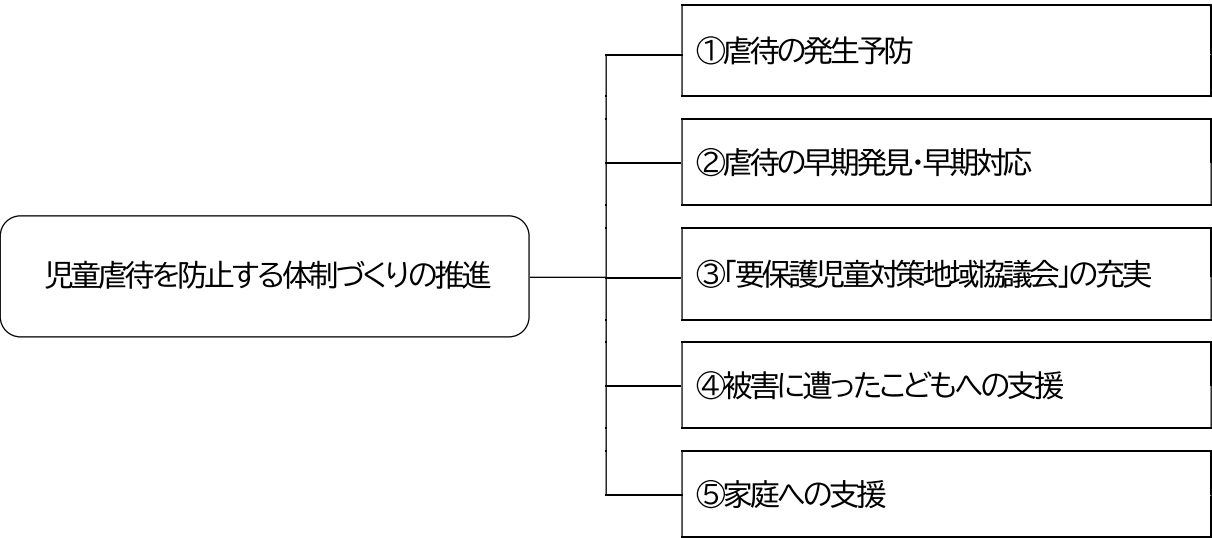
◇目指す地域の姿◇

こどもや若者への虐待や不当な扱いがなく、こどもや若者がのびのびと暮らしている地域になっています。

◇施策の方向◇

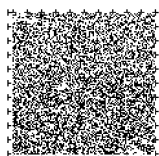
○こどもや若者に対する虐待は、人権を侵害するとともに、心身の発達や人格形成にも重大な影響を及ぼすことから、その防止や早期対応は大切なこととなります。妊娠から出産・育児にわたる支援や、こどもの権利条約の理解などの人権教育、「要保護児童対策地域協議会」によるハイリスクケースへの積極的な対応、児童虐待を受けたこどもを対象としたカウンセリングや、必要な家庭への支援など各関係機関が連携した対応の強化を図ります。

◇施策体系◇

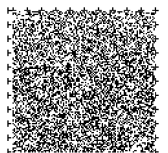


◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①虐待の発生予防	○産科などの医療機関及び関係課との連携により、特定妊婦の把握に努め、支援の充実を図ります。 ○乳児家庭全戸訪問事業や、乳幼児健診を活用した個別相談及び情報提供を行うとともに、健診未受診者を対象とした家庭訪問などを実施し、支援が必要な家庭を適切な機関につなげます。 ○児童虐待防止キャンペーンの実施や、県主催の研修会などを通じて、職員の人材育成に努めます。 ○社会科や道德等を通してこどもの権利条約の理解などの人権教育を行うことで、将来児童・生徒が児童虐待の加害者とならないよう、未然の防止を図ります。 ○保護者会や保健委員会等を通じた、保護者への意識啓発と相談活動を推進します。 ○地域の家庭の実態把握や情報の提供、相談対応、要保護児童及び要支援児童への、より専門的な支援業務等を行う「こども家庭センター」の充実を図ります。	子育て支援課 教育指導課
②虐待の早期発見・早期対応	○各関係機関の相互の連携を図り、いじめや虐待の早期発見・早期対応に努めます。ハイリスクケースにおいては、家庭訪問や電話連絡などの積極的な対応を行います。 ○地域の虐待の早期発見・早期対応に努めるため、民生委員・児童委員と連携を図るとともに、必要に応じた地域の見守りなどを推進します。 ○医療機関、関係課で定期的な情報交換を行い、支援の必要な特定妊婦など、妊娠期から切れ目のない支援を行います。	子育て支援課 福祉課 教育指導課 こども保育課



施策	事業内容	関係課
③「要保護児童対策地域協議会」の充実	○児童相談所、学校、警察、医療機関等、地域の関係機関が連携した「要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童虐待の発生防止と早期発見、迅速対応を図ります。 ○必要時の個別ケース検討会議において、情報共有、定期的なフォローを行うなど、進行管理、支援体制の強化を図ります。	子育て支援課
④被害に遭った子どもへの支援	○各学校の「さわやか相談員」、市教育相談室、各関係機関などが相互に連携し、いじめや児童虐待を受けた子どもを対象としたカウンセリング、保護者への相談体制などを一層充実させます。	教育指導課 子育て支援課
⑤家庭への支援	○支援が必要と判断した家庭に、訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴、家事や育児の支援を行う子育て世帯訪問支援事業を実施し、家庭が抱える不安や負担の軽減を図ります。	子育て支援課



基本施策 4 貧困の状況にあるこどもへの支援

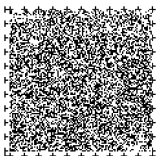
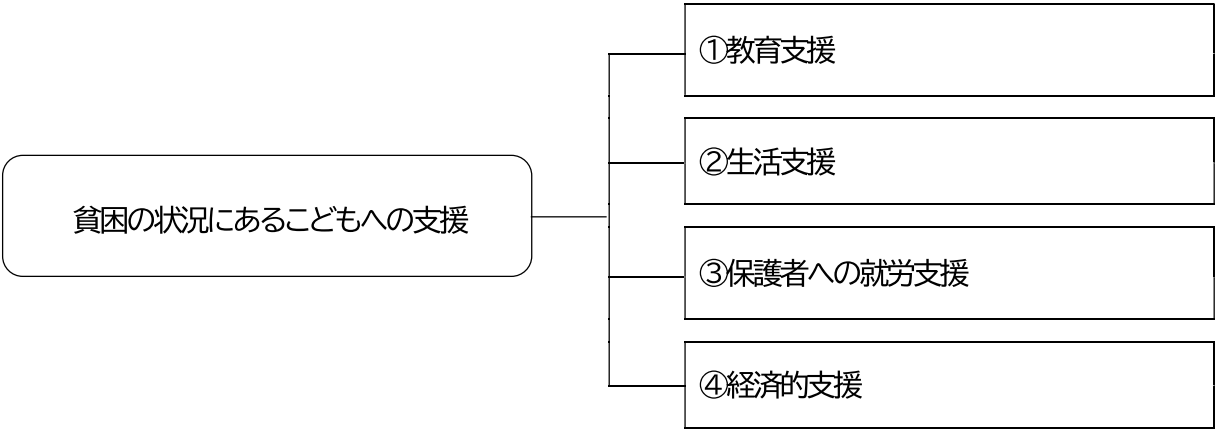
◇目指す地域の姿◇

子育て家庭が貧困に陥ることなく、こどもが健やかに成長できる地域になっています。

◇施策の方向◇

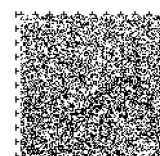
○経済的に苦しい環境にある家庭も少なくないとされており、貧困の連鎖を断ち切る視点からも多様な支援が大切になっています。学習支援や生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などを推進します。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①教育支援	○生活困窮世帯や生活保護世帯の中高生を対象に、高校進学及び中退防止を目的に学習支援を行います。 ○経済的理由により授業料・入学料の納入が困難な生徒や所得が一定以下の世帯に対し、授業料などの負担を軽減することで、就学機会の確保を図ります。 ○低所得者世帯の保育所及び認定こども園の利用者負担の軽減に努めることで、低所得世帯の子育てを支援します。また、幼児教育の質の向上や地域子育て支援の取組を推進します。 ○経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品費など就学に必要な費用の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。 ○進学の意欲を有しながら経済的な理由により就学困難な者の保護者に対して、入学準備金を貸し付け、等しく教育を受けることができるよう支援します。	福祉課 こども保育課 教育指導課 教育総務課
②生活支援	○生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象にした自立支援の取組を推進します。 ○家庭等で眠っている食品を職場や学校に持ち寄って地域の福祉団体等に寄付し、生活困窮等の世帯に提供する「白岡市役所フードドライブ」により、生活の支援を行います。	福祉課 こども保育課 環境課
③保護者への就労支援	○生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象とした就労支援の充実を図ります。	福祉課
④経済的支援	○児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。 ○ひとり親家庭等医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を行います。	こども保育課



基本施策5 ヤングケアラー、不登校等のこども・若者の支援

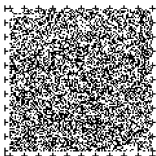
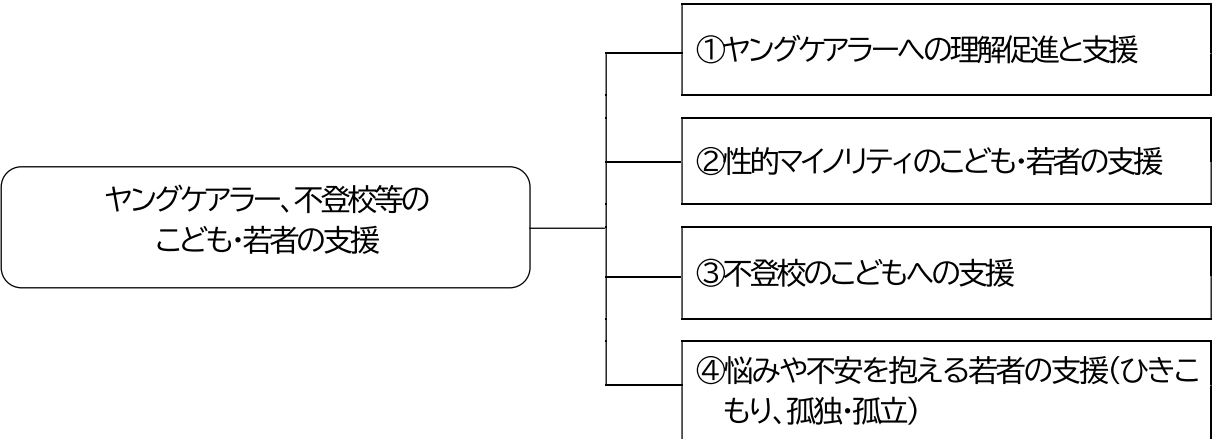
◇目指す地域の姿◇

様々な困難のあるこども・若者に対し、適切な支援を行い、将来に希望を持って暮らしていける地域になっています。

◇施策の方向◇

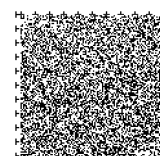
○ヤングケアラーや性的マイノリティ、不登校、ひきこもりなど、人知れず悩みや困難を抱えているこどもや若者が少なからず存在しています。悩みや困難を抱えているこどもや若者の存在に気づき、相談支援につなぐことで、教育や生活に関する適切な支援を進めます。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①ヤングケアラーへの理解促進と支援	○ヤングケアラーについて理解を深めるため、必要な広報やその他啓発活動を行います。 ○ヤングケアラーの相談窓口の周知をはじめ、教育相談体制の充実や家庭を取り巻く様々な関係機関と連携しながら適切な支援を図っていきます。 ○子育て世帯訪問支援事業を通じて、ヤングケアラーへの支援を行っていきます。	子育て支援課 教育指導課 高齢介護課
②性的マイノリティの子ども・若者の支援	○性的マイノリティの子ども・若者に関する理解増進やきめ細かな対応を進めます。 ○身体の性と心の性が一致していないことや好きになる性などに悩んでいる性的マイノリティの方々へ相談窓口を案内します。	生涯学習課 教育指導課 地域振興課
③不登校の子どもへの支援	○「学びの多様化学校の手引き」などに基づき、学びの場の確保に向けた関係機関と連携した取組を推進します。	教育指導課
④悩みや不安を抱える若者の支援(ひきこもり、孤独・孤立)	○こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知を図ります。 ○ひきこもり支援に関する情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを進めます。	健康増進課 福祉課



第3章 子ども・子育て支援事業の推進

1 子ども・子育て支援事業とは

子ども・子育て支援制度による事業は、「教育・保育施設及び地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、確保の方策、提供区域の設定等について定めます。

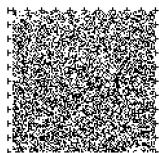
教育・保育提供区域の設定

教育・保育施設及び地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定する必要があります。

本市においては、1か所で全市的な利用ニーズに対応している事業などもあることから、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域(全市)と設定し、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備に努めます。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援制度に基づいて利用できる教育・保育施設には、認定こども園、幼稚園、保育所（「施設型給付」）があるほか、乳幼児を預かる地域型保育事業として小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（「地域型保育給付」）などがあります。これらを利用するためには、こどもの年齢と保育の必要性に応じて、市から認定を受ける必要があり、認定の区分によって利用できる施設・事業が異なります。このほかに、認可外の施設もあります。



■ 認定区分と提供施設

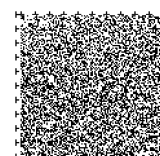
認定区分	1号	2号	3号
年齢	3～5歳		0～2歳
保育の必要性	幼児期の学校教育のみ		保育の必要性あり
提供施設	幼稚園 認定こども園	認定こども園 保育所	認定こども園 保育所 地域型保育事業 など

■ 教育・保育施設及び地域型保育事業の概要

	施設・事業	事業概要
教育・保育施設	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設
	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
特定地域型保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）、0～2歳児を対象にきめ細かな保育を行う事業
	小規模保育事業	少人数（定員6～19人）、0～2歳児を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業
	事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもを対象に保育する事業
	居宅訪問型保育事業	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業

■ その他の保育施設の概要

	施設・事業	事業概要
認可外	家庭保育室	市の基準を満たして認定を受けた、少人数の保育施設
	企業主導型保育施設	主に、子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員のこどもを対象に保育する施設



①教育施設

教育施設は、1号認定（3～5歳かつ幼児期の学校教育を希望）を受けたこどもに対して、幼稚園又は認定こども園において幼児期の学校教育を提供するものです。

また、保育の必要性がある2号認定されたこどもであっても、幼児期の学校教育を希望するこどもは、幼稚園又は認定こども園を利用します。

教育の提供体制については、令和6年度現在定員1,160人（私立幼稚園4園）となっており、今後も十分な提供体制が確保できると見込まれます。利用者の多様なニーズに対応した教育・保育サービスの提供を促進します。

■ 量の見込み

（単位：人）

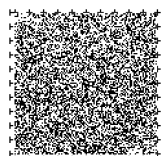
		令和7年度			令和8年度		
		1号	2号*	計	1号	2号*	計
①量の見込み		340	285	625	340	149	489
②確保方策	幼稚園 認定こども園			1,160			710
②-①				535			221

		令和9年度			令和10年度		
		1号	2号*	計	1号	2号*	計
①量の見込み		340	149	489	340	149	489
②確保方策	幼稚園 認定こども園			510			510
②-①				21			21

		令和11年度		
		1号	2号*	計
①量の見込み		340	149	489
②確保方策	幼稚園 認定こども園			510
②-①				21

*：保育の必要性がある
が、幼児期の学校教育を希望

※量の見込みは、令和5年度に実施した白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果及び国のワークシートを使用してニーズ量を算出し、さらに利用動向を加味して補正した数値を記載しています。



②保育施設

保育施設は、保護者が就労などを理由として、昼間に児童の保育を行うことができない場合に、保育所などで保護者の代わりに保育を行うことで、保護者の就労と子育ての両立を支援するものです。

保育ニーズの高まりに対応するため、認可保育所や地域型保育事業の整備促進に努め、提供体制の確保を図ります。

■ 量の見込み

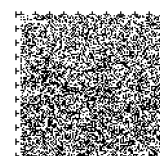
(単位：人)

		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
			0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み		511	68	179	172	614	70	173	187
②確保方策	保育所 認定こども園	454	47	98	108	614	47	98	108
	地域型保育事業		21	46	47		21	46	47
	計	454	68	144	155	614	68	144	155
②-①		-57	0	-35	-17	0	-2	-29	-32

		令和9年度				令和10年度			
		2号	3号			2号	3号		
			0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み		782	76	169	183	782	76	169	183
②確保方策	保育所 認定こども園	782	55	123	136	782	55	123	136
	地域型保育事業		21	46	47		21	46	47
	計	782	76	169	183	782	76	169	183
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0

		令和11年度			
		2号	3号		
			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		782	76	169	183
②確保方策	保育所 認定こども園	782	55	123	136
	地域型保育事業		21	46	47
	計	782	76	169	183
②-①		0	0	0	0

※量の見込みは、令和5年度に実施した白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果及び国のワークシートを使用してニーズ量を算出し、さらに利用動向を加味して補正した数値を記載しています。



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画にしたがって実施する事業です。

①利用者支援事業（こども家庭センター型）

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

妊娠・出産・育児に関する相談、悩みなどに対し、切れ目なく支援するため、こども家庭センターにおいて対応します。

■ 量の見込み

(単位：箇所／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1

②延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育所などで保育を実施する事業です。

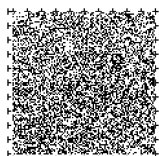
提供体制は十分に確保できる見込みです。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

■ 量の見込み

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	328	328	386	460	523
②確保方策	821	821	966	1,150	1,307

※量の見込みは、令和5年度に実施した白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果及び国のワークシートを使用してニーズ量を算出し、さらに利用動向を加味して補正した数値を記載しています。



③放課後児童クラブ（学童保育所）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室や専用施設などで、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

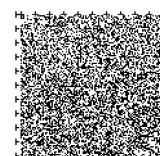
児童数全体の減少により利用児童数も減少することが見込まれますが、保育ニーズは今後も高まることが推測されます。引き続き放課後児童クラブの整備に努めるとともに、定員の弾力化なども実施しながら、提供体制の確保を図ります。

■ 量の見込み

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	765	750	722	707	673
1年生	200	184	179	187	160
2年生	187	196	180	176	183
3年生	134	165	157	144	141
4年生	133	118	124	118	108
5年生	75	52	48	50	48
6年生	36	35	34	32	33
計	765	750	722	707	673
②確保方策	560	635	635	635	675

※量の見込みは、令和5年度に実施した白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果及び国のワークシートを使用してニーズ量を算出し、さらに利用動向を加味して補正した数値を記載しています。



④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病や疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、市が委託する児童養護施設などの保護が適切に行うことができる施設において、宿泊を伴う預かりを行う事業です（原則7日以内）。

サービスを必要とする家庭が安心して利用できるよう、利用者のニーズの状況を見ながら、利用しやすい提供体制の確保に努めます。

■ 量の見込み

（年間延べ利用日数 単位：人日／年①）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	7	7	7	7	7

※量の見込みは、過年度の利用実績に基づき算出しています。

⑤地域子育て支援拠点事業

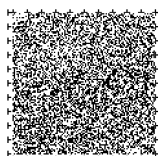
公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流の場を提供し、育児相談等を行う事業です。

現在5か所で実施しており、今後も利用者のニーズに応えながら、利用しやすい地域子育て支援拠点の充実に努めます。令和7年度からは、重層的支援体制整備事業の「居場所づくり」としての役割を担いながら、乳幼児期の親子の交流や育児相談の提供体制の確保に努めます。

■ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間延べ利用回数 単位：人回／年）	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
②確保方策 （単位：箇所／年）	5	5	5	5	5

※量の見込みは、過年度の利用実績に基づき算出しています。



⑥一時預かり事業（幼稚園在園児）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由によって、家庭において保育することが一時的に困難となった園児を対象として、主として日中に幼稚園内で一時的な預かりを行う事業です。

共働きの幼稚園利用の家庭（2号認定で教育利用希望が強い家庭）が、今後も一定数見込まれることから、提供体制の確保に努めます。

■ 量の見込み

（年間延べ利用日数 単位：人日／年①）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	37,273	37,273	30,844	27,309	5,284
1号認定による利用	11,450	11,450	9,475	8,389	4,342
2号認定による利用	25,823	25,823	21,369	18,920	942
計	37,273	37,273	30,844	27,309	5,284
②確保方策	37,273	37,273	30,844	27,309	5,284

※量の見込みは、令和5年度に実施した白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果及び国のワークシートを使用してニーズ量を算出し、さらに利用動向を加味して補正した数値を記載しています。

⑦一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由によって、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を対象として、主として日中に保育所などで一時的な預かりを行う事業です。保育所2か所で実施しています。

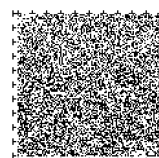
保育所の整備等による利用ニーズの変化に対応しながら、適切な提供体制の確保に努めます。

■ 量の見込み

（年間延べ利用日数 単位：人日／年①）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,160	1,160	960	850	440
②確保方策	1,160	1,160	960	850	440

※量の見込みは、過年度の利用実績に基づき算出しています。



⑧病児保育事業

保育を必要とする乳幼児等が、病気で集団保育が困難な期間、保育所・診療所などの施設において保育を行う事業です。

利用ニーズに対応しながら、提供体制の確保に努めます。

■ 量の見込み

(年間延べ利用日数 単位：人日／年①)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,480	2,200	2,200	2,200	2,200
②確保方策	1,480	2,200	2,200	2,200	2,200
病児対応型	720	1,440	1,440	1,440	1,440
体調不良型	720	720	720	720	720
ファミリー・サポート・センター事業（病児対応型）	40	40	40	40	40
計	1,480	2,200	2,200	2,200	2,200

※量の見込みは、過年度の利用実績に基づき算出しています。

⑨ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

児童の預かり、送迎時の支援などを受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

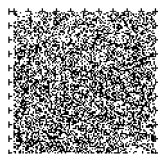
随時の説明会を実施し、提供会員の確保に努め、提供体制は確保できる見込みです。

■ 量の見込み

(年間延べ利用日数 単位：人日／年①)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	988	988	988	988	988
②確保方策	988	988	988	988	988

※量の見込みは、過年度の利用実績に基づき算出しています。



⑩乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に保健師等が訪問し、子育ての孤立防止を図るとともに、不安や悩みへの助言を行うなどによって子育て支援を実施する事業です。

今後も訪問活動により、きめ細かい支援の充実に努めます。

■ 量の見込み

（単位：人／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	374	370	372	372	372
②確保方策	374	370	372	372	372

※量の見込みは、各年度の0歳児人数の推計をもとに概算した数値です。

⑪養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業

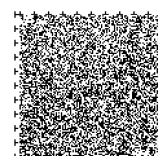
養育支援が特に必要とされる家庭を対象に家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行う事業です。必要に応じて対応していきます。また、要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

要保護児童対策協議会にて支援が必要と判断した家庭へ、見守り強化事業を実施し、支援を継続します。

■ 要保護児童に対する支援の量の見込み

（単位：人／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	80	80	80	80	80
②確保方策	80	80	80	80	80



⑫子育て世帯訪問支援事業等

子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業については、支援が必要な家庭の把握とともに、今後必要に応じて対応を検討します。

子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。

■量の見込み

(年間延べ利用日数 単位：人日／年①)

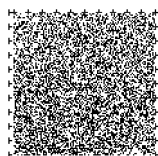
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	120	120	120	120
②確保方策	120	120	120	120	120

児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や一時保護解除の家庭への円滑な復帰を図るものです。

親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るものです。



⑬妊婦等包括相談支援事業

妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

■ 量の見込み

(年間延べ利用回数 単位：人回／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,122	1,110	1,116	1,116	1,116
②確保方策	1,122	1,110	1,116	1,116	1,116

⑭妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■ 量の見込み

(単位：人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	374	370	372	372	372
②確保方策	374	370	372	372	372

※量の見込みは、各年度の0歳児人数の推計をもとに概算した数値です。

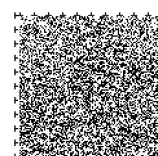
⑮産後ケア事業

出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

■ 量の見込み

(年間延べ利用日数 単位：人日／年①)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	126	126	126	126	126
訪問	42	42	42	42	42
デイ	42	42	42	42	42
宿泊	42	42	42	42	42
②確保方策	126	126	126	126	126



⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていないこどもを対象とし、月一定時間の枠の中で柔軟に通園が可能な事業です。

令和8年度以降に実施が予定されている新しい事業であり、今後のニーズに対応しながら、提供体制の確保に努めます。

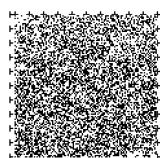
■ 量の見込み

（年間延べ利用人数 単位：人日／年②）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児					
①量の見込み		4	4	4	4
②確保方策		3	3	3	3
1歳児					
①量の見込み		4	4	4	4
②確保方策		3	3	3	3
2歳児					
①量の見込み		4	4	4	4
②確保方策		3	3	3	3

使用単位

単 位	
人／年	年間実人数
箇所／年	年間実施箇所数
人日／年 ①	年間延べ利用日数
人日／年 ②	年間延べ利用人数
人回／年	年間延べ利用回数



第4章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画では、次代の社会を担う全てのこども・若者が、ひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指しています。こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者の意見に耳を傾けるとともに、また、安心してこどもを産み、「子育てが楽しい」と感じ、こどもが心豊かに成長できる地域を、行政や市民、企業などが一体となって推進することが必要です。

そのため、家庭、地域、企業等による市民などの主体的かつ積極的な取組を促進するため、市ホームページへの掲載、概要版の作成・配布などを行い、こどもを含めたすべての市民に向けて、本計画の周知に努めます。

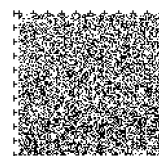
2 計画の推進体制

(1) 適切な役割分担による計画の推進

本計画を効率的かつ効果的に推進するためには、行政だけでなく、多様な主体による協働が必要です。そこで、家庭や地域、各種団体、関係機関等の役割を明確にし、それぞれの連携体制を強化することで、地域ぐるみの支援体制を整備し、こどもの未来をみんなでつくることのできるよう努めます。

本計画が掲げる目標像「みんなでつくる こども・若者の未来」を実現するためにも、各主体に期待される役割は、次のとおりとなります。

主体項目	内容
家庭	こどもが健やかに成長するための、第一義的な責任を負っています。そこで、地域や行政の手を借りながら、愛情を注いでこどもを育てていくよう努めます。
地域	こどもは、こども同士や地域の人々との関わりの中で社会性などを獲得していきます。このため、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等に関わらず、全てのこどもが心豊かに成長できるよう、地域全体で見守りや支援を行います。
行政	以下のような方向性で施策を展開します。 ①保育、保健、児童の健全育成、教育等の施策を積極的に推進します。 ②地域全体で子育てに取り組むことの重要性について地域住民の意識啓発を行い、各種行事などでの地域における子育ての取組を支援します。 ③こどもの人権、発達、子育て等について広く情報提供を行い、地域の子育て環境の整備を進めます。



主体項目	内容
各種団体	福祉課題が多様化・複雑化する中で、地域社会の中のさまざまな団体による見守りや支援が重要となっています。各種団体はお互いに連携を取りながら、子育てしやすい地域づくりや、こどもが心豊かに成長できるよう、各種取組を推進することが必要です。
関係機関	全国各地で発生している大規模災害や情報化の進展など、こどもに関わる問題も大きく変容しています。児童相談所、保健所、医療機関、警察などの専門機関と連携を密に図り、こどもと子育て家庭を包括的に支えていくよう努めます。

（２）情報の提供

こども・若者や子育て家庭に情報や支援が届くよう、必要な情報をわかりやすく提供します。また、若い世代がなじみやすいＳＮＳ等を活用した広報のあり方を検討するなど、情報発信や広報などを充実します。

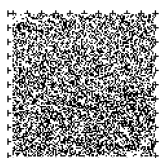
（３）こども・若者の社会参画と意見の反映

こども基本法では、こども施策の基本的な考え方として、こども・若者や子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞きながらともに進めていくとされています。アンケート調査やヒアリング調査など、こども・若者が意見を表明しやすく、また、社会参画しやすい環境づくりを行い、おとなは、その意見を年齢や発達の程度に応じて尊重しながら、様々な取組を進めていくことが重要です。

（４）人材の確保

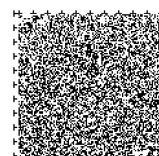
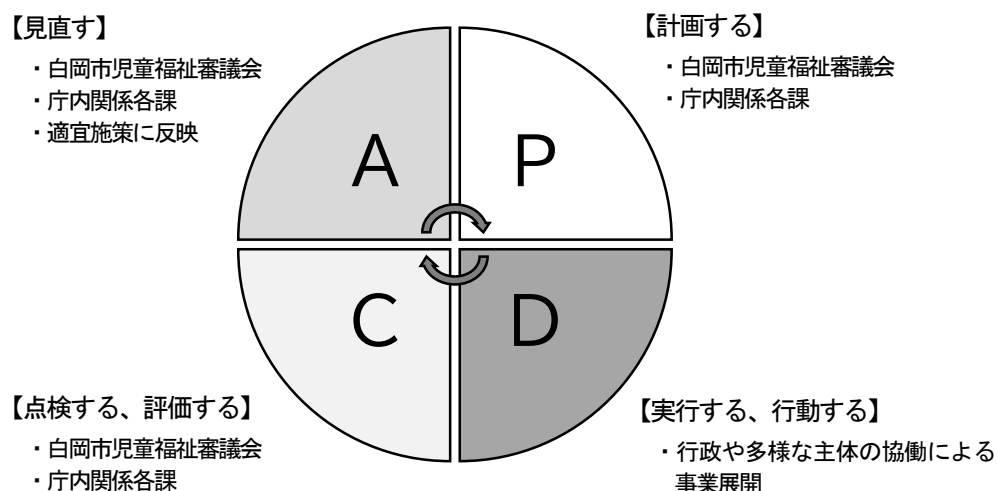
教育や保育、障がい児支援に携わる人材をはじめ、こども・若者の健やかな育ちや子育て支援の担い手の育成や確保に努めます。また、担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できるよう環境づくりを進めます。

さらに、民生委員・児童委員や地域活動団体、ボランティアなど、こども・若者や子育て家庭を支援する、身近な人材の育成や連携に努めます。



（５）白岡市児童福祉審議会による計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためにもPDCAサイクルに基づき計画の進行管理を行います。このためにも、白岡市児童福祉審議会において、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、点検・評価を行います。また、保育などの総合的な提供や待機児童の解消、更には地域のニーズに応じた多様なこども・若者支援、子育て支援の充実に向け、こどもや子育て家庭、各種団体などの子育て当事者の意見の反映をはじめ、必要に応じて計画の見直しを図ります。

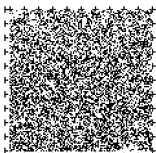


3 計画の推進にかかる成果指標

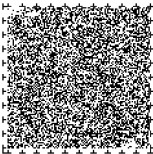
第6次白岡市総合振興計画（令和4年策定）に掲げた関連成果指標を本計画における成果指標とし、市の上位計画との整合性を図ります。

指標名	単位	現状値	目標値 (5年後)	目標値 (10年後)
子育てを楽しんでいる市民の割合 市民意識調査で「子育てを楽しんでいるか」について「そう思う」「ややそう思う」と回答した市民の割合	%	70 (令和3年)	73	77
子育ての悩みを相談できる相手がいる市民の割合 市民意識調査で「子育ての悩みがあった場合に相談先や相手がいる」と回答した市民の割合	%	83.1 (令和3年)	85.2	87.3
保育所の待機児童数 市内の保育所の待機児童数	人	17 (令和3年 4月1日現在)	0	0
学童保育所の待機児童数 市内の学童保育所の待機児童数	人	72 (令和3年 4月1日現在)	0	0

※現状値（第6次白岡市総合振興計画）

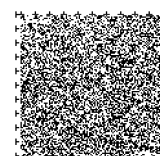


資料編



策定経過

日付		項目	内容
令和6年	1月17日（水） ～3月29日（金）	子育て支援についてのアンケート調査	〈調査対象〉 ○就学前児童の保護者 1,000人 ○小学生の保護者 1,000人
	3月8日（金） ～4月20日（土）	子どもの生活に関する実態調査	〈調査対象〉 ○市内中学校に在籍する中学2年生 424人 ○市内中学校に在籍する中学2年生の保護者 424人
	3月11日（月） ～5月1日（水）	こども・若者の意識と生活に関する調査	〈調査対象〉 ○15～39歳の市民 1,000人
	7月20日（土）	第1回 白岡市児童福祉審議会	○白岡市子ども・子育て支援事業計画 進行管理について ○白岡市こども計画について
	11月2日（土）	第2回 白岡市児童福祉審議会	○白岡市こども計画（骨子案）について
	12月7日（土）	諮問 第3回 白岡市児童福祉審議会	○白岡市こども計画（素案）について
	12月23日（月） ～1月23日（木）	パブリックコメントの実施	
令和7年	2月8日（土）	第4回 白岡市児童福祉審議会	○パブリックコメントの結果について ○白岡市こども計画（案）について ○答申（案）について
	2月13日（木）	答申	
	3月	計画決定	



白岡市児童福祉審議会条例

平成25年12月27日

条例第29号

改正 令和5年3月28日条例第3号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、白岡市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（令5条例3・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

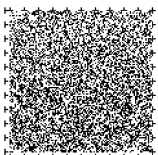
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

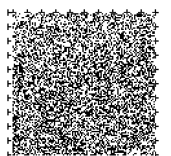
(白岡市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

3 白岡市青少年問題協議会設置条例（昭和56年白岡町条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月28日条例第3号）

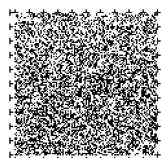
この条例は、令和5年4月1日から施行する。



白岡市児童福祉審議会委員名簿

番号	選任区分	氏 名	選任母体
1	1号委員 (児童福祉関係者)	西村 恵子	白岡市民生委員・児童委員協議会
2		猪野塚 将	埼玉県中央児童相談所
3	2号委員 (教育関係者)	青木 春乃	白岡市小中学校校長会
4		関山 典央	杉の子幼稚園
5		尾崎 正浩	白岡天使幼稚園
6	3号委員 (保育関係者)	小松 武志	しらおか虹保育園
7		山口 宜子	ピノ保育園白岡
8		深山 由香	フレンドキッズランド新白岡東口園
9		藤本 典子	太陽さんさん白岡園
10	4号委員 (学識経験者)	鈴木 きよ子	白岡市母子愛育会
11		市川 憲子	久喜地区更生保護女性会白岡部会
12	5号委員 (子どもの保護者)	大高 雅史	幼稚園PTA（菁莪）
13		齋藤 俊明	PTA連絡協議会（菁莪小PTA）
14	6号委員 (公募に応じた者)	寺井 堅一	公募委員
15		木村 敏博	公募委員

任期：令和6年5月1日から令和8年4月30日まで



白岡市児童福祉審議会諮問

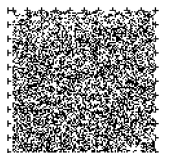
子 第 5 5 0 号
令和 6 年 1 2 月 7 日

白岡市児童福祉審議会
会長 西村 恵子 様

白岡市長 藤井 栄一郎

白岡市こども計画について（諮問）

このことについて、白岡市児童福祉審議会条例（平成 2 5 年条例第 2 9 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



白岡市児童福祉審議会答申

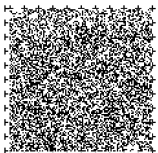
令和7年2月13日

白岡市長 藤井 栄一郎 様

白岡市児童福祉審議会
会長 西村 恵子

白岡市こども計画について（答申）

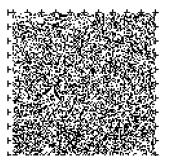
令和6年12月7日付け字第550号で諮問のありました、白岡市こども計画（案）については、慎重に審議した結果、妥当であるものとして答申します。



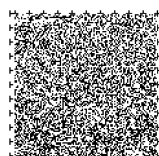
用語説明

50音順

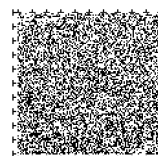
用 語	説 明
あ	
赤ちゃんの駅	誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称。
生きる力	これからの時代を生きるために必要とされる総合的な力のこと。確かな学力、豊かな人間性、健康・体力等をバランスよく持つことが重要とされている。文部科学省の設定した学習指導要領にて言及されている。
一時保育	短期的な就労、病気や冠婚葬祭、私的な理由などにより一時的に保育ができない場合に、保育園で一時的に保育をする事業のこと。
一般世帯	住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家などの住宅に住む世帯、会社の独身寮に住む単身者や施設等の世帯は含まない。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠であるこども（18歳以上の高校生等を含む）。
園庭開放	保育所入所児童以外の児童・保護者に園庭を開放し、園児との交流や子育てを支援すること。
か	
学童保育所（放課後児童クラブ）	保育を必要とする小学生に対して、放課後や春・夏・冬休み、土曜等学校休業日に、専用施設などで生活の場を提供する事業。（放課後児童健全育成事業）
緊急サポートセンター事業	病児・病後児や緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等について、援助を希望する人（利用会員）と援助を行う人（サポート会員）の会員同士で行う助け合いのしくみです。緊急サポートセンターで実施します。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。
交通安全施設	道路反射鏡(カーブミラー)、ガードレールや道路照明灯などの施設のこと。
合計特殊出生率	1人の女性が出産可能とされる、15歳から49歳までに産む子どもの数の平均。



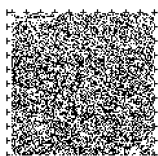
用 語	説 明
子育て支援センター	子育て中の親子が自由に来所して利用できる、親子の交流、子育ての相談の拠点となる施設。また、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供を実施します。
こども家庭センター	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関。また、関係機関と連携して妊娠・出産・育児に関する保護者の相談や悩みに対して、切れ目なく支援を行う。
こども食堂	こどもが1人でも行ける無料または低額の食堂で、食事の提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たすもの。「こどもの貧困対策」と「地域の交流拠点」という2つが活動の柱で、民間発の自主的かつ自発的な取り組み。
子ども110番の家	こどもが危険に遭遇したり、困りごとがあるとき安心して立ち寄れる民間協力の拠点。(各学校で受付け)
さ	
さわやか相談員	埼玉県が平成8年度から中学校に配置している、こどもの立場に立った身近な相談員のこと。学校内での面接相談に加えて電話による相談や家庭訪問などの活動も行う、身近な相談者としてこどもの悩みを受け止める存在である。
産後ケア事業	出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う事業。
児童館	放課後の小学生等が自由に来館して利用できる、こどもに健全な遊び場を提供する目的の施設。
重層的支援体制整備事業	「地域共生社会」の実現に向け、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応できるよう、「①断らない相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援」、「②参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援」、「③地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援」の3つを柱とする地域福祉の取組。
障がい児保育	何らかの障がいがあるこどもに対して、必要なサポートを行いながら保育すること。
スクールガードリーダー	学校の防犯体制及び学校安全ボランティア(スクールガード)の活動に対して専門的な指導を行う者のこと。



用 語	説 明
た	
第1次（初期）緊急医療	入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療のこと。
第2次救急医療	入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療のこと。
利根保健医療圏	県内に10ある医療圏の1つで、本市を含めて9市町から成るもののこと。
な	
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、保護者が働いている・いないにかかわらず利用が可能。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていないこどもを対象とし、月一定時間の枠の中で柔軟に通園が可能な事業（令和8年度以降に実施予定）。
は	
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭のこと。
病児保育	病気・病気回復期の児童を、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことができない場合に、保育園や医療機関に付属する専用スペースで看護師などが一時的に預かること。
ファミリー・サポート・センター	育児の手助けができる人（協力会員）と、育児の手助けが必要な人（依頼会員）を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて、育児の手助け（援助活動）ができる協力会員を紹介するもの。
福祉の総合相談窓口	「どこに相談したらわからない」など、福祉に関する困りごとや気になることを気軽に相談できる窓口。窓口、電話、訪問のほか、メールでの相談もできる。
ペアーズバンク	「いつでも どこでも だれでも」を合言葉に市が推進している生涯学習システム「ペアーズ！しらおか」の人材バンクのこと。
保育園	保護者が仕事などにより家庭で児童を保育できない場合に、児童を親などに代わって保育をする施設。児童福祉法による認可を受けている認可保育所（国が定める最低基準に適合し、県などの認可を受けた定員20人以上のもの）のほか、定員が19人以下の小規模の保育施設や、企業が働き方に応じた保育を提供する企業主導型の保育施設もある。



用 語	説 明
や	
ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこどものこと。
幼稚園	小学校就学前の幼児の心身の発達を促し、集団生活に慣れさせることを目的とした教育施設。
幼稚園の預かり保育	幼稚園の在園児を対象とした、教育課程に係る教育時間終了後などに行う預かり制度のこと。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けたこどもをはじめとする保護を要するこどもに関する情報の交換や支援を実施するための協議を行う。
ら	
療育	障がいを持つこどもが社会的に自立することを目的として行われる支援と教育のこと。



白岡市こども計画

令和7年3月

発 行 白岡市

編 集 白岡市健康福祉部子育て支援課
埼玉県白岡市千駄野445番地
TEL 0480-92-1111(代表)

